

高知県南海トラフ地震対策行動計画

(平成25年度～平成27年度)

平成25年6月
平成27年6月一部改訂

高 知 県

○平成27年6月改正の概要

平成25年6月に策定した高知県南海トラフ地震対策行動計画（平成25年度～平成27年度）について、平成26年度に引き続き、PDCAサイクルに基づき見直しを行い、取り組みの追加や修正を行いました。

1. 主な改正点

（1）取り組みの追加

- ・204項目（H26年度） → 226項目（22項目の追加）
※H25年度は183項目

（2）計画スケジュールの平成26年度欄の内容を実績値に修正

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、多くの尊い命が犠牲となるなど、太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしたことは、記憶に新しいところです。

南海地震は、これまで概ね 100～150 年周期で発生し、その都度本県に大きな被害をもたらしてきました。昭和の南海地震からすでに 70 年近くが経過し、その切迫度は徐々に高まっているうえ、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害となる南海トラフ巨大地震の発生も指摘されています。

高知県では、南海地震への備えを進めていくための拠り所として、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を平成20年4月に施行しました。また、条例の実効性を高めるため、被害の軽減や地震発生後の応急、復旧・復興のための事前の準備など、県として実施すべき取り組みをまとめた行動計画を平成21年4月に策定し、ハードとソフトの両面から様々な対策を進めてきたところです。

このたび、東日本大震災の教訓や、最新の知見に基づいた地震・津波とその被害についての新たな想定を踏まえ、対策の充実と強化を図ることとし、平成25年度から平成27年度までの3年間に取り組む第2期の行動計画を作成しました。

この計画では、避難路や避難場所の整備などは最大クラスの津波からも命を守ることができるように最優先で取り組むとともに、助かった命をつなぐための発災直後から応急期にかけての対策については、規模の異なる2つの地震を前提において対策に幅を持たせることとし、この3年間で概ね完了させます。

また、行政の責務としての公助を強化することに加え、県民、事業者、自主防災組織等の皆様が行う自助、共助の取り組みの後押しを充実させています。

なお、県民の皆様にも、南海地震に加え、東海、東南海地震が同時に発生すれば、人的支援や物流などの面において本県にも大きな影響があるとの意識を持っていただきたいことから、名称は、「南海トラフ地震対策行動計画」と改めることといたしました。

県民の皆様一人ひとりが自らできる対策を着実に進め、いざという時のために備えることが何より大切です。

今後、この計画に掲げた自助、共助、公助の183項目の取り組みを市町村や事業者、地域の皆様とともに全力で推進してまいります。

平成25年6月

高知県知事 尾崎 正直

高知県南海トラフ地震対策行動計画

- 目次 -

1 計画作成の趣旨と基本的な考え方

(1) 高知県南海トラフ地震対策行動計画の作成の趣旨	1
(2) 想定する地震及び被害想定について	2
ア 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波	2
イ 発生頻度の高い一定程度の地震・津波	5
(3) 南海トラフ地震対策の基本理念と方向性	8
ア 南海トラフ地震対策の基本理念	8
イ 今後の南海トラフ地震対策の方向性	8
ウ 計画期間	9
エ 対策の実施による減災効果	9
オ 行動計画のPDCAサイクルを通じた点検、見直し	10

2 具体的な取り組み

(1) 想定される被害シナリオに応じた対策	11
ア 地震発生から概ね6時間以内	11
イ 発生後3日間まで	14
ウ 発生後2週間まで	16
エ 発生後2週間以降	17
(2) 行動計画の体系とその考え方	18
ア 4つの視点	18
イ 重点課題	18
(3) 行動計画の体系表（取り組み一覧）	22
(4) 項目別の具体的な取り組みの内容（個表）	25
(5) これまでの取り組み状況	122

参考資料

- 1 高知県の南海トラフ地震対策の計画体系
- 2 高知県南海トラフ地震対策行動計画における長期浸水対策

1 計画作成の趣旨と基本的な考え方

(1) 高知県南海トラフ地震対策行動計画の作成の趣旨

東日本大震災では、沿岸部を襲った想定を大きく上回る津波により、各地に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われました。

このため、県では大震災直後から従来の対策を今一度見直すこととし、その教訓を踏まえながら、「今すぐできること」として避難場所や避難路の再点検、学校などにおける避難訓練などに取り組むとともに、住宅の耐震対策に対する支援の拡充や、避難路、避難場所の整備を急ピッチで進めてきました。

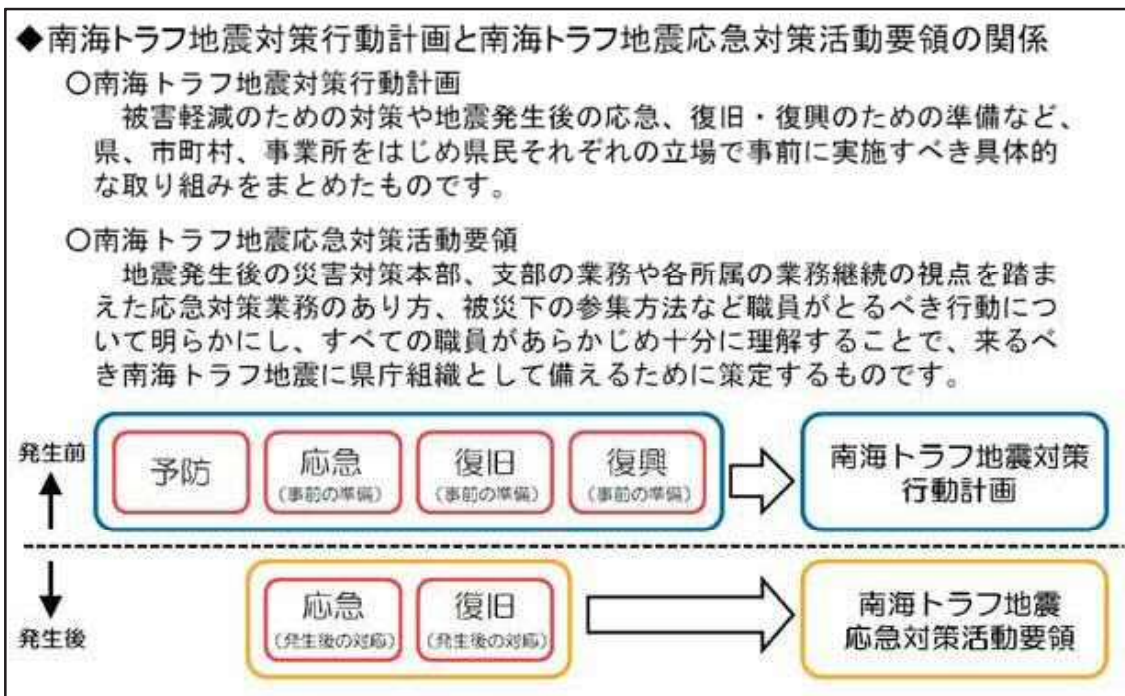
また、「命の道」としての緊急輸送道路の確保対策を加速化するとともに、津波による被害を軽減するため海岸堤の整備や浦戸湾内の排水機場の耐震化や耐水化等の対策をできる限り前倒して実施するなど、南海地震対策の加速化と抜本強化に取り組んできました。

こうした中、平成 24 年 3 月及び 8 月に国が公表した「南海トラフの巨大地震による地震・津波想定及び被害想定」を基に、平成 24 年 12 月にはより精緻な震度分布・津波浸水予測（以下「高知県版予測」という。）を作成し、また平成 25 年 5 月には高知県版予測に基づく人的・物的被害などの想定も行いました。

本計画は、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、県、市町村、事業所をはじめ県民それぞれの立場で実施すべき具体的な取り組みをまとめた南海トラフ地震対策のトータルプランであり、大震災で得られた教訓や県の新たな想定を基に、専門家や市町村等の意見も踏まえて作成したものです。

また、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」第 43 条の規定に基づき作成するもので「高知県地域防災計画（地震・津波対策編）」に定める基本事項を具体化するための行動計画として位置付けられるものです。

今後、県では本計画に基づき、避難路や避難場所の整備などは最大クラスの津波からも命を守ることができるように最優先で取り組むとともに、助かった命をつなぐための発災直後から応急期にかけての対策については、規模の異なる 2 つの地震を前提において対策に幅を持たせることとし、この 3 年間で概ね完了させます。また、その他の防災・減災対策についても計画的に実施していきます。



(2) 想定する地震について

南海トラフを震源とする南海地震は、これまで概ね 100 年から 150 年ごとに発生し、本県は繰り返し大きな被害を受けてきました。また、南海トラフでは、南海地震だけではなく、東海地震や東南海地震なども発生します。その上、過去には何度もこの 3 つの地震が連動して発生しており、西日本の太平洋側はそのたびに大きな被害を受けています。

1946 年（昭和 21 年）に発生した昭和南海地震からは 68 年が経過し、国から示された南海トラフ地震の発生確率*は、今後 30 年以内で 70%程度となっています。

このように、周期的に発生し、切迫度も高まってきている南海トラフ地震ですが、過去に発生した地震の規模や発生場所は様々であり、次に起きる地震を特定することはできません。

このため、本県の南海トラフ地震対策を進めていく上で、対策に幅を持たせて万全を期していくために、規模の異なる 2 つの地震を想定することとします。

※『平成 27 年（2015 年）1 月 1 日を基準日として算定した地震の発生確率値』

平成 27 年 1 月 14 日地震調査研究推進本部地震調査委員会

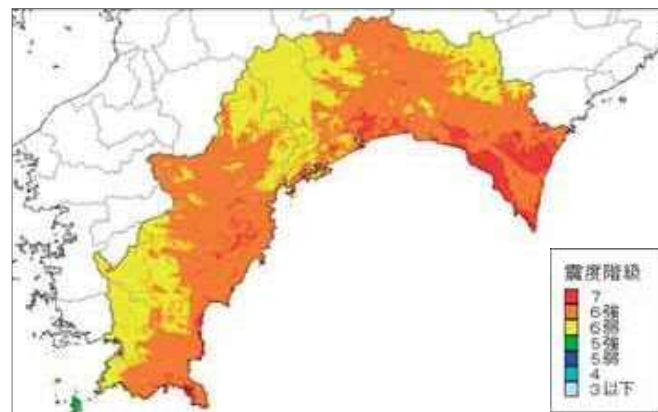
ア 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波

国が東日本大震災の発災を受け平成 24 年 3 月以降に公表した南海トラフ沿いで発生する最大クラスの地震・津波をベースに、最新の地形データや構造物データを反映したものです（高知県版予測）。

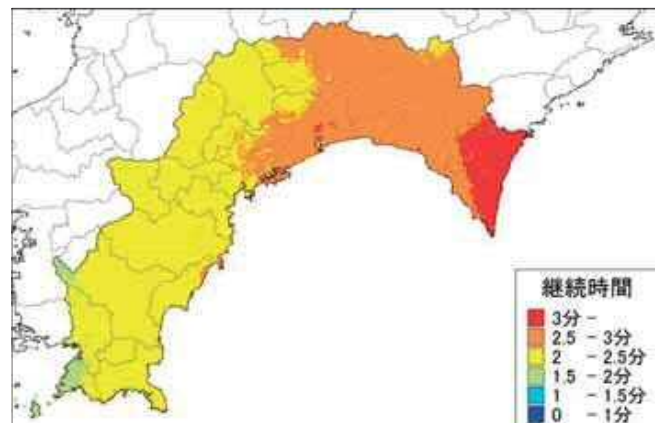
今後、県としては最大クラスの地震・津波は、高知県版予測を念頭に対策を進めます。

<地震の揺れの想定>

○震度分布図（震度 7：26 市町村、震度 6 強：8 市町村）

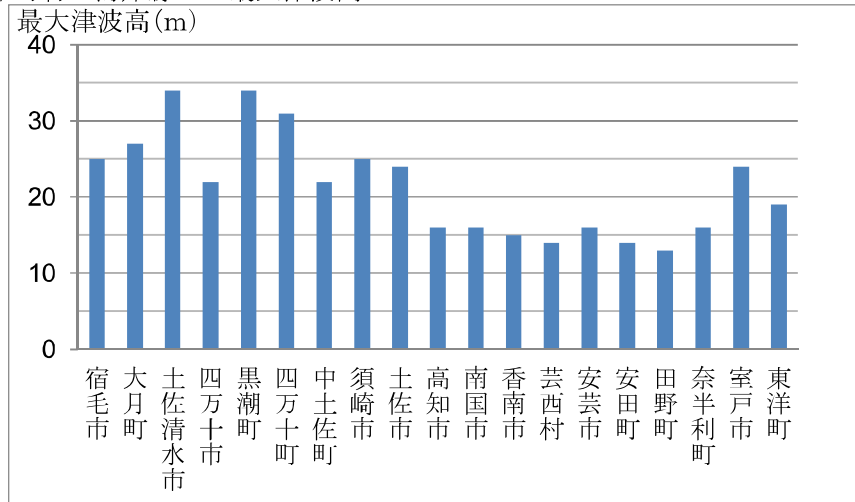


○地震継続時間分布図（体に感じる揺れ（震度 3 相当以上）の継続時間）

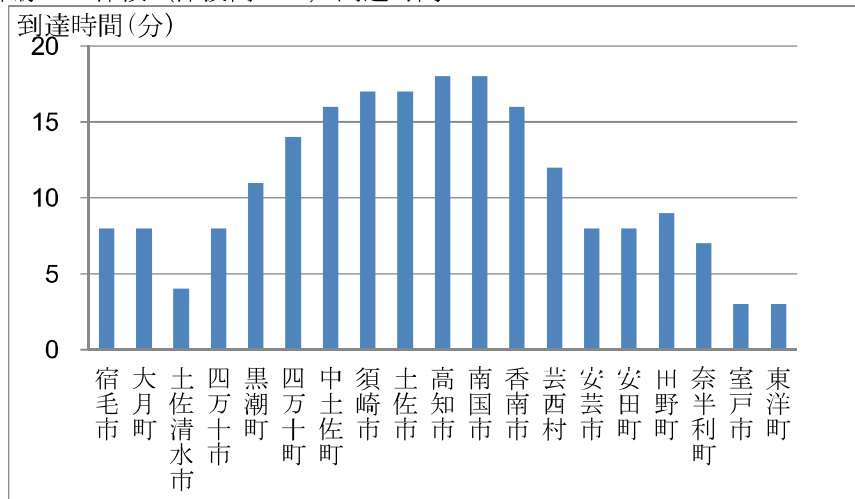


<津波・浸水の想定>

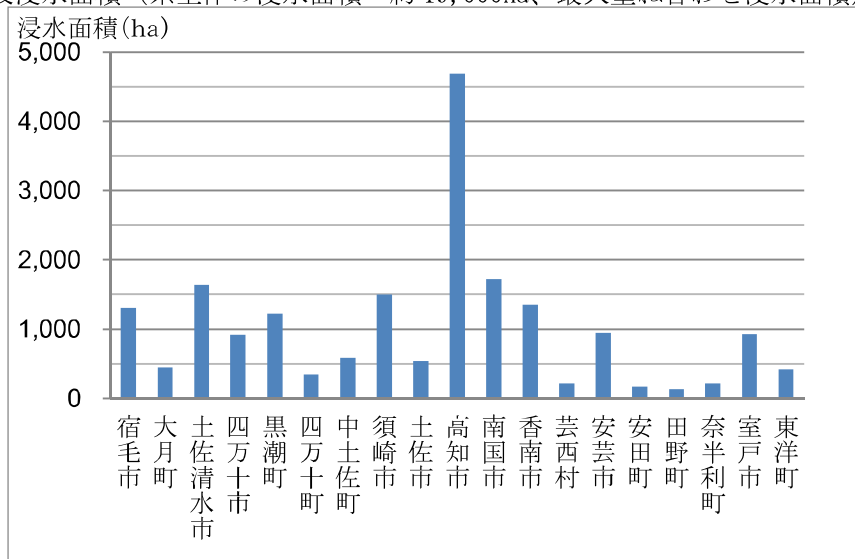
○各市町村の海岸線での最大津波高



○海岸線への津波（津波高 1 m）到達時間



○津波浸水面積（県全体の浸水面積 約 19,000ha、最大重ね合わせ浸水面積）



<人的・物的被害の想定（H25. 5 高知県）>

人的被害（死者数）が最大となるケースで想定

○地震・津波の設定
・揺れ：陸側ケース（高知県の直下で強い揺れが発生するケース）
・津波：ケース④（四国沖で大きな津波が発生するケース）
○時間・条件の設定
・時間帯：冬深夜
・住宅の耐震化率：74%
・津波早期避難率：20%

○死者数

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 5,200 人	約 110 人	約 500 人	約 36,000 人	若干数	約 42,000 人

○負傷者数

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 33,000 人	約 140 人	約 300 人	約 2,900 人	若干数	約 36,000 人

○避難者数

	1日後	1週間後	1か月後
避難所	約 280,000 人	約 243,000 人	約 127,000 人
避難所外	約 158,000 人	約 127,000 人	約 296,000 人
合計	約 438,000 人	約 370,000 人	約 423,000 人

○全壊建築物数

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによる 建物被害	液状化による 被害	津波による 建物被害	合計
約 80,000 棟	約 5,500 棟	約 710 棟	約 1,100 棟	約 66,000 棟	約 153,000 棟

○ライフライン被害数（被災直後）

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガス）
約 575,000 人	約 244,000 人	約 521,000 軒	約 217,000 回線	約 28,000 戸

イ 発生頻度の高い一定程度の地震・津波

本県では、これまで地震・津波対策の基礎資料として、平成16年3月にとりまとめた南海地震が単独で発生した場合の地震・津波予測と被害想定である「第2次高知県地震対策基礎調査」の結果を用いてきました。

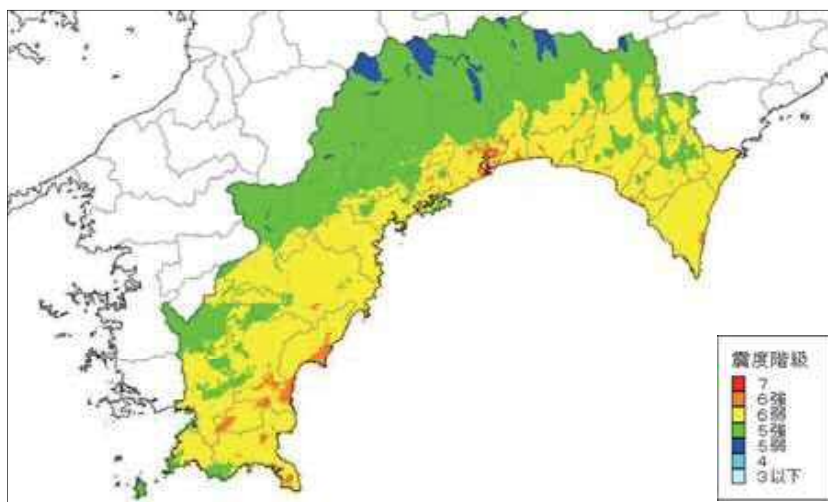
高知県版予測では、この地震・津波予測に最新の地形データや地盤の情報を反映し、再度推計を行いました。

今後、本県としては発生頻度の高い一定規模の地震・津波は、この再度推計した予測を念頭に対策を進めます。

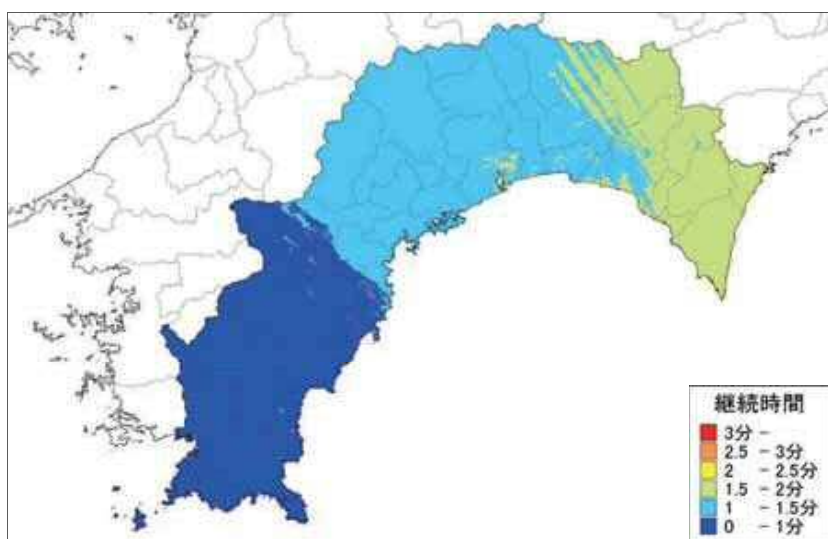
<地震の揺れの想定>

○震度分布図

(震度7：3市町、震度6強：15市町村、震度6弱：10市町村、震度5強：6町村)

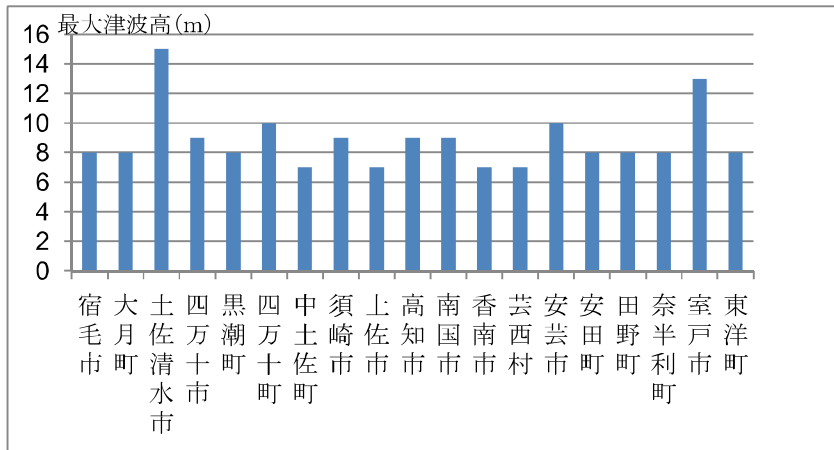


○地震継続時間分布図 (体に感じる揺れ(震度3相当以上)の継続時間)

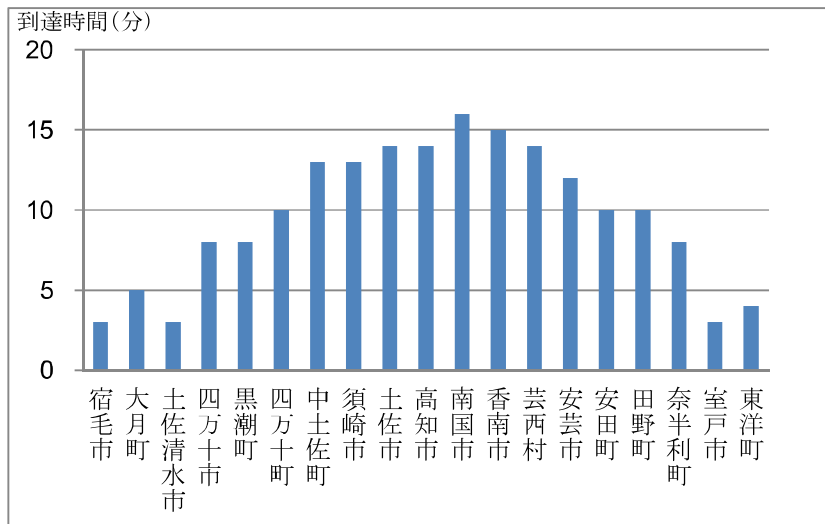


<津波・浸水の想定>

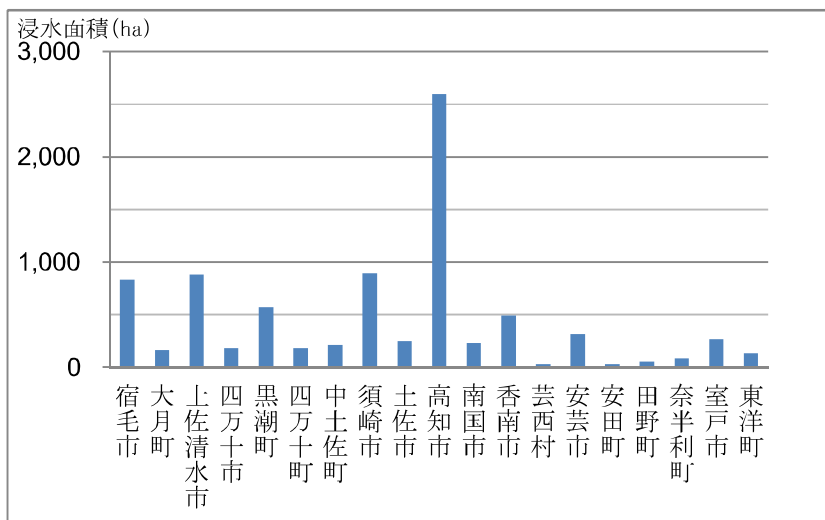
○各市町村の海岸線での最大津波高



○海岸線への津波（津波高1m）到達時間



○津波浸水面積（県全体の浸水面積 約 8,400ha、最大重ね合わせ浸水面積）



<人的・物的被害の想定（H25. 5 高知県）>

○地震・津波の設定
・揺れ：想定南海地震（M8.4相当）
・津波：安政南海地震クラスの津波
○時間・条件の設定
・時間帯：冬深夜
・住宅の耐震化率：74%
・津波早期避難率：20%

○死者数

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 940 人	約 20 人	約 30 人	約 9,900 人	若干数	約 11,000 人

○負傷者数

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 12,000 人	約 30 人	約 90 人	約 2,000 人	若干数	約 14,000 人

○避難者数

	1日後	1週間後	1か月後
避難所	約 120,000 人	約 90,000 人	約 34,000 人
避難所外	約 65,000 人	約 56,000 人	約 79,000 人
合計	約 185,000 人	約 146,000 人	約 113,000 人

○全壊建築物数

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによる 建物被害	液状化による 被害	津波による 建物被害	合計
約 15,000 棟	約 3,000 棟	約 170 棟	約 1,100 棟	約 17,000 棟	約 36,000 棟

○ライフライン被害数（被災直後）

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガス）
約 439,000 人	約 234,000 人	約 360,000 軒	約 156,000 回線	約 40,000 戸

(3) 南海トラフ地震対策の基本理念と方向性

ア 南海トラフ地震対策の基本理念

南海トラフ地震による被害の最小化を図るために、地震への備えを全県的な運動として展開し、習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化^{*}を根付かせ、震災に強い地域社会を実現します。

※防災文化とは

繰り返し自然災害に見舞われる地域において、人々が災害から地域社会を守りながら、避けられない自然災害と共存していくために培い、世代から世代へと時代の変化や社会構造の変化に合わせてながら伝承してきた知恵、技術、習慣などを指します。

イ 今後の南海トラフ地震対策の方向性

<その1>想定する地震に対して幅を持った対策を実施する

東日本大震災では、これまでの想定を上回る地震・津波により想像を絶する甚大な被害が発生しました。また、大震災を踏まえ、国が公表した「最大クラスの地震・津波」の想定は、今までの想定を大幅に上回るものでした。想定は現時点の科学的知見に基づき、南海トラフ沿いで起こり得る最大クラスの地震・津波を想定したものであり、決して次に起こる地震・津波を予測したものではないとはいえ、こうしたことも起こり得るということを念頭に置きつつ対策を進めなければなりません。

何より尊い人命は最大クラスの地震・津波でも確実に守ることを目指して、避難路、避難場所の整備や建築物の耐震化などあらゆる取り組みを進めます。また、仮設住宅の供給体制など助かった命をつなぐための、応急、復旧・復興期への対策については、発生頻度の高い一定程度の地震・津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震・津波に対応できるよう取り組んでいきます。

<その2>自助、共助、公助が一体となって県全体の防災力を高める

地震・津波対策において、発災前の予防対策や発災直後の救助救出活動を担う応急救助機関などの公助の役割は重要ですが、阪神・淡路大震災以降、自助、共助を担う県民、事業者、自主防災組織、NPO組織などの取り組みが大きな効果を発揮することが認識され、また、東日本大震災によってあらためてその重要性が認識されました。

南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるため、県民の皆様には津波からの迅速な避難や耐震化の実施など自らの生命は自らで守る自助の取り組みや、地域での支え合いや助け合い等による共助の取り組みを進めていただくとともに、行政としてもその取り組みを後押しするための施策を強化します。このような取り組みを通じて、自助、共助、公助を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携し、県全体の防災力向上に取り組んでいきます。

<その3>多重的な対策を講じ早期の復旧・復興につなげる

東日本大震災では、津波防波堤などのハード施設が設計上想定する規模を大幅に上回る地震・津波により破壊され、多くの命が奪われるなど甚大な被害が発生しました。この中には、頑丈な施設を過信して避難が遅れたなどの事例もあります。その一方で、堤防がある程度持ちこたえることで結果的に避難時間を稼ぐといった効果を発揮したものなど被害軽減につながった事例も見受けられました。

地震・津波の被害を少しでも軽減できるようハードとソフトを織り交ぜながら多重的に対策を講じていくとともに、被災後、速やかに県民の生活を再建するため、早期復旧・復興に向けた事前の対策にも積極的に取り組んでいきます。

ウ 計画期間

第2期の行動計画の期間は、平成25年度から平成27年度までの3カ年とします。

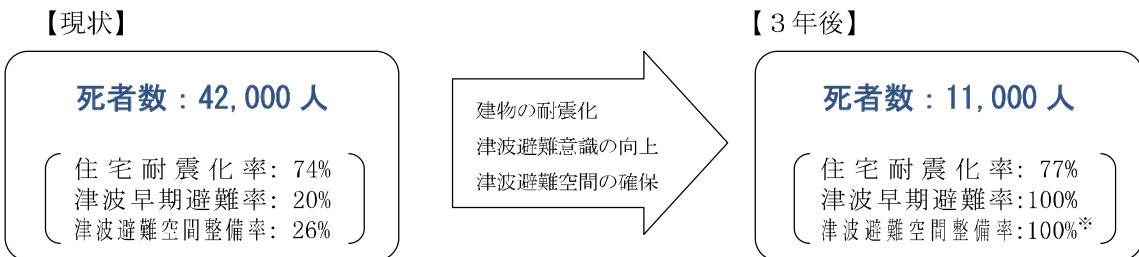
この期間に、助かった命をつなぐための発災直後から応急期にかけての対策については、概ね完了させるよう取り組みます。

また、堤防の耐震化など整備に長期の期間を要する対策も、完了を目指して計画的に進めていきます。

エ 対策の実施による減災効果

本計画により、地震・津波対策が進み、早期に避難をすれば、以下のとおり確実に被害を縮減することができます。一つひとつの対策を着実に積み重ねていくことが重要です。

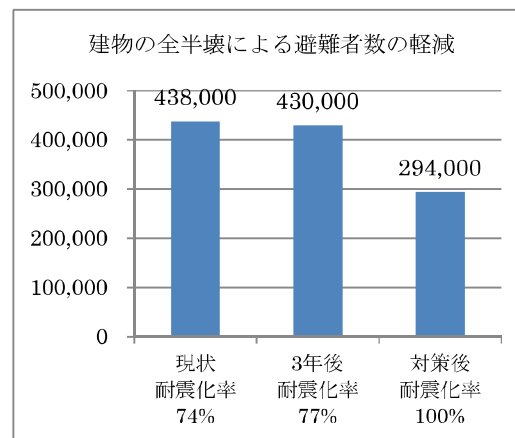
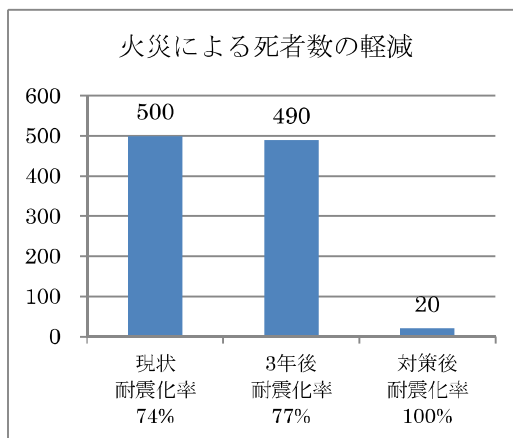
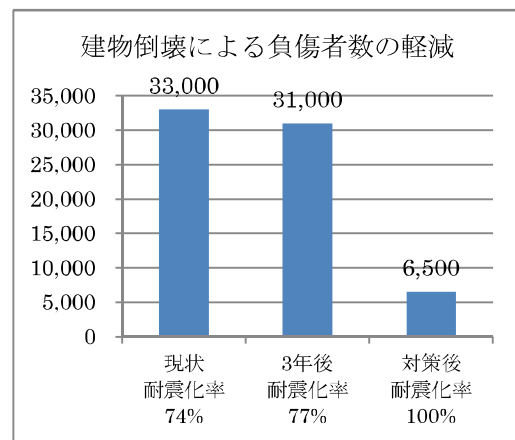
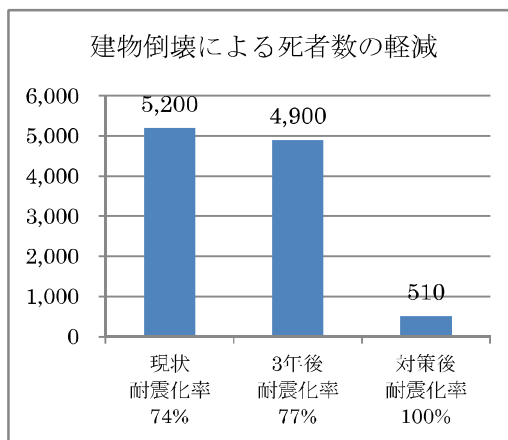
<建物耐震化、津波早期避難意識向上等による被害軽減イメージ>



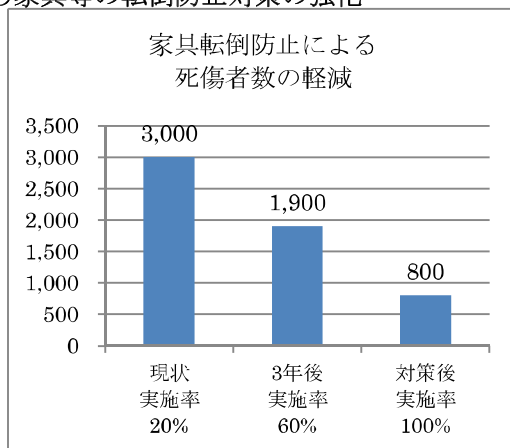
※平成25年2月時点の整備予定数に対する割合

<対策の実施による被害軽減効果>

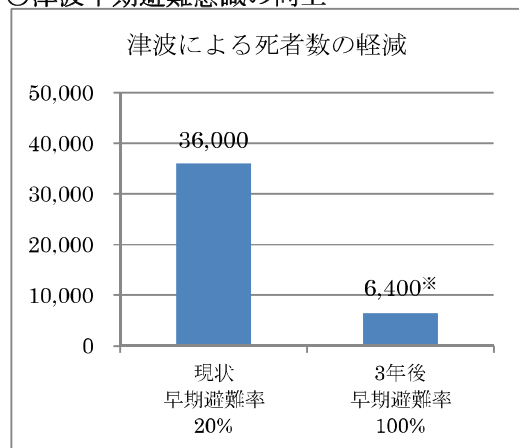
○建物の耐震性の強化



○家具等の転倒防止対策の強化



○津波早期避難意識の向上



※早期避難率が 100%になっても死者がゼロとらないのは、倒壊した建物から脱出することができず、津波に巻き込まれるため

オ 行動計画のPDCAサイクルを通じた点検、見直し

取り組みの進捗状況を毎年点検し公表します。また、その結果を踏まえ必要に応じて行動計画を見直します。

2 具体的な取り組み

(1) 想定される被害シナリオに応じた対策

本計画では地震・津波対策に抜け落ちがないように多岐にわたる被害シナリオを想定し、それに対する対策を進めることとしています。また、揺れや津波等による様々な被害をあらかじめ想定することで、事前の対策が有効であるかを確認でき、防災・減災対策を進めるための県民の理解を深めていくことができます。

ア 地震発生から概ね6時間以内

地震の発生により建物等の倒壊や火災の発生が予想されます。また、沿岸部では津波による被害も想定されます。まずは、これらの事象から県民を守るための対策が中心となります。

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	強い揺れが発生する	県民自らが身を守る	⇒ 1-1 県民への情報提供・広報の推進 ⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練 ⇒ 2-4 地震津波の早期検知・伝達体制の整備 ⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
	揺れにより死傷者が多数発生する (庁舎が被災する) (学校等が被災する) (医療、福祉機関が被災する) (事業所が被災する)	建物倒壊を防ぐ	⇒ 2-5 既存住宅の耐震化の促進 ⇒ 2-6 県・市町村有建築物の耐震化の推進 ⇒ 2-1 学校等の防災対策の促進 ⇒ 2-7 学校等の耐震化の促進 ⇒ 2-2 医療機関の防災対策の促進 ⇒ 2-3 社会福祉施設における地震防災対策の促進 ⇒ 2-8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進 ⇒ 2-9 事業者施設の耐震化等の促進
	(室内の転倒落下物で負傷する)	室内転倒落下物に対する安全を確保する	⇒ 2-12 家庭や事業所における室内の安全対策の促進 ⇒ 2-11 学校等の室内の安全対策の促進 ⇒ 2-13 県有施設の室内の安全対策の推進
	(屋外の転倒落下物で負傷する) (医療機関が被災する)	屋外転倒落下物に対する安全を確保する(ケガを防ぐ) 医療機能を確保する	⇒ 1-1 県民への情報提供・広報の推進 ⇒ 2-8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進
	(医療機関に負傷者が集中する) (要援護者が逃げ遅れる) (要継続治療患者の治療が中断する)	負傷者を受け入れる 要医療者、要援護者を救護する	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備 ⇒ 2-3 社会福祉施設における地震防災対策の促進 ⇒ 3-16 要配慮者の避難対策の推進 ⇒ 3-17 要配慮者の支援
	火災が発生する (木造住宅密集地で火災が発生し、延焼する) (石油・ガスの流出や火災が発生する) (避難場所へ延焼する)	早期に消火活動を実施する 延焼を防ぐ空間を確保する 石油・ガス等の流出を防ぐ 市街地火災にあわない場所へ避難する	⇒ 1-5 消防団体制の充実 ⇒ 1-3 自主防災組織の活性化 ⇒ 2-24 市街地における火災対策 ⇒ 2-23 燃料タンク等の安全対策の推進 ⇒ 2-24 市街地における火災対策

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)	
いのちを守る	土砂災害、水害(ダム、ため池決壊等)が発生する	災害を未然に防ぐ	⇒ 2-25 土砂災害対策 ⇒ 2-26 ダム等の地震対策 ⇒ 2-27 ため池の地震防災対策の推進	
		(液状化や地盤沈下が発生する)	堤防等の液状化対策や排水機能を確保する	⇒ 2-19 河川等における津波浸水対策の推進 ⇒ 2-18 海岸等の地震・津波対策の推進
		(上砂ダムが発生する)	安全な場所へ避難する	⇒ 2-25 上砂災害対策
		(孤立集落が発生する)	連絡方法、手段を確保する	⇒ 3-10 孤立対策の推進
	津波や火災などから逃げる	津波や火災などから逃げる	県民が津波の発生を迅速に知る	⇒ 2-4 地震津波の早期検知・伝達体制の整備
			県民自らが避難する	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進 ⇒ 2-15 津波避難路・避難場所の整備
		(避難路が閉塞する)	避難路を確保する	⇒ 2-16 避難路・避難場所の安全の確保
		(避難場所で被災する)	避難場所の安全を確保する	⇒ 2-16 避難路・避難場所の安全の確保
		(津波火災が発生する)	石油・ガス等の流出を防ぐ	⇒ 2-23 燃料タンク等の安全対策の推進
			津波火災にあわない場所へ避難する	⇒ 2-24 市街地における火災対策
		(漂流物による被害が発生する)	漂流物等の流出を防ぐ	⇒ 2-21 津波による漂流物対策の推進
		(保管庫等から有害物質が流出する)	有害物質の流出を防ぐ	⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
		(避難が遅れて被災する)	津波を防ぎ避難時間を確保する	⇒ 2-18 海岸等の地震・津波対策の推進
				⇒ 2-20 陸こうの常時閉鎖の推進
				⇒ 2-19 河川等における津波浸水対策の推進
				⇒ 2-17 重要港湾の防波堤等の整備 ⇒ 2-29 防災関係の製品、技術の地産地消・研究開発、産業育成の促進
		(海岸堤防が壊れる)	耐震化を実施する	⇒ 2-18 海岸等の地震・津波対策の推進
		(水門、陸こうの閉鎖が間に合わない)	自動閉鎖化、常時閉鎖を行う	⇒ 2-20 陸こうの常時閉鎖の推進
	⇒ 2-17 重要港湾の防波堤等の整備			
	(要配慮者が逃げ遅れる)	要配慮者の避難を支援する	⇒ 3-16 要配慮者の避難対策の推進 ⇒ 3-17 要配慮者の支援 ⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進	
	(船舶で航行中に津波警報が出る)	適切な避難行動を知る	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進	
	(海でレジャー中に津波警報が出る)	(避難場所、方法が分からない)	適切な避難場所へ誘導を行う	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進
			県民が適切な避難行動をとる	⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練
			適切な避難場所へ誘導を行う	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進
		津波からの事前避難を行う	⇒ 2-22 高台移転に向けた取り組み	

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	孤立者、行方不明者が発生する (行方不明者の捜索、救出活動)	早期に救助救出を行う	⇒ 2-30 地域の防災体制の強化 ⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備 ⇒ 3-3 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-5 ヘリ運航体制の整備
		負傷者の受け入れ体制を整備する	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備
区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
くらしを守る	ライフラインが停止する	早期復旧に向け備える	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
	交通網の混乱で移動が困難となる	緊急輸送路を確保する	⇒ 3-24 陸上における緊急輸送の確保
	多数の被災者や、帰宅困難者が発生する	避難所を整備・確保する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進
			⇒ 3-16 要配慮者の避難対策の推進
避難所以外へ避難する	避難所を周知する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進	
その他	揺れや火災、津波などにより文化財が被災する	文化財を災害から守る	⇒ 2-28 文化財の地震対策の促進
	通信が途絶する	早期に復旧させる	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
		代替機能を確保する	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
(道路閉塞や、浸水等で孤立する)	連絡方法、物資等移送手段を確保する	⇒ 3-10 孤立対策の推進	

イ 発生後3日間まで

建物等の倒壊、火災、津波等から県民を救助する活動と、被災地域内での負傷者等への医療救護活動とともに、県外からの支援を受け入れるための対策が中心となります。

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	救助・救出活動が本格化する (行方不明者の捜索や救出活動を行う) (孤立住民を救出する)	初動応急体制を整える	⇒ 2-30 地域の防災体制の強化 ⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備 ⇒ 3-3 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-5 ヘリ運航体制の整備
		(重症者の広域搬送を行う)	広域医療搬送体制を早期に整える
	(活動員が被災する)	活動員の安否確認を行う	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保 ⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備 ⇒ 4-4 市町村の業務継続計画の検討
		災害時に対応できる人材を育成する	⇒ 1-4 防災人材の育成
	(被災状況の情報を入手する) (職員の食糧が不足する)	他機関へ応援を依頼する	⇒ 3-4 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備 ⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備
		情報の収集伝達体制を整備する	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
		職員用備蓄品を確保する	⇒ 3-8 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進
		応急活動拠点を確保する	⇒ 3-11 応急期の機能配置計画の策定
	救助・捜索中に被災する(二次被害)	余震や津波の情報を迅速に周知する	⇒ 2-4 地震津波の早期検知・伝達体制の整備
		安全確保のための資機材を整備する	⇒ 1-5 消防団体制の充実
		救援活動の安全を確保する	⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練
	避難者が二次災害で被災する	被災宅地・建築物の危険度を判定する	⇒ 3-22 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
	被災者が避難所へ移動する (避難所が不足する)	避難所運営を円滑に行う	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進 ⇒ 1-1 県民への情報提供・広報の推進 ⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練 ⇒ 1-3 自主防災組織の活性化
		(要配慮者の避難所が不足する)	避難所を確保する
	(環境悪化により疫病、感染症が発生する)	福祉避難所を確保する	⇒ 3-16 要配慮者の避難対策の推進
		災害時要援護者への支援を行う	⇒ 2-3 社会福祉施設における地震防災対策の促進 ⇒ 3-17 要配慮者の支援
		保健師の巡回等を実施する	⇒ 3-18 保健衛生活動の推進
医療機関が被災する	防疫、消毒作業を実施する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進	
	DMATなど医療救護チームを受け入れる	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備	
原子力発電所が被災する	県民の安全を確保する	⇒ 高知県原子力事故災害対策行動計画により対応	

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
くらしを守る	輸送路が寸断する (漂流物により船舶の航行が困難となる)	輸送路を早期に啓開する	⇒ 3-23 緊急輸送のための啓開活動
		漂流物等の流出を防ぐ	⇒ 2-21 津波による漂流物対策の推進
		輸送手段を確保する	⇒ 3-24 陸上における緊急輸送の確保 ⇒ 3-25 海上における緊急輸送の確保
	災害廃棄物が大量発生する	救助の妨げにならないよう災害廃棄物の移動を行う	⇒ 3-11 応急期の機能配置計画の策定 ⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備
	給油所の被災や供給ルート途絶で燃料が不足する	災害時の燃料を確保する	⇒ 3-9 応急対策活動用の燃料確保
	支援物資の搬出入が滞る (備蓄食料が不足する)	拠点体制を整え物資を安定供給する	⇒ 2-30 地域の防災体制の強化 ⇒ 3-3 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-4 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備
		十分な食糧等の備蓄をする	⇒ 3-13 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進
	集落が孤立する (通信、交通の遮断)	連絡方法、物資等移送手段を確保する	⇒ 3-10 孤立対策の推進 ⇒ 3-24 陸上における緊急輸送の確保
	ライフラインの停止が続く (トイレが使用できない)	事業者が業務継続計画を策定する	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
		下水道施設の機能を確保する	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
		衛生状態を確保する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進
		簡易トイレを備蓄する	⇒ 3-13 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進
		処理体制を確保する	⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備
	避難場所・避難所以外へ避難する	衛生状態を確保する	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進 ⇒ 3-12 避難体制づくりの推進
		食料・飲料水等を備蓄する	⇒ 3-13 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進
	企業活動が停止する	事業者が業務継続計画を策定する	⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
ボランティアが集まりはじめる	スムーズに活動できる体制を整備する	⇒ 3-15 災害ボランティアセンターの体制整備等への支援	
治安の悪化により不安が増大する	警ら活動を行う	⇒ 通常業務の中で活動を実施	
多数の遺体が発生する	遺体の処置を迅速に行う	⇒ 3-7 遺体に対する対策の推進	
その他	情報の入手が難しい	正確な情報を迅速に提供する	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保

ウ 発生後2週間まで

人命救助活動の規模が縮小し、避難者対策と復旧対策に移行していきます。特に地震発生後1週間までは、被災者の生活支援対策が中心となります。

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	被災によるショックやストレスによる心身に不調が生じる	心のケアを行う体制を整備する	⇒ 3-19 災害時の心のケア対策の推進
	医療従事者の被災により医療機能が低下する	医療機能を確保する	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備
	過酷な災害対応業務によって救護活動従事者が疲弊する	災害対応業務従事者への支援を行う	⇒ 3-19 災害時の心のケア対策の推進 ⇒ 4-4 市町村の業務継続計画の検討 ⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	避難所の衛生環境が悪化する	防疫、消毒作業を実施する 保健師の巡回等を実施する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進 ⇒ 3-18 保健衛生活動の推進
くらしを守る	ライフラインの復旧が遅れる	早期普及のための事前準備を行う	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
	(下水道が機能せず公衆衛生が悪化する)	下水道施設を早期復旧する	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
	飼い主不明のペットが放置される	保護体制を整える	⇒ 3-20 ペットの保護体制の整備
	災害廃棄物が復旧の妨げとなる	廃棄物処理の場所や手順を検討する	⇒ 3-11 応急期の機能配置計画の策定 ⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備
	ガレキ等の散乱により衛生環境が悪化する	ガレキの撤去を行う	⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備
	(汚水、堆積物等で疫病発生の危険)	防疫、消毒作業を実施する	⇒ 応急対策活動要領に基づき対応
	ボランティアが多く集まる	スムーズに活動できる体制を整備する	⇒ 3-15 災害ボランティアセンターの体制整備等への支援
	不正確な情報やデマで混乱が起きる	正確な情報提供を行う	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
生活物資が不足し・価格が高騰する	価格の監視・指導を行う	⇒ 4-3 災害時の消費生活の安定	
その他	復旧活動が本格化する	活動体制を整える	⇒ 4-4 市町村の業務継続計画の検討 ⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	り災証明を求め被災者が窓口によく集まる	円滑にり災証明書等を発行できる体制を整える	⇒ 3-14 避難者支援のためのシステム整備
	通電に伴い火災が発生する	家庭でブレーカーを落とすなど、適切な行動をとる	⇒ 1-1 県民への情報提供・広報の推進
	避難者が自宅を確認するため帰る	被災建築物の危険度の判定を行う	⇒ 3-22 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
	支援物資の仕分けに時間がかかる	効率的な仕分け体制を整える	⇒ 3-3 総合防災拠点の整備

エ 発生後 2 週間以降

地震発生後 2 週間までの業務を引き続き行うとともに、応急仮設住宅の建設など県民の生活再建や復旧・復興に向けた対策が始まります。

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	先行きの不安や、これまでの緊張や過労の蓄積による心身の不調がおこる	心のケアを行う体制を整備する	⇒ 3 - 19 災害時の心のケア対策の推進
	災害対応に従事する職員の精神的ストレスが深刻化する	災害対応業務従事者への支援を行う	⇒ 3 - 19 災害時の心のケア対策の推進 ⇒ 4 - 4 市町村の業務継続計画の検討 ⇒ 4 - 5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
くらしを守る	避難所生活が長引く (避難所内でトラブルが発生する)	仮設住宅の建設等を行う 避難所運営を円滑に行う	⇒ 3 - 21 被災後の速やかな応急仮設住宅の供給 ⇒ 3 - 12 避難体制づくりの推進
	住居の復旧が進まない	被災者用の公営住宅等を確保する	⇒ 4 - 1 早期に住居を確保するための事前準備 ⇒ 3 - 11 応急期の機能配置計画の策定
		被災した土地の境界を復元する	⇒ 4 - 7 地籍調査の推進
		復旧を支援する	⇒ 4 - 5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	地盤沈下した所や低地の排水が進まない	堤防の強化や排水機場の整備等を行う	⇒ 長期浸水対策の推進(参考資料2)
	職場が再開せず生計に不安を持つ	職場の再開(収入の安定)を図る	⇒ 4 - 5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	生活再建に向けた情報が求められる	正確な情報を迅速に提供する	⇒ 3 - 1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保 ⇒ 3 - 14 避難者支援のためのシステム整備
その他	経済が停滞する	民間事業者等が事業を早期に再開する	⇒ 4 - 5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	廃棄物、浸水堆積物、汚水の流出など、環境汚染が深刻化する	速やかに汚染処理を進める	⇒ 4 - 2 災害廃棄物の処理体制の整備
	被害が大きく復興が進まない	復興シナリオを早期に示す	⇒ 4 - 6 地震からの復興の事前検討

(2) 行動計画の体系とその考え方

被害シナリオに対応した226の「具体的な取り組み」を、南海トラフ地震に備える上で重要となる4つの「視点」に分類し、その中に13の「重点課題」、28の「施策のテーマ」を設けました。

ア 4つの視点

【視点1】 震災に強い人づくりのために（県民みんなが南海トラフ地震に備える）

自分の命は自分で守り、共に助け合うことが重要であるという視点から、正しい知識を身につけ、地震発生時に自分の命を守るために適切な行動をとることができるように、啓発や訓練を行う。

【視点2】 被害を軽減するために（発生時の被害を最小化する）

地震・津波の被害を軽減する視点から、ハードとソフト対策を織り交ぜながら地震の揺れや、津波などに備える。

【視点3】 応急対策の速やかな実行のために（救助救出、救護活動を行い、被害の拡大を防ぐ）

地震・津波から助かった命をつなぐ視点から、迅速な救助救出を行うための体制整備や被災者の生活を支援する準備を行う。

【視点4】 着実な復旧・復興のために（巨大災害から一日も早く立ち直る）

災害から一日も早く立ち直る視点から、被災者の住居の確保や、生活支援のための準備を行う。

イ 重点課題

＜県民みんなが「正しく恐れ」適切に行動する＞ 25～30ページに取り組みを記載

地震による被害を軽減するためには、県民みんなが地震・津波を「正しく恐れ」、適切に行動することが重要となります。

このため、県民一人ひとりが正しい知識を身につけることができるように、情報提供や啓発活動を進めます。さらに、身につけた知識が習慣となり、地震発生時に適切な行動をとることができるように、市町村などが実施する訓練への支援を行います。

また、地震によって、建物の倒壊や火災、津波などが同時多発的に発生し、公的な救助機関の活動が困難となるとともに、対応能力を超えることが想定されるため、地域で協力して避難や救助などを行うことが重要となります。

このため、地域において防災活動に従事する人材を育成するとともに、自主防災組織の設立や活性化など、地域で互いに支え合う仕組みや、体制づくりを進めます。

＜災害に備える＞ 31～36、71ページに取り組みを記載

地震の発生を防ぐことはできませんが、正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組むことで被害を最小化することは可能です。特に子どもたちへの防災教育は防災力の高い人を育むとともに、家庭の防災意識を高めることにもつながり、大変重要です。

このため、学校などにおける安全で迅速な避難のためのマニュアル作成の支援を行うなど事前の防災対策を進めます。

また、地震の揺れから身を守る行動や、津波からの避難行動を迅速に行うためには、地震・津波の早期検知及び情報の伝達が重要となります。このため、国が整備する「地震・津波観測監視システム（DONET）」が検知した情報を伝達するシステムの構築など観測及び情報伝達の体制や地域の防災体制を強化します。

<揺れに備える> 37～47ページに取り組みを記載

地震により建築物が全半壊するなど大きな被害を受けることが想定されます。さらに揺れによって建築物が被害を受けた場合、すぐに襲ってくる津波から避難することが困難となり、人的被害をさらに拡大させる要因となります。

このため、建築物の倒壊などによる人的被害を軽減するために、住宅や学校、医療施設、社会福祉施設、その他県や市町村の建築物などの耐震診断や耐震化を推進します。

また、被災時に県民の生活を守るためには、電気、ガス、水道などのライフラインが重要となることからそれらの施設の被害を軽減するための対策を行います。

さらに、建築物の倒壊を免れても、家具の転倒や家電製品の落下、ガラスの飛散などによって室内で怪我をすることが考えられます。地震の揺れによる学校や、家庭、県有施設などの建物内での死傷者を減らし、迅速な避難行動を可能とするため、家具の転倒やガラスの飛散防止など室内の安全対策を進めます。

<津波に備える> 48～62ページに取り組みを記載

地震発生後に津波が沿岸域を襲うまでにはほとんど時間の猶予がないため、日頃から避難路や避難場所を実際に確認しておくことが、いざという時の一人ひとりの迅速な避難行動につながります。

このため、地域ごとに津波からの避難計画を作成し、計画に基づく訓練の実施や安全な避難路、避難場所の整備を進めます。

また、津波による被害を軽減するため、防波堤の整備や堤防の耐震化などを行い、津波から避難するための時間を少しでも長く確保するとともに、被害を拡大する要因となる漂流物などの流入を防ぐ対策にも取り組みます。

さらに、地震が発生してから逃げる対策に加え、事前に高台へ移転することや現位置での建物の高層化を視野に入れた検討を進めます。

<火災に備える> 63～65ページに取り組みを記載

東日本大震災では津波による火災が発生し、小学校などの避難所も被害を受けました。

このため、燃料タンクや高圧ガス施設などの転倒や流出による火災などの二次被害を防止できるように、現状の把握や課題の抽出などの検討を行い事前の安全対策を進めます。

また、地震の発生直後から、同時に多くの場所で火災が発生し、特に市街地においては大規模な火災となることも想定されますので、市街地における避難場所の検討や、延焼を防ぐための密集市街地の解消を進めます。

<土砂災害等に備える> 66～68ページに取り組みを記載

宮城・岩手内陸地震（平成20年）などでは、多くの箇所でも土砂災害が発生し、人的・物的被害や地域の孤立が発生しました。

高知県版予測でも土砂災害による建物被害が想定されており、降雨の多い時期に発生すれば、さらに被害が拡大することも懸念されます。

このため、土砂災害等の発生を未然に防ぐことができるように、地すべり対策や、ダム、ため池の耐震化を進めます。

<災害に強くなる> 69～70ページに取り組みを記載

文化財への被害を防ぎ、次の世代に残すため、文化財建築物の耐震対策や文化財所有者への防災意識の向上を図ります。

また、防災に関する技術の開発や防災関連産業を育成するなど、県内の産業強化を図る視点を持ちながら南海トラフ地震対策を進めます。

<早期の救助救出と救護を行う> 72～88ページに取り組みを記載

迅速かつ的確な応急活動を行う上で、被災現場の情報を早く正確に入手することは非常に重要です。また、入手した情報を防災関係機関が共有することで迅速な応急活動に繋がります。

このため、地震発生時においても混乱なく情報の収集や伝達ができるように、体制づくりを進めます。

また、助かった命をつなぐための応急活動体制の整備を進めるとともに、速やかに被災地支援を行うため、県外からの自衛隊や消防などの応急救助機関や支援物資などを円滑に受け入れることができるように、総合防災拠点の整備を進めます。

加えて、医療従事者の確保や、医薬品の備蓄など医療救護を迅速かつ適切に実施できる体制づくりを進めます。

さらに、応急活動や復旧・復興対策を円滑に進めるためには避難所や応急救助機関の活動拠点、遺体安置所、ガレキの仮置き場などが必要であるため、事前に必要な用地の調整を進めます。

<被災者の支援を行う> 89～106ページに取り組みを記載

地震が発生することで県民のほとんどが大きな影響を受け、日常の生活とは異なった厳しい環境での生活を余儀なくされることが考えられます。

このため、被災された方が、避難所などにおいて安全で健康的な避難生活を過ごすことができるように、避難所の環境整備を進めます。

また、ボランティアの受け入れや、活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティアセンターの体制整備などを進めます。

さらに、被災者の生活再建を支援するため、速やかに応急仮設住宅の供給ができるようにすることや、建築物や宅地などが余震に対して安全かどうかを確認する危険度判定を実施する体制づくりを進めます。

＜輸送手段を確保する＞ 107～112ページに取り組みを記載

地震の発生後は、道路の損傷や港の施設、空港などに被害が発生し、救助活動や救援物資の輸送に支障が生じることが想定されます。

このため、地震の発生直後において、必要となる輸送手段を確保できるように、陸上においては緊急輸送道路の橋梁や鉄道の橋梁等の耐震化を進めます。また、海上においては防災拠点港の耐震強化岸壁の整備や、内航貨物船、フェリーなどによる緊急輸送活動を円滑に行うための体制づくりを進めます。

＜被災者の生活環境を確保する＞ 113～116ページに取り組みを記載

地震の被害から一日も早く立ち直るためには、被災者の住居など生活環境を確保することが重要となります。

このため、早期に災害公営住宅を建設できるように事前に準備を進め、住居の確保を行います。さらに、円滑に災害廃棄物を処理できるように災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村の計画策定を支援します。

また、災害時の物価の高騰や便乗値上げなどを防止し、食料品や日用品などの生活物資の安定的な供給を確保するため、監視指導マニュアルを作成します。

＜事業活動を継続する＞ 117～119ページに取り組みを記載

地震の発生時に事業所が甚大な被害にあえば、業務を中断せざるを得なくなり、時には事業所の存続が困難となるような事態にも発展するおそれがあります。

このため、事業者が被害を最小限にとどめ、早期に事業活動を再開できるように、事業継続計画の策定支援を行います。

＜復旧・復興に備える＞ 120～121ページに取り組みを記載

地震の発生により県全域で甚大な被害が発生し、その復興までには長い時間と多大な労力が必要となります。復興への歩みは地震発生直後から始まりますが、被災者である県民の理解と協力のもとに進めていくことが不可欠です。

このため、地震発生後に速やかに復興に着手できるように、地籍調査を進めるとともに、あらかじめ復興の際の課題や手順などについて検討を進めます。

南海トラフ地震対策行動計画体系表

【視点1】震災に強いづくりのために（県民みんなで南海トラフ地震に備える）

重点課題	施策のテーマ	項目No.	具体的な取り組み
県民みんなが「正しく恐れ」適切に行動する	情報提供・防災訓練	1-1	県民への情報提供・広報の推進 ①地震・津波への備えについての啓発活動
		1-2	県民の防災教育・訓練 ①市町村や地域が行う避難訓練等への支援 ②総合防災訓練
	防災人材の育成	1-3	自主防災組織の活性化 ①組織の設立支援・活動強化 ②消防学校での訓練
		1-4	防災人材の育成 ①県・市町村職員研修 ②防災士の養成 ③救急救命講習 ④防災活動への女性の視点反映
		1-5	消防団体制の充実 ①消防団員の定数確保支援 ②女性防火クラブ活動支援

【視点2】被害を軽減するために（発生時の被害を最小化する）

重点課題	施策のテーマ	項目No.	具体的な取り組み
災害に備える	事前の防災対策	2-1	学校等の防災対策の促進 ①幼稚園・保育園の地震防災対策支援 ②公立学校の地震防災対策支援 ③私立学校の地震防災対策支援 ④放課後子ども教室等の地震防災対策
		2-2	医療機関の防災対策の促進 ①医療機関の防災計画策定・防災訓練支援 ②県立病院の防災対策
		2-3	社会福祉施設における地震防災対策の促進 ①防災マニュアル作成支援 ②避難階段・避難器具等の整備支援
		2-4	地震津波の早期検知・伝達体制の整備 ①地震・津波観測監視システム構築 ②GPS波浪計の設置 ③緊急地震速報受信機の設置
		2-30	地域の防災体制の強化 ①災害対策支那の体制整備
		2-5	既存住宅の耐震化の促進 ①既存住宅耐震化支援 ②既存住宅の部分的な耐震対策検討
		2-6	県・市町村有建築物の耐震化の促進 ①県有建築物の耐震化の推進（県立学校含む） ②市町村の建築物の耐震化の促進（小中学校除く）
		2-7	学校等の耐震化の促進 ①保育所・幼稚園の耐震化支援 ②公立小中学校の耐震化支援 ③私立学校の耐震化支援
		2-8	医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進 ①医療施設 ②社会福祉施設
		2-9	事業者施設の耐震化等の促進 ①製造業等の耐震化支援 ②融資制度による支援 ③商店街施設の耐震化支援 ④大規模建築物等の耐震化支援
揺れに備える	室内の安全確保対策	2-10	ライブラインの地震対策の推進 ①ライブラインの復旧対策の検討 ②水道施設の耐震化 ③下水道施設の耐震化 ④水道施設の耐震化 ⑤水供給システムの事前対策
		2-11	学校等の室内の安全対策の促進 ①保育所・幼稚園等の室内安全対策 ②公立小中学校の室内安全対策 ③私立学校の室内安全対策 ④放課後子ども教室等の室内安全対策
		2-12	家庭や事業所における室内の安全対策の促進 ①家具転倒防止対策の啓発・支援
		2-13	県有施設の室内の安全対策の推進 ①キャビネット等の固定、ガラスの飛散防止
		2-14	津波からの避難対策の推進 ①市町村津波避難計画見直し支援 ②地域津波避難計画策定支援 ③観光客避難対策 ④漁業関係者避難対策 ⑤港湾利用者避難対策
		2-15	津波避難路・避難場所の整備 ①一時避難場所の確保（避難タワー等） ②農村地域整備（避難タワー等） ③漁村地域整備（避難タワー等） ④急傾斜地避難対策 ⑤津波避難施設（民間） ⑥津波避難シェルター ⑦道路法面避難階段 ⑧港湾避難場所整備 ⑨海岸・公園利用者の津波避難場所整備 ⑩海岸・公園利用者を対象とした避難誘導看板の整備
		2-16	避難路・避難場所の安全の確保 ①アログ等の安全対策 ②老朽住宅等の除却 ③山地災害危険地の避難路等の保全 ④避難路・避難場所の安全性点検 ⑤避難場所への資機材整備
		2-17	重要港湾の防波堤等の整備 ①高知港・宿毛湾港の防波堤整備 ②須崎港津波防波堤の整備
		2-18	海岸等の地震・津波対策の推進 ①浦戸湾口・湾内の整備 ②県中央部海岸の整備 ③県管理・市町村管理海岸の整備 ④保安施設堤防の整備
		2-19	河川等における津波浸水対策の推進 ①河川堤防の耐震化 ②河川排水機場の耐震化・耐水化 ③高知港排水機場の耐水化 ④河川堤防・水門等の調査・設計 ⑤農業用排水機場の耐震化 ⑥止水・排水資機材調達 ⑦宿毛市における長期浸水対策検討
火災に備える	津波火災への対策	2-20	陸こう等の常時閉鎖の推進 ①海岸堤防の陸こう等常時閉鎖 ②保安施設堤防の陸こう常時閉鎖
		2-21	津波による漂流物対策の推進 ①沈没船対策 ②港湾等の対策 ③丸太対策 ④船舶の流出防止対策
		2-22	高台移転に向けた取り組み ①地域での高台移転の勉強会 ②高台への工業団地整備 ③幼保施設の移転検討、整備支援 ④社会福祉施設の移転検討、補助支援 ⑤県有建築物の移転検討
		2-23	燃料タンク等の安全対策の促進 ①タナスカ地区等対策 ②農業タンク対策 ③漁業タンク対策 ④港湾タンク対策 ⑤高圧ガス施設対策 ⑥車両火災対策
		2-24	市街地における火災対策 ①密集市街地における火災避難対策 ②密集市街地の整備
		2-25	土砂災害対策 ①砂防等対策 ②農地地すべり対策 ③山地災害危険地区地すべり対策 ④大規模盛土造成宅地マップの作成
		2-26	ダム等の地震対策 ①県管理ダム ②国・事業者管理ダム ③県公営企業局管理ダム等
		2-27	ため池の地震防災対策の推進 ①ため池の耐震性の検証 ②ため池整備補強工事
		2-28	文化財の地震対策の促進 ①文化財建造物耐震化 ②文化財の津波対策等 ③高知城の山体防災対策
		2-29	防災関係の製品・技術の地産地消、防災関連産業育成の促進 ①製品開発支援・導入促進

【視点3】 応急対策の速やかな実行のために（救助救出、救護活動を行い、被害の拡大を防ぐ）

重点課題	施策のテーマ	項目 No.	具体的な取り組み
早期の救助救出と救護を行う	情報の収集・伝達対策	3-1	情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保 ①総合防災情報システム整備 ②県及び市町村の情報伝達手段の多様化 ③県庁ホームページ再構築及び運用 ④庁内クラフト整備、情報ハイウェイの震災対策 ⑤県庁窓口受付体制の整備 ⑥救済支援システムの整備
		3-2	応急対策活動体制の整備 ①県・市町村の緊急活動要員 ②職員待機舎整備 ③県退職者の協力体制の検討 ④浸水域の救出活動体制の整備 ⑤警察署への日中発着設備の整備 ⑥消防団への資機材整備 ⑦県庁各機能確保のための非常用発電機等の稼働マニュアル作成 ⑧別荘家屋や土砂崩れ現場等での救出救助活動に備えた資機材整備や訓練の実施 ⑨長期浸水における救助救出方法の検討 ⑩県職員等の参集体制の整備
		3-3	総合防災拠点の整備 ①運営マニュアル作成、訓練、通信手段及び機動力確保 ②施設設備の整備
	3-4	県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備 ①広域受援計画の策定 ②緊急消防援助隊受援計画の見直し、受援訓練 ③広域緊急援助隊等訓練	
	3-5	ヘリ運航体制の整備 ①消防防災ヘリ航空隊基地移転整備 ②警察ヘリ基地の整備 ③ヘリサイン設置支援	
	3-6	災害時の医療救護活動体制の整備 ①災害時医療救護体制の整備 ②災害時の医薬品等の供給・確保体制の整備 ③災害時歯科医療体制整備 ④人工透析施設の医療提供体制等の整備	
	3-7	遺体に対する対策の推進 ①検視用機材備蓄・検視場所選定 ②広域火葬体制整備	
	3-8	応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の推進 ①県職員用備蓄 ②県立学校職員・生徒用備蓄 ③県警職員等用備蓄 ④県立病院職員・患者用備蓄 ⑤保育所等職員・乳幼児用備蓄 ⑥私立学校職員・児童生徒用備蓄	
	3-9	応急対策活動用の燃料確保 ①災害対応型給油所の整備 ②応急対策活動用燃料の確保 ③継続的な救助活動のための燃料備蓄	
	3-10	孤立対策の推進 ①緊急用ヘリコプター離着陸場の整備 ②県落への連絡通信体制の整備	
	3-11	応急期の機能配置計画の策定 ①応急期の機能配置計画策定	
	3-12	避難体制づくりの推進 ①避難所の収容能力の拡大 ②広域避難調整 ③避難所運営のための手引き ④県立学校避難所対応マニュアル ⑤避難時交通啓発 ⑥再生可能エネルギー発電設備等の導入支援 ⑦避難所への資機材整備支援 ⑧県立学校への発電機整備 ⑨避難所における情報通信手段の確保及び多様化	
	3-13	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進 ①県・市町村備蓄計画 ②県備蓄 ③市町村備蓄 ④民間事業者との協定(県) ⑤民間事業者との協定(市町村) ⑥備蓄以外の水等の確保支援	
	3-14	被災者支援のためのシステム整備 ①被災者支援システム導入支援 ②被害認定調査、り証明発行体制整備	
	3-15	災害ボランティアセンターの体制整備等への支援 ①ボランティアセンターの体制整備 ②ボランティアセンターの活用	
3-16	要配慮者の避難対策の推進 ①市町村避難支援プランの策定支援 ②福祉避難所指定支援 ③在宅障害者向け避難スペースの確保支援 ④災害福祉広域支援体制の整備		
3-17	要配慮者の支援 ①重点継続要医療者災害支援 ②措置入院者搬送対策 ③情報支援ボランティア登録支援 ④災害時言語ボランティア支援、在住外国人向けボランティア作成		
3-18	保健衛生活動の推進 ①市町村災害時保健活動マニュアル策定支援 ②災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン策定		
3-19	災害時の心のケア対策の推進 ①研修会開催、心のケア活動人材育成		
3-20	ペットの保護体制の整備 ①ペット同行避難所 ②災害時動物救護体制整備		
3-21	被災後の速やかな応急仮設住宅の供給 ①応急仮設住宅 ②応急借上げ住宅 ③県外への被災者受入検討 ④復旧資材(木材)の安定供給		
3-22	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備 ①被災建築物の応急危険度判定の体制整備 ②被災宅地の応急危険度判定の体制整備		
3-23	緊急輸送のための啓発活動 ①道啓開計画 ②港湾BCP策定、訓練 ③高知空港の早期機能復旧対策の情報収集		
3-24	陸上における緊急輸送の確保 ①橋梁の耐震化 ②法面防災対策 ③道路付属施設・橋梁の点検 ④道の駅防災拠点化 ⑤8の字ネットワーク整備 ⑥鉄道橋梁等の耐震化 ⑦緊急運行訓練・信号機電源対策 ⑧防災拠点施設への経路確保 ⑨県内でのバスの輸送手段の確保 ⑩県外のバス事業者等の協力関係の構築		
3-25	海上における緊急輸送の確保 ①防災拠点港整備 ②防災拠点港整備・啓開計画策定 ③漁船での緊急輸送体制整備 ④内航貨物船等での緊急輸送体制整備		

【視点4】 着実な復旧・復興のために（巨大災害から一日も早く立ち直る）

重点課題	施策のテーマ	項目 No.	具体的な取り組み
被災者の生活環境を確保する	住居の確保	4-1	早期に住居を確保するための事前準備 ①災害公営住宅建設計画 ②住宅早期復旧に向けた体制整備
		4-2	災害廃棄物の処理体制の整備及び災害時における生活環境保全 ①県災害廃棄物処理計画策定及び課題の検討 ②市町村災害廃棄物処理計画策定支援 ③県境分界の行政職員の技術習得
	業務活動を継続する	4-3	災害時の消費生活の安定 ①需給・価格動向の監視指導マニュアルの作成
		4-4	市町村の業務継続体制の確保 ①市町村業務継続計画策定支援 ②市町村間の人的支援のサポート
		4-5	事業者の事業継続計画(BCP)の策定 ①事業者全般 ②商工業者 ③交通・運輸事業者 ④JA等 ⑤木材産業・森産 ⑥漁協 ⑦建設業 ⑧建築業
	復旧・復興に備える	4-6	復興計画 ①復興方針策定の考え方の整理
		4-7	地籍調査の推進 ①地籍調査の支援

<参考> 個表の見方

【対応レベル】
 具体的な取り組みを進める上で念頭に置くべき地震の規模を記載しています。
 ・L2…最大クラスの地震・津波 → 命を守る対策（避難場所の整備など）は最大クラス
 ・L1…発生頻度の高い一定程度の地震・津波 → 堤防などのハード対策は発生頻度の高い地震・津波に備えます。
 ・共通…レベルに関係なく対応 → 避難所運営マニュアルの改訂など地震・津波のレベルに関係なく対策を行うもの、両方のレベルに対応した取り組みを行うことを表しています。

【区分】
 この取り組みが、自助、共助、公助のどこに効果があるのかを記載しています。
 自助…住宅の耐震化など自らの命を自らで守るものなど
 共助…地域での支え合い・助け合いなど
 公助…社会基盤の整備や応急救助機関による救助・救出など公の取り組みなど

【関連する計画】
 本行動計画以外に関連する計画がある場合に記載しています。
 津波避難計画、高知県災害時医療救護計画など

1-1 県民への情報提供・広報の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
県民一人ひとりが地震や津波に対して正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組むことができるよう、情報提供や広報を行います。	①	パンフレットや広報紙、メディア等の様々な媒体を通じて、地震に対する備えへの啓発活動を行います。	共通	自助 共助	-	県	南海トラフ地震対策課

【実施主体】
 取り組みを実施する機関等を記載しています。
 H25年度、H26年度については、実績値を記載しています。

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			計画期間以降 目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H25年度	H26年度	H27年度	
①	パンフレットや広報紙、メディア等の様々な媒体を通じて、地震に対する備えへの啓発活動の実施 ・「南海地震に備えよき」の改訂 ・メディア ・ホームページ ・講演会の開催 ・避難意識の把握のため県民意識調査の実施（津波からの早期避難の意識率100%）	これまでの実績 東日本大震災の教訓をいち早く伝えるため「南海地震に備えよき」を改訂し全戸配布(423)起震車による強い揺れ体験20,216人(H23年度) 津波からの避難の意識率(20%)(H22)	H25年度 新たな想定により地震啓発パンフレット「南海地震に備えよき」を改訂し全戸配布 学習と体験を融合した効果的な啓発の実施 体験 24,000人 意識率 70% 県民意識調査実施	H26年度 パンフレットを活用した啓発の実施 体験 30,000人 意識率 100% 意識調査実施	県民全体の防災への意識を高め、地震に対する事前の備えを進めることによる県民の安全の確保

【取り組み内容】
 取り組みの具体的な内容と、カッコ内には平成27年度までの目標を記載しています。県が間接的に関与する取り組みについては、「～の支援、促進」と記載しています。

【これまでの実績】
 これまでの取り組みの実績について記載しています。

【計画スケジュール】
 年度ごとの目標と取り組み内容を記載しています。

(4) 項目別の具体的な取り組みの内容 (個表)

1-1 県民への情報提供・広報の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
県民一人ひとりが地震や津波に対して正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組むことができるよう、情報提供や広報を行います。	①	「南海トラフ地震に備えよき」や広報誌、テレビ・ラジオ等の様々な媒体を通じて、南海トラフ地震に対する備えについて啓発を行います。	共通	自助 共助	—	県	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H25年度	H26年度			
①	「南海トラフ地震に備えよき」等を活用した啓発	東日本大震災の教訓をいち早く伝えるため「備えよき」を改訂し全戸配布(H23)	新たな想定により地震啓発冊子「備えよき」を改訂し全戸配布	「備えよき」等を活用した啓発の実施		県民全体の防災への意識を高め、南海トラフ地震に対する事前の備えを進めることによる県民の安全の確保	
	啓発ポスター・標語の募集と優秀作品を活用した啓発		啓発ポスター・標語募集	啓発ポスター・標語募集			
	テレビ・ラジオ等を活用した啓発	テレビ・ラジオ等での広報の実施(複数回)	テレビ番組2回	テレビ番組1回	テレビ番組1回 テレビミニ番組26回 テレビCM360回 ラジオCM262回		
	南海トラフ地震啓発ポータルサイトの構築	地震啓発HP「南海地震に備えてGOOD!!」の改修(H24)	ホームページの改訂・ポータルサイト構築完了	ラジオCM191回	ラジオCM261回		ラジオCM262回
	震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会開催	震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会開催1回(H24)	学習と体験を融合した効果的な啓発の実施	約400人参加	約250人参加	年1回実施	
	起震車による揺れ体験	体験者数 23,935人(H24)	2台目の起震車導入	体験 25,882人	体験 37,753人	体験 35,000人	
	避難意識の把握のため県民意識調査の実施(津波からの早期避難の意識率100%)	津波からの早期避難の意識率(20%(H22.9))	県民意識調査実施	意識率 70%	県民意識調査実施	意識率 100%	

1-2 県民の防災教育、訓練

【概要】

目的	(No.)	県民の防災教育、訓練の概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
県民が地震に対する正しい知識を持ち、事前の備えや地震時に適切な行動が行えるよう、避難訓練や防災学習会等を行います。また、一人でも多くの被災者を救助・救出し、命をつなぐ支援を円滑に行えるよう、消防や警察、自衛隊、ライフライン機関などの防災関係機関と連携した訓練を行います。	①	県民の防災力向上のため、市町村や地域が行う避難訓練等への支援を行います。	共通	自助 共助	—	県民 市町村	南海トラフ地震対策課
	②	防災関係機関や国と連携した広域的な訓練を実施します。	共通	公助	地域防災計画	防災関係機関 県	危機管理・防災課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	県内一斉避難訓練及び地域のみんなで自主防災訓練の実施 (参加者 76,000人 県人口の1割) 県民参加による情報伝達訓練(エリアメール・緊急速報メール等)の実施 (毎年1回実施) こうち防災備えちよき隊による地域防災活動のサポート 実践的な訓練(DIG)の開催 (毎年3回開催)	H24訓練参加者 45,309人 H24年12月に実施 H24年度派遣実績 76回 DIGの講習会の開催(年1回)	H25年度	H26年度	H27年度	災害発生時に迅速な避難行動の実施
			参加者 9,747人	参加者 43,373人	参加者 76,000人	
			(台風のため中止)			
			派遣 51回	派遣 35回	派遣 100回	
②	総合防災訓練の実施	県内を4ブロックに分け、順次訓練を実施(H24は宿毛湾港)	H25年度	H26年度	H27年度	訓練を通じて事前の備えを点検すること、災害発生時の円滑な応急活動の実施
			中部2回、東部1回、西部1回	4回開催	3回開催	
			奈半利港	南国市物部川	高知新港	訓練の継続

1-3 自主防災組織の活性化

〔概要〕

目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
自主防災組織の設立・活性化など、地域で互いに支え合う仕組みや体制づくりを進めます。	①	自主防災組織の設立や、それらを含む連絡協議会の設立等を支援し、活動強化を図ります。	共通	共助	-	県民市町村	南海トラフ地震対策課
	②	自主防災組織等を対象とした、震災時に対処するための実践的な一日震災訓練を実施します。	共通	共助	-	県	消防政策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	自主防災組織の設立の支援 (組織率 平成27年度末 100%)	自主防災組織率 83.3% (H24末)	自主防災組織設立を啓発 組織率 90.7%	組織率 92.7%	組織率 100% (完了)	地域防災力の向上による円滑な避難や避難所運営の実施
	市町村単位の自主防災組織の協議会設立の支援 (全市町村での協議会の設立)	自主防災組織協議会設立済 市町村数 17市町村 (H24末)	協議会設立の呼び掛け、支援			
	自主防災組織活性化に向けた支援 (事例集の完成(H25))	自主防災組織事例集作成(H19)	事例集の改訂・配布；自主防災組織を中心とした地域防災活動の支援			
	自主防災組織の表彰		表彰制度創設		取り組みの継続	
	自主防災リーダー育成研修の開催 (年3回開催)	年3回開催(H24)	模範的自主防災組織知事表彰			
	4県(三重、和歌山、徳島、高知)連携自主防災組織交流大会の実施 (毎年4県持ち回りで1回開催)	毎年4県持ち回りで1回実施	中部1回、東部1回、西部1回、3回開催			
	自主防災組織への情報配信		高知県 164名参加 和歌山県 徳島県			
			ニュースレター等 6回		取り組みの継続	
			2回開催 参加者158人	2回開催 参加者147人	一日震災訓練の実施 (年2回・参加者数200人/年)	
			200人参加(H24)		取り組みの継続	

1-4 防災人材の育成

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	危機事象の発生時に円滑に対応ができるよう、県・市町村職員や県民の危機管理能力の向上を図ります。	①	危機事象への対応力を強化するため、県職員の専門研修への派遣や、県・市町村職員への研修会を開催します。	共通	自助	-	県	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課 人事課
		②	地域における防災活動を担う人材に対する研修会を開催し、防災士の資格取得を促進します。	共通	共助	-	県	南海トラフ地震対策課
		③	消防機関が実施する救急救命講習を支援し、救急救命に関する普及啓発を行います。	共通	共助	-	市町村	消防政策課
		④	女性の参画や男女双方の視点を防災の取り組みに反映させるために、啓発を行います。	共通	自助 共助	こうち男女共同参画プラン	県	県民生活・男女共同参画課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	災害対策専門研修(人と防災未来センター主催)への派遣 地域防災実務者セミナー(京都大学防災研究所主催)等への派遣	2名派遣(H24) 2名派遣(H24)	H25年度 3名派遣 5人派遣 専門研修への派遣:5人/年	H26年度 実務者セミナー等への派遣:2人/年 派遣なし	H27年度 内閣府主催研修への派遣:18人/年	職員の危機事象への対応力向上による危機管理体制の充実
	職員を対象とした研修会の開催 (県・市町村職員の危機管理対応能力の向上)	1回開催(H24)	H25年度 3名派遣 17人派遣 内閣府主催研修への派遣:5人/年	H26年度 首長、幹部職員向け研修会の開催:1回/年(参加者数200人/年) トップセミナーの開催:1回(約90人参加)	H27年度 取り組みの継続	
②	防災士養成研修の開催 (防災士600人養成)	新採職員を対象に実施(～H24)	H25年度 市町村職員に対する研修 市町村新採職員研修:市町村新採職員研修への講師派遣(延べ4回、約300人受講) 県職員に対する研修 職位毎に研修を実施:職位毎に研修を実施(延べ11回)	H26年度 職位毎に研修を実施:職位毎に研修を実施(延べ11回)	H27年度 防災士120人養成 防災士255人養成 防災士300人養成	地域における防災力の向上

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
③	救急救命講習の実施の支援 (90,000人受講)	毎年度：受講者数30,000人	1,439回開催 33,158人受講	受講者数30,000人/年 1,394回開催 35,208人受講			応急手当や心肺蘇生法を多くの県民が理解することによる救命率の向上
	救急救命フェアの開催	毎年度：県内3箇所開催	香南市消防本部 土佐市消防本部 香南市消防本部	救急救命フェアの開催：県内3箇所/年 仁淀消防本部 高幡消防本部 嶺北消防本部 安芸市消防本部			
④	女性の参画や男女双方の視点を防災の取り組みに反映させるために、講演会等を開催 (年1回以上の講演会等の実施)	男女共同参画推進月間講演会開催(H24) 男女共同参画センター機関誌に防災の啓発記事を掲載(H24)	講演会の開催 1回 防災講座の開催 1回 ワーキンググループ実施 1回	講演会等の実施(年1回以上) 防災講座の開催 1回 ワーキンググループ実施 1回			防災の取り組みに女性の参画や男女双方の視点が反映されることによる適切な避難生活等の確保
			男女共同参画センター機関誌への掲載 1回 啓発ハネムによる啓発 2回	男女共同参画センター機関誌等での啓発			

1-5 消防団体制の充実

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	地域防災の要である消防団員の確保を行うとともに、研修会の開催を通じて地域における防災力向上のための取り組みを進めます。	①	消防団員の確保のために、市町村への支援を行います。	共通	公助	—	市町村等	消防政策課
		②	地域における防災力向上のために、女性防火クラブの活動に対する支援や女性防火クラブアドバイザー研修事業を実施します。	共通	共助	—	市町村 県	消防政策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	消防団員定数確保対策事業の実施	消防団員数【速報値】 8,201人(H25.4.1現在) 充足率 93% (条例定数 8,823人)	土佐清水市 いの町 本山町	東洋町 芸西村		消防団員の確保することによる地域の防災力の向上
②	女性防火クラブ活動の支援	防災訓練の実施や資器材の整備等活動支援 (平成24年度:安芸市、土佐清水市、香美市、高芸北広域町村事務組合、幡多中央消防組合)	市町村等への活動支援を実施 安芸市(防災用テント) 幡多中央(防災ヘルメット) 宿毛市(災害用救急セット) 幡多中央(防災ヘルメット)			女性ならではの活動を通じた共助の仕組みづくりによる地域防災力の向上
	女性防火クラブアドバイザー研修事業の実施	研修会の実施による防災及び発災時の活動の知識の向上及び、他の地域との活動内容の情報交換による地域での活動の活性化 平成24年度:2回開催	研修会の実施による防災、発災時の対応力の向上 研修会の開催:2回/年 2回開催 参加者129人			取組みの継続 取組みの継続

2-1 学校等の防災対策の促進

【概要】

目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
学校等で地震や津波から児童生徒、園児等の命を守るよう、事前のマニュアル作成や避難訓練・防災学習会等を行います。	①	保育所・幼稚園等が行う、防災対策に関する研修会の実施や防災訓練、防災マニュアルの策定と改善を通じて、防災力向上を進めます。	共通	自助	—	市町村 私立保育所・幼稚園設置者等	幼保支援課
	②	公立学校が作成する学校防災マニュアルの点検、見直しを行い、安全教育プログラムに基づく防災教育を進めます。	共通	自助	—	市町村 県	学校安全対策課
	③	私立学校が行う、防災訓練や防災教育の実施、防災教育マニュアルの見直し等を進めます。	共通	自助	—	学校法人	私学・大学支援課
	④	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等での防災マニュアルの策定や避難訓練を進めます。	共通	自助	—	市町村 県	生涯学習課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	
①	<p>保育所・幼稚園等における地震防災対策への支援</p> <p>避難場所の確保・避難訓練の定着・防災マニュアルの改善状況の把握・検証 (防災マニュアル作成チェックシートによる項目が全て記載されている園 100%) (南海トラフ地震を想定した訓練の定着 全園年3回以上実施)</p>	<p>「防災マニュアル作成の手引き」の作成(H24)</p> <p>防災マニュアルに関する研修会の実施(H24 2回(4箇所))</p> <p>年3回以上訓練実施率 98%(H24)</p>	<p>H25年度</p> <p>防災マニュアル等の研修会実施による防災対策促進 (年1回以上)</p> <p>研修1回(3箇所)</p>	<p>H26年度</p> <p>マニュアル策定率 100%</p> <p>年3回以上訓練実施率 100%</p> <p>防災マニュアル等の研修会実施による防災対策促進 (年1回以上)</p> <p>訓練定着、マニュアル改善状況の把握・検証 (アンケート年1回)</p>	園児の安全の確保

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			日標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	学校における地震防災対策への支援 (学校における必要項目が網羅された防災マニュアル策定率 100%)	必要項目が網羅されたマニュアル策定率 37.3%	「学校防災マニュアル作成の手引き」改訂 100%	学校安全対策チェックリストによる点検・見直し指導による学校防災マニュアルの見直し(職員)の体制等)	学校安全対策チェックリストによる点検・見直し指導による学校防災マニュアルの見直し(職員)の体制等)	児童生徒の安全の確保
	安全教育プログラムに基づく防災教育の実施の支援 (安全教育プログラムに基づく防災教育実施率100%)	安全教育プログラム策定(H24)	安全教育プログラムに基づく児童・生徒への防災教育の実施 実施率 100%	安全教育プログラムに基づく児童・生徒への防災教育の実施 実施率 100%	安全教育プログラムに基づく児童・生徒への防災教育の実施 実施率 100%	
③	【参考】安全教育プログラムとは ・各学校における指導内容や指導方法を盛り込んだ教職員用指導資料	指導内容の明確化 (防災教育の質的向上) 学校安全対策チェックリストの作成(H24)	教職員への研修強化 学校安全対策チェックリストによる防災教育取り組み状況の点検			
	私立学校における継続した防災教育の実施の促進 (年1回以上の防災教育実施率 100%)	年1回以上の防災教育実施率 100%	防災教育の実施を要請 実施率 100%	防災教育の実施を要請 実施率 100%	学校防災マニュアルの見直し、継続的な訓練の実施要請	取り組みの継続
④	放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における地震防災対策への支援 指導員等や市町村担当者への研修会の実施 (県主催の防災研修会 年1回)	県から実施市町村へ訓練実施等の働きかけ、情報提供 防災マップ作成研修(H23) 防災マニュアル作成研修(H24)	県から実施市町村への支援を継続 防災研修会の実施(年1回)、情報提供、対策状況把握 研修 県内3箇所 研修年1回 防災出前講座の実施 状況調査11月 状況調査11月	県から実施市町村への支援を継続 防災研修会の実施(年1回)、情報提供、対策状況把握 研修 県内3箇所 研修年1回 防災出前講座の実施 状況調査11月 状況調査11月	県から実施市町村への支援を継続 防災研修会の実施(年1回)、情報提供、対策状況把握 研修 県内3箇所 研修年1回 防災出前講座の実施 状況調査11月 状況調査11月	取り組みの継続
	防災マニュアルの作成の支援(策定率100%) 連絡体制、対応(支援)体制、避難(訓練)計画、非常持ち出し品(引き渡しカード)等を備える	「防災マニュアル作成の手引き」の作成(H24)	防災マニュアルの作成を支援 策定率62% 122/197	防災マニュアルの作成を支援 策定率73% 144/196	防災マニュアルの作成を支援 策定率 100%	
	避難訓練の促進(訓練の実施率100%) 学校や地域と連携した取り組みの推進	避難訓練の実施率 70%	避難訓練の実施を働きかけ 避難訓練実施率65% 129/197	避難訓練の実施を働きかけ 実施率78% 153/196	避難訓練の実施を働きかけ 実施率 100%	

2-2 医療機関の防災対策の促進

【概要】

目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
医療機関の防災対策を進めることで、患者や医療従事者の安全を確保し、医療機能の維持継続ができる体制を整備します。	①	医療機関向けの災害対策指針を周知するとともに必要な施設設備の整備に対して補助による支援を行うこととで医療機関の防災対策を進めます。	共通	公助 自助	高知県災害時医療 救護計画	県 医療機関	医療政策課
	②	災害時の医療提供機能の維持に向けた事業継続計画の策定と実効性の担保及び施設設備の整備に取り組むことで、県立病院の防災対策を進めます。	共通	公助	高知県立病院第5 期経営健全化計画	県	県立病院課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H27年度	
①	医療機関の防災計画策定の支援 (防災計画策定率 100%)	医療機関災害対策指針の作成 (H24) 病院の防災計画策定率 73%(H24)	対策指針の周知 説明会県内5箇所 完了	計画策定率98% 策定率 100% (完了)	患者、医療従事者等の安全確保 と、被災後の医療機能の維持継続
	医療機関の防災訓練の支援 (防災訓練実施率 100%)	防災訓練実施率 70% (H24)	専門家派遣等による訓練実施を支援 実施率94%	実施率 100% (完了)	
	医療機関が防災対策として行う施設・設備・備品 整備の支援	補助制度の創設(H24)	必要な施設改修・資機材の整備を促進	取り組みの継続	
	災害時に備えた診療情報の保全		健診車両の災害対応 応化支援	取り組みの継続	
			バックアップシステムの構築・開発	システム運用	取り組みの継続

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	事業継続計画の策定及び実効性の担保へ向けた訓練の実施		策定作業(幡多けんみん病院)	定期的な訓練実施	定期的な訓練実施	県立病院における患者、医療従事者等の安全確保と、被災後の医療提供機能の維持継続
	設備の耐震性の確保(幡多けんみん病院) (電気盤、配線、配管、空調、消火設備ほか)		策定作業(あさ総合病院)	定期的な訓練実施	定期的な訓練実施	
	災害棟の整備 (発災時の職員待機及び機材等保管用建屋の整備)		設備耐震診断	耐震化工事	耐震化工事	不断の見直し 取り組みの継続
	非常用自家発電設備の維持・燃料タンク増設		燃料タンク増設(あさ総合病院)	新築工事	新築工事	(完了)
	水源の確保(幡多けんみん病院)		発電設備更新・燃料タンク増設(幡多けんみん病院)	燃料タンク増設(あさ総合病院)	更新・増設工事	(完了)
				既設井戸の改修 耐震化・発電機設置工事	既設井戸の改修 耐震化・発電機設置工事	(完了)
						(完了)

2-3 社会福祉施設における地震防災対策の促進

〔概要〕

(No.)	目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	社会福祉施設の地震防災対策を進めることで、入所者の安全を確保するとともに、あわせて地域の避難体制を整備します。	①	社会福祉施設の防災対策マニュアルの作成を支援し、防災対策を促進します。	共通	自助	—	社会福祉法人	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課
		②	社会福祉施設事業者が行う避難階段等の設置など、施設の防災対策に対して支援を行います。	共通	自助	—	社会福祉法人	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)		
			H25年度	H26年度	H27年度			
①	社会福祉施設の防災マニュアルの作成の支援 (高齢者施設 100% 障害者施設 100%) 福祉事業者のBCP策定への支援 (従業者50名以上の施設)	〔防災マニュアルの作成率〕 高齢者施設 96.2% (326/339施設)(H24) 障害者施設 98.8% (85/86施設)(H24) 児童関係施設 100% 12施設(H26完了)	H25年度 防災マニュアルの作成に向けた支援を実施 高齢者施設 98.3% (343/349施設) 障害者施設 100% (86/86施設)	H26年度 高齢者施設 100% (369/369)施設 障害者施設 100% (86/86)施設	H27年度 (完了)	入所者、従事者の安全の確保と介護・福祉事業の継続		
			<p>↑</p> <p>防災マニュアルに基づく対策の実行支援(うち防災備えちよき隊による支援など)</p> <p>↑</p> <p>うち防災備えちよき隊: うち防災備えちよき隊 8事業所へ派遣 福祉事業者のBCP策定への支援 (高齢者) BCP策定のための支援講座の実施 机上訓練2回実施 (高齢者) 高知市会場、四万十市会場で各7回</p> <p>↑</p> <p>8事業所へ派遣 福祉事業者のBCP策定への支援 (高齢者) BCP策定のための支援講座の実施 机上訓練2回実施 (高齢者) 高知市会場、四万十市会場で各7回</p> <p>↑</p> <p>8事業所へ派遣 福祉事業者のBCP策定への支援 (高齢者) BCP策定のための支援講座の実施 机上訓練2回実施 (高齢者) 高知市会場、四万十市会場で各7回</p>					
②	社会福祉施設の設備改修(避難階段、避難器具、自家発電装置)への支援	補助制度(H27までの創設)(H24) 入所型施設に対し補助を実施(88施設)	H25年度 入所型施設に通所型施設も加え補助を実施 入居型施設 59施設 通所型施設 33施設	H26年度 入居型施設 25施設 通所型施設 12施設	H27年度 (終了)	支援の継続		

2-4 地震津波の早期検知・伝達体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当部課名
地震の揺れから身を守る行動や、津波からの避難行動が迅速に行えるよう、地震・津波の観測及び情報伝達の体制を強化します。	①		共通	公助	-	国 県	南海トラフ地震対策課
	②		共通	公助	-	国	港湾・海岸課
	③		共通	自助	-	県 市町村 学校法人	南海トラフ地震対策課 学校安全対策課 私学・大学支援課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	室戸岬沖への地震・津波観測監視システム(DONET II)の構築 足摺岬沖への観測網の構築に向けた取り組み 瞬時に伝達するためのシステムの構築 (平成27年度末の情報伝達システム構築)	陸上局舎の整備(旧室戸東中:H24)	H25年度 国による室戸岬沖への観測網の構築 早期の構築を要請	H26年度 観測データの伝達 方法の検討・協議	H27年度 取り組みの継続 情報伝達システムの構築	早期の危険回避行動による迅速な避難行動の実施
②	GPS波浪計設置 (室戸岬沖 1基)	詳細設計(H23) 設置工事着手(H24)	国によるGPS波浪計設置 (完了)			
③	緊急地震速報受信機 (確実に整備を行う施設 40施設) 学校施設の緊急地震速報受信機の設置 震度情報ネットワークの維持・確保	本庁舎・西庁舎・北庁舎・県警本部への設置済み(H20) 緊急地震速報訓練の実施(H24) 緊急地震速報受信機設置率76.5%(H25) 371校中284校設置済	対象施設の決定 受信機の導入 導入について働きかけ 震度情報ネットワークの保守点検	(完了)	取り組みの継続	

2-5 既存住宅の耐震化の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
住宅の倒壊等による人的被害を軽減するため、地震時に倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた住宅の耐震診断・耐震補強や、県内で増加傾向である空き家の地震被害軽減対策を進めます。	①	既存住宅の耐震化促進事業(診断、設計、改修)に対して補助を行い耐震化を促進するとともに、耐震改修等のリフォームによる廃屋化の防止及び再生・活用を進めます。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 住生活基本計画	県民	住宅課
	②	既存住宅の部分的な耐震対策や耐震ベッド等について、制度化の検討を行います。	共通	自助	—	県	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	既存住宅の耐震化の支援 (既存住宅の耐震化 4,400棟) 【参考】 建替えを含む既存住宅の耐震化 (耐震化率95%(H32)/耐震化必要数約25,400戸) ※住生活基本計画による 空き家の廃屋化防止及び再生・活用 (再生リフォーム 150件)	累計耐震改修棟数 2,313棟 (H24) (74%:H24)	3,008棟(累計) (75%)	啓発・PR 3,655棟(累計) (76%)	H32での耐震化率 95%に向け引続き 取り組みを進める 6,713棟(累計)	住宅の倒壊や避難路の閉塞を防ぐ ことや、耐震性の高い住宅への住 み替え等が進むことによる県民の 生命の安全の確保
②	部分的な耐震対策の検討	先進事例の情報収集	情報収集、 工法の検討	有識者の意見聴取	情報収集の継続 取り組みの継続	安全な空間の確保

2-6 県・市町村有建築物の耐震化の推進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	地震により倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前の県・市町村の建築物の耐震化を進め、来庁者や職員の安全を確保します。	①	県有建築物の耐震化を進めます。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 県有建築物耐震化実施計画 地震防災緊急事業5箇年計画	県	南海トラフ地震対策課ほか
		②	市町村有建築物の耐震化を進めるために、耐震化実施計画の策定を促進します。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画	市町村	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	県有建築物耐震化実施計画の見直しと整備の実施 (県立学校と災害業務を実施する庁舎の耐震化の完了)	[現行計画に基づく耐震化]対象262棟中141棟が耐震化済み(H24) [主な建築物]江の口養護学校(H22) 県民文化ホール(H23) 本庁舎(H24)	18棟の診断 45棟の設計 27棟の工事 計画の見直し	19棟の診断 31棟の設計 51棟の工事	対象施設の診断完了 2棟の設計 34棟の工事	来庁した県民の安全の確保 職員の安全の確保と防災対策の拠点となる庁舎を確保し、早期の災害対策業務の実施
②	市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く) (耐震化実施計画の策定率 100%)	[耐震化の状況] 庁舎:53.9% 消防本部・消防署:68.9% 社会福祉施設:83.4% 公営住宅等:71.8% (H25.3現在)	耐震化の状況調査	市町村有建築物の耐震化実施計画の策定の働きかけ 策定率 82.4% (28/34市町村)	取り組みの継続 取り組みの継続	

2-7 学校等の耐震化の促進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	子どもや教職員を地震の強い揺れから守るために、学校等の施設の耐震診断や耐震化を進めます。	①	保育所・幼稚園の耐震化を促進するため、施設の設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行い支援します。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 地震防災緊急事業五箇年計画	市町村 私立保育所・幼稚園設置者	幼保支援課
		②	公立小中学校の耐震化を促進するため、市町村等が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行います。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 地震防災緊急事業五箇年計画	市町村	学校安全対策課
		③	私立学校の耐震化を促進するため、施設設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行います。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画	学校法人	私学・大学支援課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	保育所・幼稚園の耐震化の支援 (耐震診断率 100%) (全体数 140棟)(H25.4.1現在) (耐震化率 90%) (全体数 260棟)(H25.4.1現在)	耐震診断率 77.1% (H25.4) 140棟中108棟実施済み 耐震化率 76.2% (H25.4) 260棟中198棟実施済み	6棟実施 81.4%(114/140)・8棟実施 86.9%(119/137)・4棟実施 91.7%(121/132)			施設の倒壊からの子どもや教職員の安全の確保
			15棟実施 81.5%(212/260)・5棟実施 84.6%(220/260)・14棟実施 90.3%(242/268)			
②	公立小中学校の耐震診断の支援 (耐震診断率 100% (546棟中546棟)) 公立小中学校の耐震化の支援 (耐震化率 96.6%) (946棟中914棟の耐震化完了)	耐震診断率 95.6%(H25.4) 563棟中538棟実施済み 耐震化率 83.4%(H25.4) 966棟中806棟実施済み	9棟実施(96.3%)	24棟実施(99.2%)	5棟(繰越分)実施(完了)	H28年度以降速やかに100%を目指す H28年度以降速やかに100%を目指す H30年度までに100%を目指す
			26棟実施(86.8%)	43棟実施(91.5%)	28市町村等で耐震化完了 13棟実施(96.6%)	
③	私立学校の耐震診断の支援 (耐震診断率 90.9% (33棟中30棟)) 私立学校の耐震化の支援 (耐震化率 84.9%)(73棟中62棟の耐震化完了)	耐震診断率 78.8% 33棟中26棟実施済み 耐震化率 80.8% 73棟中59棟実施済み				以降100%を目指して 取り組みを要請 H28～H29 耐震工事2棟 以降100%を目指して引き 続き取り組みの継続
				改築1棟(82.2%) (H27年度へ変更)	4棟実施 耐震工事2棟 (84.9%)	

2-8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	病院や社会福祉施設(高齢者施設・障害者施設・児童関係施設)の耐震化を進めることで、患者や施設利用者等の安全を確保するとともに、医療や介護等を継続して提供します。	①	医療機関が実施する耐震化に対して補助等により支援を行います。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 高知県災害時医療救護計画	医療機関	医療政策課
②		②	社会福祉施設へ働きかけを通じて耐震化を促進します。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 地震防災緊急事業五箇年計画	社会福祉法人	高齢者福祉課 児童家庭課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H25年度	H26年度	H27年度		
①	医療施設の耐震化の支援 (全病院の耐震化率 90%)	〔耐震化の状況〕 災害拠点病院 80%(8/10施設) (H24) 救護病院 61%(30/49施設) (H24) その他病院 49%(36/74施設) (H24) 全病院の耐震化率 56% (74/133施設)	耐震化に向けた取り組みの支援 耐震化率62% 耐震化率64%(84/131)	H26年度	H27年度	計画期間以降 全病院 90% 未耐震の施設への働きかけ	要医療者(患者)や要介護者、従事者の安全の確保と医療・介護事業の継続
②	社会福祉施設の耐震化の促進 (高齢者施設 100% 児童関係施設 100%)	〔耐震化の状況〕 高齢者施設 96.6%(114/118施設) 児童関係施設 83.3%(10/12施設) 障害者施設 100% (30施設完了)	高齢者施設4施設、児童関係施設2施設の耐震化 100% 高齢者施設 1施設 (完了)				

2-9 事業者施設の耐震化等の促進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県的具体な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	事業者の従業員の安全を確保し、早期の事業再開につなげるため、工場・事業所等の耐震化等の地震対策を促進するとともに、不特定多数の方が利用する店舗や旅館等の大規模な建築物等についても耐震化を促進します。	①	事業者が実施する耐震化の取り組みに対して国の助成制度を活用し支援します。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画	事業者	商工政策課
		②	事業者に対して、金融機関が行う県制度融資「南海地震・節電対策融資」の周知を行い、その活用により地震対策を支援します。	共通	自助	-	事業者	経営支援課
		③	商店街滞在者の安心・安全を確保するため、商店街施設の耐震化を行う商工団体等の事業者に対して補助を行い、施設の耐震化を支援します。	共通	自助	-	事業者	経営支援課
		④	不特定多数の方が利用する店舗及び旅館等の大規模なものや、県・市町村の防災拠点等の施設、また避難路等の沿道にある建築物の耐震化を促進します。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画	事業者	住宅課 建築指導課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H25年度	H26年度		
①	県内で製造業を営む事業者の特定建築物に該当する工場・事業所等を対象とする耐震化工事等への助成 (計画期間での耐震化率 90%) (全体期間 平成18年度 - 平成27年度)	特定多数の者が利用する建築物の耐震化率(H22年度末) 事務所(製造業以外も含む) : 51.7% 工場 : 69.6%	H25年度 助成制度の市町村への周知や個別企業訪問等の実施	H26年度 県内で製造業を営む事業者の特定建築物に該当する工場・事務所等の耐震化率: 90%(H27年度末)	H27年度 H29.3.31まで期間延長	施設利用者や従業員の安全の確保と工場・事業所等の維持による事業の早期復旧
②	県制度融資「南海地震・節電対策融資」の活用促進	制度創設 H24.4.1 融資実績 5件(うち地震対策4件) (H24年度末現在)	H25年度 パンフレット配布などによる事業者への周知 融資実績 4件(うち地震対策3件)	H26年度 融資実績 4件(うち地震対策3件)	H27年度 H29.3.31まで期間延長	
③	商店街施設の耐震化を行う商工団体等への補助	制度創設(H25.10)	H25年度 アンケート調査結果から、発災時に倒壊・落下等の危険性が高いとされる商店街施設の改修を実施 7件実施 12件実施 1件実施予定	H26年度 アンケート整備4件 アークード整備4件 街路灯整備7件 街路灯整備1件(予定)	H27年度 街路灯整備3件 街路灯整備7件 街路灯整備1件(予定)	H30.3.31まで期間延長 (終了)

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
④	大規模建築物等の耐震化支援 (耐震診断7棟)	—	耐震化に向けた取り組みの支援 6棟	1棟		不特定多数の者、避難弱者が利用 する建築物、または避難路沿道建 築物の耐震化を推進することによる 被災者の減少	
	防災拠点となる建築物の指定	—	防災拠点建築物の検討・指定		取り組みの継続		
	沿道建築物の耐震化を促進する道路の指定	—	避難路等沿道建築物の実態調査 避難路等の検討・指定				

2-10 ライフラインの地震対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
ライフライン施設の被害を軽減し、早期に復旧できるように設備の耐震化や、事業者との調整等を事前に行います。	①	「高知ライフライン協議会」を設立し、速やかなライフライン復旧のための対策を検討します。	共通	自助	—	県事業者	南海トラフ地震対策課
	②	市町村の水道施設の耐震化を促進します。	共通	自助	地震防災緊急事業 五箇年計画	市町村	食品・衛生課
	③	下水道施設について、県施設の耐震・耐浪化と業務継続のための対策を行うとともに、市町村が地震・津波対策を進めるためのガイドラインを策定します。	L1 L2	自助	—	県市町村	公園下水道課
	④	広域地盤沈下後の水源供給リスクや取水地点の塩水化リスクに対して、水供給システムの事前対策を進めます。	L2	公助	—	県	河川課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	速やかなライフラインの復旧のための対策の検討	—	協議会の設立 課題整理、対応の検討	具体策の検討	具体策の検討及び推進	ライフラインの早期の復旧による県民生活の回復
②	市町村が行う配水池等の耐震化の促進 (貯水配水施設 14基新設 H23-27)	配水池 1基 貯水施設1基 (H23-H24)	緊急遮断弁1基 貯水施設3基 国への支援の要請	配水池2基 緊急遮断弁1基 貯水施設1基	配水池5基 貯水施設4基	被災後の飲料水の確保

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
③	<p>県の下水道施設の耐震化の実施 最低限の機能確保と安全確保を図る</p> <p>県の下水道施設の耐浪化の実施</p>	<p>幹線管路L=315m マンホールN=2個所の耐震化</p> <p>—</p>	<p>H25年度 管理棟・ポンプ棟(建築) 業・管廊の耐震化</p> <p>H26年度 消毒池・管廊・送水管 の耐震化</p> <p>H27年度 処理場内の他施設</p>	<p>H26までに機能確保と安全対策を実施 H27からは処理場内の他の施設を順次耐震・防水化</p>	<p>下水道施設の機能維持を図ること で汚水の排除と簡易処理後の放流 を可能とするとともに、管理従事者・ 施設利用者の安全を確保</p>	
	<p>業務継続(下水道BCP)への取り組みの実施</p> <p>高知県下水道地震・津波対策ガイドライン(下水道) の最低限の機能確保の運用 ※下水道区域における仮設トイレの必要数の検討を 含む。</p>	<p>業務継続計画の作成(H24) 下水道台帳電子化(H21-H24)</p> <p>検討委員会設立 (H24-H25)</p>	<p>管廊の防水化</p> <p>管理棟・電気棟・ポン プ棟・管廊・水処理施 設の防水化</p> <p>処理場内の他施設</p> <p>災害時支援協定の締 結、流域関係3市との 調整(BCP)</p> <p>県・市町村合同による災害時支援訓練(継続)</p> <p>ガイドライン策定・公表</p> <p>市町村の下水道BCP策定支援</p>	円滑な復旧・復興活動の実施		
④	<p>水供給システムへの事前対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に発生した地下水障害の状況把握 地下水揚水の現状把握 南海トラフ地震発生時における地下水障害発生リスクの高いエリアの想定 塩水化等の地下水障害の発生を想定した事前対策(代替施設等)の検討【各担当 部署による】 	—	<p>実態把握調査開始</p> <p>取り組みの継続</p>			

2-11 学校等の室内の安全対策の促進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	地震によって学校等の施設内で子どもたちが負傷しないよう、室内の安全対策を促進します。	①	保育所・幼稚園等が実施する室内安全対策について補助を行います。	共通	自助	-	市町村 私立保育所・幼稚園設置者等	幼保支援課
		②	公立小中学校が実施する室内安全対策を促進します。	共通	自助	-	市町村	学校安全対策課
		③	私立学校が実施する室内安全対策について補助を行います。	共通	自助	-	学校法人	私学・大学支援課
		④	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等における室内安全対策について補助を行います。	共通	自助	-	市町村	生涯学習課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	保育所・幼稚園等の窓ガラス飛散防止対策の支援 (窓ガラス飛散防止対策率 100%) (全体数 314園)(H25.4.1現在)	対策実施率 71.0%(H25.4) 実数(228/314園) 補助制度設立(H24)	34園実施(81.8%)	32園実施(92.0%)	25園実施(100%) (完了)	地震による施設の破損からの子どもたちの安全の確保
②	公立小中学校が行う室内安全対策の促進 天井材・照明器具・窓ガラス・外壁・内壁等 (非構造部材の耐震化率 93.7% 284/303校)	対策実施率 35.9%(H25.4) 実数(109/304校)	期間内に29市町村等で対策を実施(予定) 93.7%		H30年度までに100% を目指す	
③	私立学校の室内安全対策の支援 (非構造部材の耐震対策率 83.3% 15/18校)	非構造部材(天井材・照明器具・窓ガラス・外壁・内壁等)の耐震対策率 27.7%(5/18校)	私立学校に対する室内安全対策の推進を要請し、支援 非構造部材耐震対策率 83.3%(15/18校)		耐震対策率を100% にするために引き続き支援を実施	
④	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等における室内安全対策の支援 窓ガラス飛散防止対策やヘルメット等の備え (安全点検の実施 80%)	安全点検の実施率 63%(H24) (104/165箇所)	安全点検の実施 実施率 63% (124/197箇所)		安全点検実施率を80%にするとともに、耐震対策を実施	

2-12 家庭や事業所における室内の安全対策の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震による建物内での死傷者を減らし、迅速な避難行動を可能とするため、家具転倒防止などの室内安全対策を進めます。	①	家具転倒防止対策についての啓発と、高齢者世帯などへの設置費の補助を行い、安全対策を進めます。	共通	自助	-	県民事業者	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	室内の安全対策の支援 (対策実施率 60%)	対策実施率20% (H24県民世論調査)	対策実施率30% 室内安全対策の必要性や効果の啓発活動(ホームセンター等と連携)	対策実施率60% 福祉部署と連携した対策実施困難者への支援	取り組みの継続	家具の転倒による死傷者の減少

起震車による揺れ体
 験とあわせ、家具固
 定器具等を販売
 (県トラック協会)

2-13 県有施設の室内の安全対策の推進

【概要】

目的 (No.)	県有施設	具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	県有施設の室内において、地震時の家具類の転倒やガラスの飛散から来庁者・職員の安全を確保します。	① キャビネット等の固定及びガラスの飛散防止対策を行います。	共通	自助	-	県	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度		
①	キャビネット等の固定 (固定実施率 100%)(352箇所) 県有施設335箇所、県立学校17箇所	転倒、落下防止対策の完了 (耐震化未実施、改築予定の 建物除く) H24年度未完了:75% 352箇所中264箇所実施済み 県立学校:13箇所実施済み	26箇所実施(82%)	44箇所実施(95%)	18箇所実施(100%)	地震発生時の怪我のリスク軽減による迅速な避難行動の実施
	ガラスの飛散防止対策 (飛散防止実施率 100%)(186箇所) 県有施設163箇所、県立学校23箇所	H24年度未完了:56% 186箇所中104箇所実施済み 県立学校:21箇所実施済み	22箇所実施(68%)	50箇所実施(95%)	10箇所実施(100%)	

2-14 津波からの避難対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
沿岸地域において、地震発生時に速やかに避難行動がとれるよう津波避難計画の策定や避難方法の周知、避難訓練などを行います。	①	市町村が作成する市町村津波避難計画について、策定を支援します。	L2	公助	地域津波避難計画	市町村	南海トラフ地震対策課
	②	地域が作成する地域津波避難計画について、補助等を行い策定を支援します。また、策定後の地域津波避難計画の実効性について確認を行います。	L2	自助 共助	市町村津波避難計画	地域市町村 県	南海トラフ地震対策課
	③	津波に対する地域の危険性や避難場所に不案内である観光客(外国人観光客を含む)の安全を確保するために、関係者への啓発や研修会を行います。	L2	自助 共助	-	県	観光政策課 おもてなし課
	④	漁業関係者への防災意識の向上を図るために、研修会の開催や訓練の実施を促進します。また、本県の全海域をカバーする地震津波災害時の緊急通報体制を構築します。	L2	自助 共助	-	漁業協同組合 市町村等	漁業振興課 漁業管理課
	⑤	港湾で働く人々や利用者を対象とした津波避難計画を策定するとともに、定期的な避難訓練を実施します。	L2	自助 共助	高知新港振興プラン	事業者 県	港湾・海岸課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H26年度	H27年度		
①	市町村津波避難計画の見直しの支援 (全19市町村の見直し完了)	市町村津波避難計画の見直し 完了率 14市町村 74% (H24末)	H25年度 5市町村で見直し 策定率100% 完了	H26年度	計画期間以降	計画を策定することによる、円滑な避難路・避難場所の整備
②	地域津波避難計画の策定の支援 (策定率100%) 地域津波避難計画の周知 地域津波避難計画内容の妥当性の確認	地域津波避難計画の策定率 431/508計画 85%(H24末)	津波避難計画完成(100%) 完了 津波避難計画や津波ハザードマップの配布 チェックリスト作成 図上点検 (完了) 計画の見直し 取り組みの継続			

※避難行動要支援者に対する支援は3-16に記載

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
③	観光客の津波からの避難に係るガイドラインの周知	ガイドライン作成(H24)	ガイドラインの配布・説明アンケート調査	関係者の理解等の状況を調査(ガイドラインの周知を含む)	取組の継続	関係者の理解等の促進による速やかな避難誘導の実施	
	観光ガイドへの研修	東部・中部・西部で各1回の研修を実施	東部・中部・西部で各1回の研修を実施	ガイドラインの見直し(外国人宿泊者対応を追加)	取組の継続		
	多言語観光案内板等への避難場所の表示の促進		多言語観光案内板の設置等を実施	多言語化する広域観光案内板に避難場所を表示	取組の継続		
④	漁業関係者・漁協による地震・津波防災マニュアルに基づき避難訓練の促進(全漁協及び支所)	独自の避難訓練を県内2箇所で行った	避難訓練実施の呼びかけ	避難訓練実施の呼びかけ	取組の継続	漁業関係者の防災意識が向上し、円滑な避難行動に寄与することによる、漁業関係者の人命の安全の確保	
	漁業関係者の地震・津波防災マニュアルに基づいた研修会の実施(避難訓練に合わせた実施)及びマニュアルの更新の促進(全漁協及び支所)	県内全70漁協及び支所において地震・津波防災マニュアルを策定	研修会実施の呼びかけ	研修会実施の呼びかけ	取組の継続		
	操業船に対して、24時間本県の全域をカバーする地震津波災害時の緊急通報体制の構築	携帯電話による通信の確保、ラジオによる情報収集の徹底を指導		地震津波災害時の緊急通報体制の決定	取組の継続		
⑤	港湾で働く人々や利用者を対象とした津波避難計画の策定・更新、避難訓練の実施(高知港、須崎港、宿毛湾港)	高知新港振興プラン策定 津波避難対策概略決定(高知新港)	「高知新港の津波避難を考える会」を活用し、港湾事業者ごとに津波避難計画を策定(高知新港)	津波避難訓練等を通じて津波避難計画の实效性を検証し、継続的な更新を実施(高知新港)	取組の継続	津波避難計画を策定し、定期的な訓練等を実施することで、港湾で働く人々や利用者の避難意識の向上と早期の避難行動につながることに伴う死傷者の減少	
		津波避難計画の策定を支援(高知港内港、須崎港、宿毛湾港)		定期的な訓練等を通じて避難計画を更新	取組の継続		

2-15 津波避難路・避難場所の整備

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
津波から安全に避難できるよう津波避難計画をもとに、市町村(一部は県、事業者)が国の事業や県の補助金を活用して避難路や避難場所等の確保を進めるとともに、施設利用者のための避難場所についても整備を行います。		①	市町村が行う避難空間の整備に対して補助を行い支援します。また、県有施設への避難施設整備を行います。	L2	公助	津波避難計画	市町村 県	南海トラフ地震対策課 都市計画課
		②	農村地域において避難タワーを整備します。	L2	公助	津波避難計画	県	農業基盤課
		③	漁村地域において市町村が行う避難路・避難場所の整備に対して補助を行います。	L2	公助	津波避難計画 地震防災緊急事業5 箇年計画	市町村	漁港漁場課
		④	急傾斜地崩壊対策擁壁へ避難階段等の整備を行います。	L2	公助	津波避難計画	県	防災砂防課
		⑤	民間事業者が、従業員と地域住民の生命を守る津波避難施設の整備を行う場合に、その経費の一部を助成します。	L2	自助 公助	津波避難計画	事業者 市町村	商工政策課
		⑥	避難先の選択肢の一つとして、津波避難シェルターを整備します。	L2	公助	津波避難計画	県	南海トラフ地震対策課
		⑦	沿岸道路通行時に緊急的に避難できるよう、既道路敷内で可能な場所について、山側法面への階段等を設置します。	L2	公助	-	県	道路課
		⑧	港湾で働く人々や利用者を対象とした津波避難計画に基づき、避難路・避難場所・誘導標識等を整備します。	L2	自助 公助	高知新港振興プラン	事業者 県	港湾・海岸課
		⑨	海岸や公園等の利用者を対象とした津波避難場所の整備を行います。	L2	公助	-	県	港浜・海岸課 公園下水道課
		⑩	海岸・公園利用者を対象とした避難誘導看板の整備を行います。	L2	自助 公助	-	県	公園下水道課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	避難路・避難場所の整備の支援 (安全な一時避難場所の確保の完了) 〔全体計画数 避難路・避難場所 1,445箇所 避難タワー 115基〕	整備済の避難空間数 (H25.3) 避難路・避難場所 386箇所 避難タワー 16基	整備数 360箇所	整備数 371箇所	整備数 244箇所	津波からの県民の生命の確保
			整備数 30基	整備数 19基	整備数 34基	

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	県有施設への避難階段等の整備	避難ビル指定 178箇所 避難階段等の整備7施設	指定数 300箇所 高知高等技術学校	指定数 300箇所 必要に応じて整備	指定数 300箇所 必要に応じ検討を継続	津波からの県民の生命の確保
②	農村地域における津波避難タワーの整備 全体計画数 避難タワー 13基	3基整備(H24末)(四万十町)	(四万十町:4基) (安芸市:6基) (香南市:3基)	1基整備完了 (うち1基補強対策) 3基整備完了 詳細設計	1基整備(補強対策) (H28完了予定) 3基整備 (H28完了予定) 3基整備 (H29完了予定)	津波からの県民の生命の確保
③	漁村地域における避難路・避難場所の整備の支援 (7地区完了(全11地区))	2地区完了(H24末) (安田地区、古満目地区)	7地区完了 (宇佐、上ノ加江、佐賀、志和浦、周防形、柏島、橋浦) 2地区完了 (志和浦、柏島) (上ノ加江、橋浦)		2地区H28完了予定 (羽根、竜・井尻)	
④	急傾斜地などにおける避難路や避難場所等の整備 (市町村津波避難計画に位置付けられた26箇所)	避難階段整備着手 2箇所(H24末)	20箇所 2箇所 2箇所	2箇所 2箇所 2箇所	2箇所 2箇所 2箇所	
⑤	民間事業者が行う津波避難施設整備の支援	民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金の創設 (H24) 3件整備(H24)	助成制度の市町村への周知、 個別企業訪問等の実施	津波避難施設の整備の促進 4件整備 1件整備	H29.3.31まで期間延長 H29.3.31まで期間延長	
⑥	津波避難シェルターの整備 (室戸市佐喜浜 1箇所)	シェルターの構造、設計法の検討	詳細設計	施工		

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
⑦	道路法面への緊急避難階段等の整備 (整備計画を策定しH27末までに完了) (30箇所整備)	モデル実施 山手側階段等2箇所 津波浸水予測を受け設置可能 箇所の洗い出し	津波浸水予測公表を受け整備計画の策定 ↑ 山手側階段設置の推進 ↑ 13箇所整備 ↑ 17箇所整備	整備目標:100% ↑ 17箇所整備		道路利用者の津波避難の円滑化	
⑧	港湾の堤外地における避難路、避難場所等の整備 高台の企業と避難場所として建物の提供及び3日程度とどまれる食料、水、簡易トイレ等の確保 について協定締結及び協力依頼 港湾利用者等に対する高台の避難地情報(外国語含む)を提供	高知新港振興プラン策定 津波避難対策概略決定(高知新港)	高知新港の津波避難を考える会において整備手法を検討 ↑ 高知新港における避難路・避難場所等の整備(高台企業用地整備を含む) ↑ 高台企業用地の設計委託 ↑ 高台企業用地の整備工事 ↑ 高台企業用地周辺企業への避難計画支援 ↑ 各船社のBCP等情報収集	高台企業用地立地企業との協定締結 ↑ 情報収集に基づき、注意喚起のためのチラシや誘導看板の作成及び設置		港湾における避難困難地域の解消と、港湾従事者や利用者の早期の避難行動につながるることによる、死傷者の減少 津波避難場所を兼ねた高台企業用地の確保により、企業の津波に対する懸念が解消され、企業誘致の促進に寄与 津波被害が起こった後も、とどまれる安全な場所を提供することにより、避難者の安心を確保	
⑨	海岸緑地公園利用者の避難場所の整備 (2箇所設計完了) 土佐西南大規模公園(大方地区)利用者の避難場所の整備 (1箇所設計完了)	ヤ・シバパーク周辺地域活性化事業検討委員会にて海水浴客の避難対策を検討(H25) — —	甲浦港 詳細設計 ↑ 甲浦港 概要設計 ↑ 構造検討 地質調査 ↑ 詳細設計 ↑ 工事着手	施設整備工事 ↑ 詳細設計 ↑ 施設整備(H28予定)		津波からの施設利用者の生命の確保	
⑩	海岸・公園利用者への避難誘導看板の整備	—	施工 (土佐西南大規模公園)	必要に応じ避難看板の新設		安全な場所へ公園利用者が避難させることにより、利用者の安心を確保	

2-16 避難路・避難場所の安全の確保

【概要】

目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
避難路の閉塞によって津波や火災からの避難に支障が出ることがないよう、避難路・避難場所そのものの安全性の確認や再整備、ブロック塀の倒壊防止や老朽住宅等の事前除去などの安全対策などを進めるとともに、避難場所への資機材整備を進めます。	①	ブロック塀等の点検方法の周知を行うとともに、市町村を通じてブロック塀等の安全性の確保のための補助を行い支援します。	共通	自助 共助	津波避難計画	県民	建築指導課 住宅課
	②	緊急輸送道路や避難路に面している倒壊の危険性の高い老朽住宅等の除却を行う市町村に対して補助を行い支援します。	共通	共助 公助	-	県民 市町村	住宅課
	③	山地災害危険地に近接する避難路や避難場所の安全確保を行います。	共通	公助	津波避難計画	県	治山林道課
	④	安全な避難路・避難場所となっているか現地点検の支援を行います。	L2	公助	津波避難計画	市町村	南海トラフ地震対策課
	⑤	避難場所に資機材整備を行う市町村に対して補助等を行い支援します。	共通	公助	-	市町村	南海トラフ地震対策課 都市計画課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	ブロック塀等の点検方法の周知 （安全対策実施数 1,500件）	安全対策実施済数 45件(H24) 高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 (ブロック塀耐震対策事業を追加H24)	125件(累計)	227件(累計)	1,550件(累計)	安全な避難路の確保による円滑な避難活動の実施と、避難場所の安全を図ることによる被災者の減少
②	老朽住宅等の除却の支援 (住宅等除却数 320棟)	支援制度の策定(H23)	32棟	177棟(累計)	320棟(累計)	必要に応じて安全対策の実施を継続
						引き続き老朽住宅等対策の支援を検討

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
③	山地災害危険地における避難路・避難場所の安全確保	2箇所対策実施 避難路:黒潮町浮鞭 避難場所:室戸市行当	2箇所実施 (中土佐町鎌田外)	5箇所実施 (室戸市津呂外)	12箇所実施 (安芸市八流外)	安全な避難路の確保による円滑な避難活動の実施と、避難場所の安全を図ることによる被災者の減少
			<p>事業計画に基づき避難路や避難場所の保全対策を実施</p> <p>山地災害危険地に近接する避難路や避難場所を把握 地元市町村等と山地保全対策について協議し、事業計画を作成</p>			
④	避難路・避難場所の安全性の現地点検の支援		<p>現地点検</p> <p>H29完了</p> <p>取り組みの継続</p> <p>必要な整備</p>			
⑤	避難場所への発電機や通信機器等の資機材整備の支援(地域防災対策総合補助金) 避難場所への防災倉庫、備蓄品等の整備の支援(都市防災推進事業) 避難場所への、「かまどベンチ」や「非常用トイレ」の設置を支援(都市防災推進事業) 避難タワーへの無線機等の配備の支援(都市防災推進事業)	支援制度の拡充(H24) 7市町村が活用 都市防災推進事業実施16市町村の内、6市町村で実施 都市防災推進事業実施16市町村の内、4市町村で実施 都市防災推進事業実施16市町村の内、2市町村で実施	6市町村が活用 資機材整備への補助	3市町村が活用 環境整備への支援拡充	取り組みの継続 取り組みの継続 取り組みの継続 取り組みの継続 取り組みの継続	避難場所における安全安心度の向上

2-17 重要港湾の防波堤等の整備

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	重要港湾である高知港、須崎港、宿毛湾港の防波堤を、津波に対して粘り強い構造へ整備・改良します。	①	高知港、宿毛湾港について、国直轄事業による第一線防波堤の延伸と、津波に対して粘り強い構造への改良を進めます。	共通	公助	-	国	港湾・海岸課
②		②	須崎港の津波防波堤を、粘り強い構造とするとともに、防潮施設の改良を進めます。	L1	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	国 県	港湾・海岸課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
①	高知港の防波堤整備・改良 (東第1防波堤L=41m延伸(H26概成)) 宿毛湾港の防波堤整備・改良 (池島第2防波堤L=291m延伸(H27概成))	高知港南防波堤L=1,000m整備済 東第1防波堤L=859m整備済 (H24末)	(国直轄事業により対策を実施) 東第1防波堤L=1,100m (L=41m延伸) : (L=900m完成: 上部工)	南防波堤・東第1防波堤の延伸粘り強い化	延伸の継続及び粘り強い構造への改良	重要港湾3港の第一線防波堤(須崎港は津波防波堤)の整備を進めることで、港内の水位上昇を遅らせることによる避難時間の確保 防潮堤を粘り強い構造へ改良し、また、陸ごうの動力化を進めることによる、津波からの人命・財産の保護	
②	須崎港の津波防波堤を粘り強い構造へ改良 (粘り強い化L=1,420m) 陸ごうの動力化 (6門整備(H27完了))	津波防波堤1,420m概成(H24末) (粘り強い化は未整備) 防潮堤6,568m整備済(H24末) 陸ごう動力化 全10門中4門完了(H24末)	(国直轄事業により「粘り強い化」対策を実施) 池島第2防波堤L=380m (L=187m概成) : (L=100m延伸) L=287m概成 (L=98m延伸) : (L=28m延伸)	粘り強い構造への改良(予定)	対策の継続		

2-18 海岸等の地震・津波対策の推進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	本県の経済機能が集中している浦戸湾をはじめ、復興拠点となる港湾、空港、緊急輸送路などの機能の集中する県中央部の海岸を中心に、海岸堤防等の津波対策を進めます。	①	高知港海岸(浦戸湾)において、国が実施する湾口部対策と湾内の護岸改良(耐震・液状化対策)を組み合わせた地震・津波対策を進めます。	L1	公助	高知県海岸耐震化計画 地震防災緊急事業五箇年計画	国 県	港湾・海岸課
		②	県中央部の海岸(十市前浜海岸・直轄高知海岸・宇佐漁港海岸)において、海岸堤防の補強(液状化対策)を実施します。	L1	公助	高知県海岸耐震化計画 地震防災緊急事業五箇年計画	国 県	港湾・海岸課
		③	県内の海岸堤防の耐震性や高さを評価し、必要に応じて対策を実施します。	L1	公助	高知県海岸耐震化計画 地震防災緊急事業五箇年計画	県 市町村	港湾・海岸課
		④	県内の保安施設堤防の耐震性や高さを評価し、必要に応じて対策を実施します。	L1	公助	—	県	治山林道課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	国直轄湾口部対策 県管理護岸、防潮堤の耐震化(液状化対策)、 国直轄海岸堤防の耐震化(液状化対策)	対策検討調査実施(H24)	基本計画、事業計画の検討	↑	検討結果に基づく 対策の実施	地震発生時の堤防・防潮堤の機能を確保による津波や長期浸水から背後地の資産の防護と、早期の復旧復興
		海岸保全施設の耐震調査(H22)	高知県海岸耐震化計画を作成し、耐震工事を推進 若松工区に着手	↑	耐震化の継続	
②	国直轄海岸堤防の耐震化(液状化対策) 県管理防潮堤耐震化	護岸、防潮堤整備 に人、新居工区対策完了 海岸保全施設の耐震調査(H24)	国直轄事業により対策を実施 戸原・長浜工区着手	↑	時期 未定 十市前浜海岸 L=4,612m(全体予定) 高知海岸 L=13,341m(全体予定) 宇佐漁港海岸 L=4,911m(全体予定)	耐震化・堤体補強等の継続 奈半利港海岸 L=850m(全体予定) 耐震化・堤体補強等の継続
		海岸保全施設の耐震調査(H24)	高知県海岸耐震化計画を作成し、耐震工事を推進 十市前浜海岸・宇佐漁港海岸に着手	↑	耐震化・堤体補強等の継続 春野漁港海岸着手	
③	県管理護岸、防潮堤耐震化(液状化対策)・堤体補強(粘り強い化)および長寿命化計画の策定 市町村管理護岸、防潮堤耐震化(液状化対策)・堤体補強(粘り強い化)および長寿命化計画の策定	海岸保全施設の耐震調査(H24)	高知県海岸耐震化計画を作成し、耐震工事を推進 奈半利港海岸に着手	↑	市町村毎に海岸耐震化計画を作成し、耐震工事を推進 春野漁港海岸着手	
④	保安施設堤防の耐震化(液状化対策)	保安施設堤防の耐震調査(H24)	液状化しないことを確認	↑		

2-19 河川等における津波浸水対策の推進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	河川堤防の機能を維持し、津波による被害を軽減するとともに、すみやかに内水を排除できるよう、堤防の耐震化と水門・排水機場の整備を進めます。	①	重要度の高い河川(鏡川、国分川等)の堤防の耐震化を実施します。	L1	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県	河川課
②		②	水門・排水機場の開閉部からの津波の侵入を防ぐため、施設の自動降下化・耐震化を実施します。	L1	公助	-	県	河川課
③		③	河川の排水機能の確保のために排水機場の耐震化を実施します。	L1	公助	-	県	河川課
④		④	重要度の高い河川の堤防の嵩上げや水門等の地震津波対策に向け、調査・設計を実施します。	L1	公助	-	県	河川課
⑤		⑤	農業用排水機場(高知市)の耐震化を実施します。	L1	公助	-	県	農業基盤課
⑥		⑥	早期に止水・排水を行うための資機材の備蓄・調達システムの構築を実施します。	L1 L2	公助	-	県	河川課 港湾・海岸課
⑦		⑦	宿毛市における長期浸水対策について検討を行います。	L2	公助	-	県 宿毛市	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	
①	河川堤防の耐震化 (6.00km完了(鏡川左岸・国分川右岸等))	浦戸湾内の河川44.8km中 7.6km実施済み(H24末)	H25年度 江ノ口川と鏡川に挟まれた市街地を守る 0.95km完了	H26年度 1.80km完了	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧着手
②	浦戸湾に流入する河川の排水機場の耐震化・耐水化 (3機場完了)	全4機場耐震化に着手(H24)	H25年度 4機場耐震化	H26年度 1機場の耐震化完了 下田川排水機場 2機場の耐震化完了 本江田排水機場 鹿児島川排水機場	残31.20kmについて整備を継続する 重要区間1工区完了 鹿児島川排水機場の整備を継続
③	高知港における排水機場の耐水化 (1機場完了)	全5機場中4機場完了(H24末)	H25年度 4機場耐水化	H26年度 江ノ口川排水機場耐水化 1機場	本江田排水機場 下田川排水機場 鹿児島川排水機場 鹿児島第2排水機場の整備を継続

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
④	河川堤防・水門等の調査・設計	—		調査・設計	重要度の高い河川から、河川堤防の嵩上げや水門等の地震津波対策に着手	耐震化により堤防・排水機場の機能を持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧着手
⑤	農業用排水機場の耐震診断・耐震化計画策定 (10機場完了)	—		耐震診断・耐震化計画策定 10機場	耐震化計画に基づく対策を実施	
⑥	資機材の備蓄・調達 (鋼矢板、大型土のう袋、土砂、バックホウ、排水ポンプ等)	南海地震対策長期浸水検討会 (必要資機材の抽出等)(H22-H24)		資機材の備蓄・調達方法の検討 (資機材を備蓄・調達出来るシステムの構築)	(完了)	
⑦	止水・排水及び住民避難対策の検討	—		検討会の実施(3回): 具体的な対策を実施	具体的な対策を継続	

2-20 陸こう等の常時閉鎖の推進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	津波の浸水による被害軽減や避難時間の確保のため、海岸などの陸こう等(陸こう、管渠等の開口部)の常時閉鎖を進めます。	①	県管理海岸保全区域内堤防の陸こう等について、地元の利用者等と協議し、陸こうのコンクリート閉鎖や管渠へのフラップゲート設置等を行い、常時閉鎖を推進します。	共通	公助	-	県	港湾・海岸課
		②	保安施設堤防の陸こうについて、地元の利用者等と協議し、必要に応じて階段の設置等を行い、常時閉鎖を推進します。	共通	公助	-	県	治山林道課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	計画期間以降	
①	〔県管理海岸保全区域内〕(土木部所管) 陸こうの常時閉鎖の推進 (236箇所閉鎖) 管渠等の常時閉鎖の推進 (20箇所閉鎖)	陸こう閉鎖数 541箇所(46.1%)(H24末) (全1173箇所中541箇所完了) 管渠等閉鎖数 420箇所(67.0%)(H24末) (全627箇所中420箇所完了)	H25年度 常時閉鎖に向けた利用者協議 常時閉鎖計画 H24-25(目標601箇所完了) 123箇所実施 H26年度以降の常時閉鎖計画策定 83箇所実施	H26年度	計画期間以降 取り組みの継続 (陸こう等のコンクリート閉鎖をはじめとした常時閉鎖増のため地元協議を継続、利用時のみ開放箇所の常時閉鎖の徹底) 30箇所実施 20箇所実施	陸こう等の常時閉鎖箇所数を増加させることで、津波の浸水地域の縮減や避難時間の確保につながる、死傷者を抑え、家屋等の被害を減少
②	〔保安施設堤防〕(林業振興・環境部所管) 陸こうの常時閉鎖の推進 (15箇所閉鎖)	閉鎖数22箇所(H24末) (全閉鎖数69箇所中22箇所完了)	H25年度 地元利用者等との協議 10箇所実施	H26年度	計画期間以降 H30迄に全箇所の閉鎖を完了 5箇所実施	

2-21 津波による漂流物対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
津波による漂流物がもたらす被害を軽減するため、沿岸部での漂流物対策を進めます。	①	津波の際に漂流物となる、沈没船の処分を実施します。	共通	公助	—	県	漁港漁場課
	②	港湾及び海岸の漂流物を防止する津波バリアー等の検討を継続するとともに、コンテナ、木材等の野外設置貨物の流出防止対策の検討を行います。	L1	公助	—	国 県	港湾・海岸課
	③	沿岸部に貯留する材木(丸太)の流出防止策について検討を行います。	L1	自助	—	県	木材産業課
	④	津波の際に漂流物となる、港内を航行中又は在泊中の船舶に流出防止対策への協力と情報提供を行うとともに、港湾や海岸に放置された沈没船等の処分を実施します。	共通	公助	—	国 県	港湾・海岸課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	沈没船の処分 (89隻処分(H27完了))	25隻処分(H24末) (全114隻中25隻処分完了)	48隻処分	31隻処分	10隻処分	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化
②	港湾及び海岸の津波漂流物対策の推進	須崎港(津波バリアー、原木固縛) 野見海岸(津波バリアー) (H24末)	津波バリアーの現地耐久性試験の継続 対象港湾・海岸、対策工法の検討	津波バリアーの現地耐久性試験の継続	国の検討状況等を見極めながら、対応策を決定し、必要な対策を順次実施	
③	沿岸部に貯留する材木(丸太)の流出防止策についての検討	県外の事例について情報収集 県内4団地を対象とした現状の把握	効果的な防止策について検討			
④	沈没船の処分 (37隻処分)	高知港・須崎港台風津波等災害対策委員会での対策を周知(H20-)	海上保安部と連携し、関係者会議等で船舶の流出防止対策を周知(高知港、須崎港)	37隻処分	取り組みの継続 取り組みの継続	

2-22 高台移転に向けた取り組み

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
事前復興の観点から、産業基盤や公的施設等の高台等へ移転を進め、津波による人命などの被害を軽減します。		①	高台への集団移転について理解を深めるため、地域での勉強会を開催します。	L2	公助	-	県	南海トラフ地震対策課 都市計画課
		②	地震や津波に強い産業基盤づくりを進めるために、高台での工業団地の開発を進めるとともに、次の開発候補地の条件整備や適地調査を行います。	L2	公助	-	県 市町村	企業立地課
		③	保育所・幼稚園等の高台移転の検討や、高台移転に伴う施設整備に対して補助を行います。	L2	自助	-	市町村 私立保育所・幼稚園設置者等	幼保支援課
		④	社会福祉施設等の高台移転を進めるため、モデル施設を選定し、高台移転に向けた具体的検討を行い、その結果を他施設へ周知を行います。 また、社会福祉施設等が、津波浸水対策として高台移転等を行う場合の施設整備に対して補助を行います。	L2	自助	-	社会福祉法人	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課
		⑤	県有建築物の高台移転の検討を進めます。	L2	自助	-	県	施設管理課 外に関係課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	地域における高台移転の勉強会開催	平成24年度開催市町 黒潮町(4回)、室戸市・東洋町(1回) 香南市(1回)	市町村勉強会(6回) 地域の勉強会(5回)	H26年度 勉強会の開催 市町村勉強会(10回) 地域の勉強会(1回)	H27年度 希望する地域には、引き続き開催	生命の安全の確保と財産や地域コミュニティを津波から保護
②	津波浸水被害のない高台の工業団地開発 (分譲面積 20ha)	香南工業団地の開発(H19～) 開発候補地の決定(高知市) 適地調査の実施(南国市) その他の開発候補地の検討 (適地調査の実施)	香南工業団地の完成(7.9ha完成) 高知一宮団地の開発(約5ha) 開発候補地の決定(南国市) 調査、市町村との協議、開発着手	分譲・移転開始 高知一宮団地の開発(約5ha) 南国日章工業団地の開発(約11ha)	平成28年度工事完成 取り組みの継続 取り組みの継続	早期の産業活動の復旧

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
③	保育所・幼稚園等の高台移転等の検討の支援 保育所・幼稚園等の高台移転に伴う施設整備への補助	検討経費への補助実施 平成24年度実績 1町1箇所	H25年度 検討経費に対する補助を実施 4検討 2検討 補助制度の創設	H26年度 高台移転に伴う施設整備への補助を実施 3施設 2施設(予定)	H27年度 3検討(予定)	津波から子どもたちの生命の安全を確保	
④	社会福祉施設の高台移転等の検討 社会福祉施設の高台移転等の検討の支援	モデル施設を10箇所・15施設を選定し、高台移転等の検討を実施 高台移転等のモデル施設による検討の結果、平成25年度に6施設について具体的に対策を検討	検討結果の社会福祉施設への周知 2施設 高台移転等を希望する施設の移転等への補助を実施 3施設	3施設(予定)	特措法などにより補助対象の拡大等助成制度が充実するまで、引き続き施設移転への補助を実施	津波から施設利用者や職員の生命の安全を確保	
⑤	県有建築物の高台移転の検討	移転候補地の検討 (土佐清水事務所)		1施設の土地購入及び基本設計	取り組みの継続	来庁した県民の安全の確保 職員の安全の確保と防災対策の拠点となる庁舎を確保し、早期の災害対策業務の実施	

2-23 燃料タンク等の安全対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県的具体な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震や津波による燃料タンク・高圧ガス施設等の転倒・流出による、火災などの二次被害を防止するため、事前の安全対策を進めます。	①	タナスカ地区等の石油・ガス施設の地震・津波対策のあり方について有識者を加えた検討会を立ち上げ、検討を行います。	L2	自助 公助	—	事業者 国 県 市町村	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課 消防政策課
	②	2kl未満の農業用燃料タンク対策として、国や県の補助事業により、重油流出防止装置付きタンクや重油代替暖房機の導入を支援します。	L1 L2	自助	—	農業協同組合等	産地・流通支援課
	③	漁業用屋外燃料タンクの減災対策工法の検討を行い、県内34施設の対策方針を策定するとともに、対策への支援を行います。	L2	自助	—	漁業協同組合等 県	漁業振興課 漁港漁場課
	④	港湾内に設置された燃油タンクについて、関係機関等と連携して対策手法を検討し必要な対策を実施します。	共通	自助	—	事業者	港湾・海岸課
	⑤	高圧ガス施設について、設備の耐震化と被災時の対応力の向上を図るため、事業者に対して保安対策に関する研修会を開催します。	共通	自助	—	事業者	消防政策課
	⑥	車両火災対策について、消防研究センターの研究結果や国の動向などについて情報収集を行います。	共通	公助	—	県	消防政策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	石油・ガス施設の安全対策検討 現状の把握、課題の抽出、対策の検討を行う	—	準備会及び検討会開催	検討会開催(1回)	検討会開催(2回)	被害想定を踏まえた地震・津波被害を防止・軽減するための対策の方向性を見出すことによる二次被害の防止
						取り組みの継続

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
②	2k未満の農業用燃料タンク設備に関する情報共有 重油流出防止装置付きタンクの導入への支援(L2) 転倒防止対策の支援(L1, L2) 重油代替暖房機(木質バイオマスボイラー、ヒートポンプ等)導入への支援	タンク総数、詳細な浸水予測図による浸水度別、地域別の集計等他県の取り組み事例調査 試作機の開発と検証 支援制度創設を国に政策提言 重油代替暖房機(推計) 木質バイオマスボイラー140台 ヒートポンプ約600台	H25年度 JAや市町村等と浸水による課題と対策の検討、計画の策定を共有 レンタルハウス事業等(県単)による導入開始 33基 国や県の補助事業を活用した導入促進	H26年度 JAや市町村等による防災プログラムの策定(JA単位) 県単事業(新規事業等)による導入 国に制度創設を要望 国や県の事業を活用したタンクの整備 国や県の補助事業を活用した重油代替暖房機の導入	H27年度 進捗状況の管理と計画の見直し 取り組みの継続 国や県の事業を活用したタンクの整備	燃料流出リスクの軽減(二次被害の防止)	
③	漁業用屋外燃油タンクの対策方針策定及び実施の支援 (34施設)	県内の漁港・漁村の燃油タンク施設についての基礎調査を実施し、対策優先度を決定 屋外燃油タンクの減災対策工機略設計を実施	H24作成の減災対策工法を県内屋外燃油タンクに適用し、対策方針の策定及び実施の支援を検討するため、市町村・漁協等と協議 撤去 3基 地下タンクの設計等 1基 設置 1基	協議の整った施設について対策実施 取り組みの継続	未対応の施設について対策を実施 取り組みの継続	燃料流出リスクの軽減(漁港・漁村周辺住民の安全確保)	
④	港湾内の燃油タンク対策の検討、推進	港湾内燃油タンク実態把握(H24)	関係機関等と連携して対策手法検討 施設設置者との協議により必要な対策を順次実施	取り組みの継続	燃料流出リスクを軽減(二次被害の防止、港湾周辺住民の安全確保)		
⑤	高圧ガス施設等保安対策に関する研修会の開催 (4回開催)	研修会開催(H24)	研修会の開催 3月25日開催 参加者62人 3月5日開催 参加者45人	取り組みの継続	ガス流出リスクの軽減(二次被害の防止、住民の安全確保)		
⑥	車両火災対策について情報収集	-	消防研究センターの研究や国の動向について情報収集	取り組みの継続	火災の延焼、拡大リスクの軽減		

2-24 市街地における火災対策

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	市街地で火災が発生した場合を想定した対応を検討するとともに、大規模な火災の可能性がある重点密集市街地において、市町村がその環境改善や安全性の確保に取り組むよう、公共事業等の実施のための技術的な支援や国との調整などを行います。	①	木造密集市街地における大規模火災からの安全な避難対策を検討します。	共通	公助	-	市町村	危機管理・防災課 消防政策課 都市計画課
		②	住宅市街地総合整備事業及び土地区画整理事業を活用して密集市街地解消を促進します。	共通	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	市町村	住宅課 都市計画課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度 H27年度	
①	地震火災対策の検討・取りまとめ	-	課題の整理 ↑ 地震火災対策検討 会において、指針 の検討 ↑ 地震火災対策の指 針の公表・周知 ↑ 延焼シミュレーショ ン等の実施	H26年度 市町村での地震火 災対策の検討・実 施	地震火災対策計画の策定及び推進
②	住宅市街地総合整備事業及び土地区画整理事業の促進 【参考】 重点密集市街地における 不燃領域率40%以上の区域を90%確保(H32)	重点密集市街地における不燃 領域率40%以上が確保された 区域62.4%	区画整理事業認可 都市再生住宅設計 下島町地区用地買 収開始 ↑ 都市再生住宅(59戸) 工事着手(42戸) 用地先行買収 ↑ 区画整理事業認可 中須賀地区用地 買収開始 ↑ 中須賀地区用地買 収継続 ↑ 下島地区用地買収 完了	H26年度 都市再生住宅(北 棟)の入居開始 都市再生住宅(南 棟)設計(42戸) ↑ H42まで事業推進	市街地火災の延焼防止

2-25 土砂災害対策

〔概要〕

目的	(No.)	県的具体な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地すべり対策事業の実施など、地震による土砂災害を未然に防ぐことでの人的・物的被害を軽減するとともに、孤立地域の発生を抑えます。あわせて、危険箇所の周知や避難場所の検討など地域での避難体制づくりを進めます。	①	土砂災害危険箇所の防災施設整備や、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めるとともに、地域の避難体制作りを実施します。	共通	公助	地震防災緊急事業五箇年計画	県 市町村等	防災砂防課
	②	農地保全に係る地すべり防止対策を実施します。	共通	公助	地震防災緊急事業五箇年計画	県	農業基盤課
	③	山地災害危険地区の地すべり防止対策を実施します。	共通	公助	地震防災緊急事業五箇年計画	県	治山林道課
	④	盛土により大規模に造成された宅地の所在地を把握し、公表します。	共通	公助	—	県	都市計画課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	通常砂防、急傾斜地崩壊対策、地すべり対策事業の実施 (34箇所概成) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (3,335箇所指定) 説明会及び防災学習会の開催 (12,332人参加) 深層崩壊等に伴う河道閉塞に対して、避難場所等の安全を確保するため、国・市町村等との情報伝達訓練を実施する 気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を連携案方式へ移行する	概成箇所数 53箇所(H24末) 指定箇所数5,633箇所(H24末) 全18,112箇手中5,633箇所指定済 のべ参加者数12,611人(H24末) 四万十市(H25.12)避難訓練及び情報伝達訓練実施 基準雨量の検討(H25末)	H25年度	H26年度	H27年度	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止
			15箇所概成	12箇所概成	7箇所概成	
			1,012箇所指定	1,323箇所指定	1,000箇所指定	
			3,749人参加	4,583人参加	4,000人参加	
②	農地保全に係る地すべり防止対策の実施 (1箇所概成)	概成箇所数 48箇所(H24末) (全55箇手中)	1箇所概成	1箇所概成	7箇所対策工事	取り組みの継続
			2箇所概成	1箇所概成	取り組みの継続	
③	山地治山事業による地すべり対策事業の実施 (3箇所概成)	概成箇所数 9箇所(H24末) 全36箇手中9箇所概成	2箇所概成	2箇所概成	1箇所概成	取り組みの継続
			基礎雨量の検討 システム概略設計・改修 システム詳細設計、改修 システム運用開始	取り組みの継続		
④	大規模盛土造成地(谷埋型・腹付型)の位置および規模を把握する第一次スクリーニング調査の実施及び大規模盛土造成地マップの作成・公表	基礎調査を実施 第1次スクリーニング調査を実施	第1次スクリーニング調査を実施	第1次スクリーニング調査を実施	第1次スクリーニング調査の継続およびマップ作成・公表	取り組みの継続
			取り組みの継続			

2-26 ダム等の地震対策

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震によるダムの倒壊を防ぐため、各管理者におけるダムの耐震診断を行い、必要に応じて対策等を行うとともに、地震発生後も施設の機能が維持できるように対策を進めます。	①	県が管理するダムについて耐震照査を行い、安全性を確認します。また、ダムの機能が維持できるよう、外部電源の喪失に備え、管理用水力発電設備の改良を行います。	L2	自助	-	県	河川課
	②	国や各事業者が管理するダムにおける耐震照査に関する情報の収集を図ります。	L2	自助	-	国 事業者	河川課
	③	公営企業局が管理するダム、発電施設及び工業用水道施設について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を実施します。	共通	自助	-	県	電気工水課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			日標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	県管理ダムにおける耐震照査 (全6ダムの4ダム)	耐震診断 永瀬ダム、鏡ダム (全6ダムの2ダム実施中)	耐震診断2ダム (永瀬ダム、鏡ダム)	ゲート等詳細照査 (永瀬ダム、鏡ダム)	耐震補強を検討 (永瀬ダム、鏡ダム)	ダム下流域の安全と、事業を継続 することによる電力や工業用水など のライフラインの確保
	必要に応じて耐震補強を検討 既設管理用水力発電設備の改良			桐見ダム 設備改良	他のダムについて検 証を検討	
②	国管理ダムにおける耐震照査結果の情報収集 (全2ダムの2ダム)	耐震診断 大渡ダム、中筋川ダム (全2ダムの2ダム実施中)	耐震診断2ダム (大渡ダム、中筋川ダム)			耐震診断の継続及び他 のダムについて検証を檢 討
	事業者管理ダムにおける耐震照査結果の情報収集 (全15ダムの4ダム)	耐震診断 早明清ダム、魚梁瀬ダム他 (全15ダムの4ダム実施中) <small>※魚梁瀬ダムは、2003年公表の甚強・中南海・南海地震の強振動波形による診断を実施済み</small>	耐震診断4ダム (早明清ダム、魚梁瀬ダム他)			
③	公営企業局管理ダムにおける耐震照査 (杉田ダム・吉野ダムの耐震照査/全2ダム)	耐震診断 杉田ダム・吉野ダム (ダム本体の診断完了)	耐震診断2ダム (杉田ダム・吉野ダム)	ゲート等(2ダム) 詳細照査 4施設		耐震診断結果に基づ き耐震補強を実施
	耐震診断 (9施設の耐震診断)	耐震診断 7施設(H16-H24)	永瀬発電所水圧鉄管他 耐震診断 7施設 耐震診断 1施設	永瀬発電所取水口 耐震診断 1施設		
	必要に応じた耐震補強		耐震補強設計 1施設			

2-27 ため池の地震防災対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
ため池下流域の住民の安全を確保するために防災上特に重要な121池について耐震性を検証するとともに、老朽化が進行し決壊の恐れがあるためため池の整備補強工事を進めます。	①	堤高15m未満のため池は、国の設計基準(ため池)に基づき検証し、堤高15m以上のため池についてはダム設計基準を準用して検証します。	L1 L2	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県	農業基盤課
	②	堤高15m未満のため池は、国の設計基準(ため池)に基づき整備補強工事を実施し、堤高15m以上のため池についてはダムの設計基準を準用して整備補強工事を実施します。	L1 L2	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県	農業基盤課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	[対応レベルL1](防災上特に重要な121池)の設計基準(ため池)に基づく検証の実施 (25池実施) [対応レベルL2](上記121池のうち堤高15m以上の17池)ダムの設計基準を準用しての検証の実施 (15池実施)	121池中96池検証実施(H24末)	25池実施 ↑完了	10池実施	1池実施	ため池下流域の住民の安全と復旧時の農業用水の確保
			4池実施 (うち1池は整備補強工事に併せて実施)	10池実施 (うち4池は整備補強工事に併せて実施)	2池実施(ため池の整備補強工事に併せて実施)	
②	[対応レベルL1] 堤高15m未満のため池について国の設計基準(ため池)に基づく整備補強工事を実施 (2池実施) [対応レベルL2] 堤高15m以上のため池についてダムの設計基準を準用して整備補強工事を実施 (1池実施)	20池の整備完了 (H24末)	1池の整備完了	2池の整備完了	12池の整備完了	
			1池の整備完了	10池の整備完了	10池の整備完了	

2-28 文化財の地震対策の促進

【概要】

目的	(No.)	県的具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
文化財の保全を図るため、耐震化等の地震津波対策を進めます。	①	文化財建造物の耐震基礎調査に基づき耐震対策を進めます。	共通	自助	-	文化財所有者	文化財課
	②	文化財に対する防災意識向上に努めるとともに、文化財津波現状調査に基づいた津波対策や耐震対策を進めます。	共通	自助	-	文化財所有者	文化財課
	③	揺れに対する、高知城の山体全体の健全性を調査し、必要に応じて防災対策工事を実施することにより、高知城の保全を図ります。	共通	自助	-	県	文化財課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	文化財建造物の耐震対策の検討及び実施の支援 文化財所有者への啓発 文化財の津波対策の支援 文化財の災害復旧体制整備	文化財建造物耐震基礎調査の実施(H21:17件、H24:10件) H21年調査で課題のあった高知城黒鉄門の調査・検討	基礎調査結果の所有者への説明 震災対策説明会 調査結果で課題のある建造物への耐震対策検討 耐震対策検討委員会:2回開催	H26年度 耐震対策検討委員会:2回開催 耐震対策(補助等)の実施	H27年度 耐震対策検討委員会:2回開催 対策の継続 対策の継続	地震の揺れから文化財建造物の倒壊を防ぎ、次代へ継承
②	文化財所有者への啓発 文化財の津波対策の支援 文化財の災害復旧体制整備	文化財防災マニュアルの検討(H24) 津波現状調査の実施(H24:26件)	防災マニュアル作成とそれに基づく文化財所有者への啓発 浸水区域にある文化財の所有者への寄託要請等の推進 歴史民俗資料館 歴史民俗資料館 寄託1件 中国四国地方における被災文化財の保護に向けた相互支援計画策定に向けた情報収集・準備 災害復旧体制作りに向けた相互支援計画策定 リターン・マネージャー養成講座の実施	防災マニュアル作成とそれに基づく文化財所有者への啓発 浸水区域にある文化財の所有者への寄託要請等の推進 歴史民俗資料館 歴史民俗資料館 寄託1件 中国四国地方における被災文化財の保護に向けた相互支援計画策定に向けた相互支援計画策定 災害復旧体制作りに向けた相互支援計画策定 リターン・マネージャー養成講座の実施	啓発事業の継続 対策の継続 対策の継続	地震や津波から文化財を守り、次代へ継承
③	高知城山体の健全性調査及び防災対策工場の実施	高知城山体の健全性予備調査の実施(H24)	高知城山体詳細調査の実施及び必要対策箇所優先順位の決定	優先順位に基づき計画的に防災対策工事の実施	優先順位に基づき計画的に防災対策工事の実施	

2-29 防災関係の製品・技術の地産地消・研究開発・産業育成の促進

【概要】

目的 (No.)	県の実践的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
① 防災に関する研究開発や防災関連産業を育成することで、減災や被災者への支援に寄与します。	地域の実情を踏まえ、防災関連製品の試作開発や、有識者との情報交換・専門家による技術的サポートを強化し全国に通用するものづくりを推進します。また、県内製品や技術を活用した地震対策技術の展示PR、公的調達への推進、メイドイン高知の防災製品の外商活動支援などを行います。	共通	公助	-	県 市町村 事業者	工業振興課
	産学官の連携により、津波被害を軽減する技術の開発を進めます。	共通	公助	-	県 事業者 大学等	新産業推進課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H25年度	H26年度	H27年度	
① 県内防災関連製品や技術の地産地消の促進 (全市町村役場への県内製品の導入率 100%) 県内防災関連製品や技術の開発支援 県内防災関連製品や技術の販路拡大	「KOCCHI防災関連製品GUIDE」を作成(県内31社・47製品・技術) 防災関連製品認定制度を創設し47件の製品・技術を認定 ものづくり地産地消補助金(防災枠)による試作開発の支援(21件申請、16件採択) 防災訓練等の会場に展示コーナーを設置しPR(県内23会場(16市町村)延べ223社PR)、県外展示会出展(4ヶ所・延べ28社)	H25年度 展示会等での防災関連製品のPRや技術の県内への導入の促進 防災関連製品17製品・認定品 市町村の公的調達・制度の導入8市町	H26年度 防災関連製品19製品・認定品 市町村の公的調達・制度の導入2町	H27年度 補助金を活用した新たな防災関連製品や技術の開発 補助金2件採択 補助金7件採択	地産地消による地震対策の推進
	県内企業の技術を利用した防波堤補強対策の開発等	実用化研究	事業化研究、展示会等での情報発信や、国・自治体等への技術のPR(商品レベルに達した技術から順次事業化)	取り組みの継続	人的被害と経済損失、産業活動の停滞を最小限に抑制

2-30 地域の防災体制の強化

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
南海トラフ地震に対する地域の防災力の向上を図るために、5つの地域に「南海トラフ地震対策推進地域本部」を設置します。	①	総合防災拠点の整備を行うとともに、市町村の防災計画がより実効性のあるものとなるよう、地域での点検や訓練を行います。また、災害発生時には、災害対策支所として総合防災拠点を速やかに開設、情報の収集と市町村の支援を行うためのマニュアル等の作成や体制を整えます。	共通	公助	-	県	危機管理・防災課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度 H27年度	
①	地域への専任職員の配置による防災体制の拡充・強化			<p>専任職員の配置・充実</p> <p>地域毎の課題の把握</p> <p>拠点運営マニュアルの見直し</p> <p>訓練の実施</p> <p>支部活動マニュアルの作成</p> <p>取り組みの継続</p>	地域での確実な応急対策活動の実施

3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対心レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	応急活動、復旧復興の基本となる災害時の情報を、適切に収集、伝達、共有していくため、総合防災情報システムや各種の県庁情報インフラを整備し、被災者や県民への迅速な情報発信を行うとともに、早期の業務再開に向けた取り組みを進めます。	①	県の総合防災情報システムを充実させて更新し、職員が安否確認情報を迅速に収集できるよう、携帯端末を利用した安否確認システムを導入します。	共通	公助 自助	-	県	人事課 危機管理・防災課
		②	市町村の通信手段の状況を把握し、通信の多重化に向けた整備を進めます。	共通	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県 市町村	危機管理・防災課
		③	高知県庁ホームページを地震発生後に迅速な情報提供ができる、災害時に利用しやすいものとするともに、情報発信の仕組み等を検討するなど、情報発信体制を整備します。	共通	公助	高知県情報化計画 2015 高知県庁内情報システム最適化計画	県	広報広聴課
		④	災害からネットワーク等を守るために、庁内クラウドの整備や災害時における情報通信ネットワーク運用維持、高知県情報ハイウェイの震災対策を推進します。	L2	自助	高知県情報化計画 2015	県	情報政策課
		⑤	県庁代表番号にかかる電話、県への問い合わせ等の受け皿として、窓口対応が機能するように模擬訓練等を実施します。	共通	公助	(災害対策本部事務)高運営マニュアル	県	広報広聴課
		⑥	教育ネットワークシステムの拡充により県立学校における成績、学籍情報等の生徒個人情報保護を災害から保護し、業務の継続を可能とする校務支援システムの整備を進めます。	L2	自助	高知県情報化計画 2015	県	教育政策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	高知県総合防災情報システムの更新 (H25年度更新完了) 県職員を対象とした携帯端末を利用した安否確認システムの導入	システム実施設計(H24) システムの仕様書作成(H24)	システム更新完了	運用開始	システムの運用	情報の収集・伝達手段の確保と災害時の情報の共有
			運用開始 訓練の実施	システムの運用	システムの運用	

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	県及び市町村の情報伝達手段の多様化 情報伝達訓練の支援	防災行政無線システム携帯型無線機整備(H24)	防炎情報メディアマップのデータベース化 実践的訓練の立案と継続した訓練の実施 幅多支部での訓練実施	①県と市町村が情報伝達の状況を把握し、現状、課題及び今後の対応を整理②市町村は、対応方針を地域防災計画等に位置付け③市町村は、計画に基づき機器を整備	情報収集・伝達手段の確保と災害時の情報の共有	
③	県庁ホームページの再構築及び運用 新総合防災情報システムとの連携、庁内クラウドへの移行 (平成26年5月末再構築完了) 県庁ホームページによる情報発信の仕組み等の検討及び関係課との調整	県ホームページの再構築に向けた検討の実施 県ホームページの再構築完了及び安定稼働	再構築完了 運用開始 関係課等との調整、検討	運用の継続 (完了)必要に応じて随時見直し	災害時の情報共有と情報発信手段の確保	
④	庁内クラウドシステムの整備 (H26までに約50システムをクラウドへ移行) 情報システム部門における業務継続計画(ICT-BCP)の策定 南海トラフ地震対策一人1台パソコン固定 高知県情報ハイウェイの震災対策 アクセスポイントの浸水対策の完了、電気通信事業者との被災時の対応について覚書・協定書等の締結	20システムを移行済み(H24) アクセスポイントの浸水対策等について検討、協議	26システム移行完了 ICT-BCPの策定 アクセスポイントの点検 大規模災害時における高知県情報ハイウェイの機能復旧に関する協定(H26.3.24)	15システム移行完了 4システム移行完了 ICT-BCPへの具体的対策、対応実施 パソコン固定実施 アクセスポイントの対策協議 アクセスポイントの対策協議 (完了) (完了) (完了) (完了)	ネットワーク及び情報システムの確実な復旧による業務再開の早期化	
⑤	地震発生後のありとあらゆる問い合わせ等への対応を想定した体制整備	関係課(危機管理・防災課、管財課)と地震発生後の対応について、検討、協議	関係課等との調整、検討	(完了)必要に応じて随時見直し	本庁玄関、県民受付案内、代表電話交換等、知事への手紙、県へのご意見、ご提案に関する業務の円滑な実施	
⑥	校務支援システムの整備		関係課及び県立学校との調整、検討 システム構築	システムの運用	生徒の個人情報情報の確実な保護及びシステムの確実な復旧による学校業務再開の早期化	

3-2 応急対策活動体制の整備

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震発生後の、災害対応業務を防災関係機関と連携して行うための災害対策本部体制の強化や、迅速に活動を行うための資機材整備を行います。	①	高知県南海トラフ地震応急対策活動要領に基づき災害対策本部体制の強化を図ります。	共通	公助	-	県 防災関係機関	危機管理・防災課
	②	初動時に必要となる本庁要員等を確保するための待機宿舎を整備します。	共通	公助	-	県	危機管理・防災課
	③	職員の不足に備え、行政経験のある県退職者の協力体制を検討します。	共通	公助	-	県	危機管理・防災課 人事課
	④	浸水域での救出活動に備え、資機材整備や民間企業が所有するボートの活用を進めます。	共通	公助	-	県	警察本部災害対策課 警察本部地域課 南海トラフ地震対策課
	⑤	災害時の活動拠点としての機能を確保するために、警察署の自家発電設備を整備します。	共通	公助	-	県	警察本部装備施設課
	⑥	消防団員の活動中の安全確保や、迅速な初動活動に必要な消防活動用バイクの導入など、市町村等が実施する安全装備品等の整備を支援します。	共通	公助	-	市町村等	消防政策課
	⑦	県庁舎機能維持のため、さまざまな状況を想定した非常用発電機等の稼働マニュアルを作成します。	共通	公助	-	県	管財課
	⑧	倒壊家屋や土砂崩れ現場等での救出救助活動に備え、資機材整備や救出救助訓練の実施を進めます。	共通	公助	-	県	警察本部災害対策課
	⑨	高知市の長期浸水について、具体的な救助救出の方法を検討します。	共通	公助	-	県・高知市	南海トラフ地震対策課
	⑩	県職員の応急活動体制を構築するため、職員の居住地・参加可能庁舎の把握と参加先の割り振りを検討します。	共通	公助	-	県	人事課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H25年度	H26年度	H27年度	
① 高知県南海トラフ地震応急対策活動要領の検証 災害対策本部事務局の初動対応訓練(2回/年) 災害対策本部図上訓練(1回/年)	H25.3 高知県南海トラフ地震応急対策活動要領(案)の策定 初動対応マニュアル(案)の作成 H25.2 図上訓練の実施	本庁・支庁における業務体系の整理	対応マニュアルの作成	要領・対応マニュアルの検証・見直し	職員の災害対応能力の向上を図ることによる、迅速な応急活動の実施
		初動対応訓練2回 図上訓練2回	初動対応訓練1回 図上訓練1回	初動対応訓練2回 図上訓練2回	
		災害対策本部図上訓練	災害対策本部図上訓練	災害対策本部図上訓練	継続的な訓練の実施と計画の検証

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	職員待機宿舎の整備 初動要員の近傍居住	-	旭職員住宅改修工事 詳細設計 ↑ 工事着手 ↑ (完了) 職員近傍居住実施			職員を本庁舎の近傍に居住させることにより、災害対策本部、災害医療対策本部等、初動時に必要となる要員を確保し、迅速な応急対策活動を実施
③	県退職者の協力体制の検討	-	協力体制の検討 ↑ 県退職者への協力 要請 ↑			人員を確保することによる、円滑な応急活動体制の実施
④	救助用ボートを活用したボート操船訓練の実施 救助用ボートの整備 (7艇配備) 水中探査装置の整備 ライフジャケットの整備 (浸水区域の交番・駐在所等へ114着整備) 警察用船舶に搭載する救出用ゴムボートの整備 民間企業が所有するボートの活用	若手警察官を中心としたボート操船訓練を実施 救助用ボート配備 87艇(H24) - 浸水区域での救助活動用として141着を整備済み	救助用ボートを活用したボート操船訓練の実施 ↑ 7艇配備 ↑ 増強整備の必要性を継続検討 ↑ 1機整備 ↑ 114着整備 ↑ 増強配備を検討 ↑ 1艇整備 ↑ 企業訪問 ↑ 協力体制の検討 ↑ 高知市と企業で 協議を継続	取り組みの継続 ↑ H28 1機整備 ↑ 増強配備を検討	浸水区域での救出救助を想定したボート操船訓練、装備資機材の充実及び協力体制を図ることにより、円滑な救助救出活動の実施	
⑤	警察署への自家発電設備の整備 (7署整備)	調査委託 (本山・土佐・佐川・須崎・安芸) 設計委託(本山)	佐川・須崎 ↑ 本山・土佐・須崎 ↑ 本山・窪川・中村・安芸		高知南署施工	

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H25年度	H26年度	H27年度			
⑥	消防団員の活動用資機材の整備の支援 津波災害時の消防団活動マニュアルの作成	8市町村作成済み	H25年度 消防団員の活動時の安全装備等充実(市町村等への補助) 救命胴衣870着 トランシーバー466台 ↑ 5市作成	H26年度 救命胴衣 トランシーバー 赤バイ ↑ 6町作成予定	H27年度 ↑	取り組みの継続 完了	震災時の消防団活動の安全性向上 及び迅速な初動活動	
⑦	非常用発電機等の稼働マニュアルの作成		↑ マニュアル(案)の作成 ↑ マニュアルの完成 ↑ 運用の周知				庁舎機能継続の確保	
⑧	倒壊家屋や被災車両等からの救助訓練を実施 電磁波探査装置の整備 マルチゴブターの整備		↑ 訓練用の倒壊家屋や車両等を使用した救出救助訓練を実施 ↑ 1機整備 ↑ 1機予算要求			取り組みの継続 訓練に活用 H28 1機整備	リアルな想定での訓練や資機材整備 による救出救助能力の向上 災害現場等における早期情報収集	
⑨	高知市長期浸水における救助救出方法の検討	H25.3 高知市長期浸水対策検討会に よる検討結果の取りまとめ				↑ 具体的な救助救出 方法の検討	長期浸水域での迅速かつ的確な救 助救出活動の実施	
⑩	県職員の参集体制の整備					↑ 職員の居住地・参集可能 庁舎の把握と参集先の 割り振り検討	↑ 県庁BCPIに活用	応急対応活動に必要な人員を適切 に配置することによって、県職員の 応急活動体制を構築

3-3 総合防災拠点の整備

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
県外からの消防や警察、自衛隊などの応急救助機関や医療救護チーム、支援物資等を円滑に受け入れ、速やかな被災地支援を行うため「総合防災拠点」の整備を進めます。	①	運営マニュアル(物資の集配送マニュアル含む)の策定と防災訓練によって、総合防災拠点の運営体制の確立を図ります。	共通	公助	—	県	危機管理・防災課
	②	施設や資機材の整備、燃料の確保に向けた検討を進め、総合防災拠点の整備を進めます。	L2	公助	—	県	危機管理・防災課 公園下水道課 生涯学習課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	総合防災拠点の運営マニュアルの作成	総合防災拠点の決定(場所、機能ほか)(H24)	運営項目の整理	マニュアルの作成	マニュアルの検証	円滑な応急活動の実施 職員の災害対応能力の向上
	総合防災拠点を活用した訓練の実施		訓練の実施・応急救助機関等との協議 訓練2回実施	訓練3回実施	訓練1回実施	
	通信手段及び機動力確保の検討		通信手段及び機動力確保の検討	対策の実施	対策の実施	
②	総合防災拠点の整備 〔広域拠点〕 香野総合運動公園 室戸広域公園 宿毛市総合運動公園 高知県立青少年センター	総合防災拠点の決定(場所、機能ほか)(H24)	室戸広域公園の屋内運動場(支援物資拠点)の整備設計	室戸広域公園の屋内運動場(支援物資拠点)の整備(施工)	室戸広域公園の屋内運動場(支援物資拠点)の整備(施工)	円滑な応急活動の実施
			非常用電源・通信機器整備 非常用電源整備(6拠点) 通信機器整備(8拠点) 備蓄倉庫整備(6拠点)			
			整備計画検討 ※土佐清水については、連絡調整機能も兼ねた倉庫整備			
	〔地域拠点〕 安芸市総合運動場 高知大学医学部 四万十緑林公園 土佐清水総合公園		医療向けエアレント等の検討・整備			
			ヘリ燃料確保方法の検討			ヘリ燃料確保の実施

3-4 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備

〔概要〕

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	発災時に早急な応急活動を実施するために、迅速かつ円滑に県外からの応急救助機関を受け入れられることのできる体制を整備します。	①	自衛隊や警察など応急救助機関の受け入れ体制を確立します。	共通	公助	応急対策活動要領	県	危機管理・防災課
		②	緊急消防援助隊の円滑な受け入れ体制を確立します。	共通	公助	緊急消防援助隊受援計画	県	消防政策課
		③	広域緊急援助隊等の円滑な受け入れ体制を確立します。	共通	公助	高知県警察地震災害警備基本計画	県	警察本部災害対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
①	応急救助機関など応援部隊の受援計画の策定	東南海・南海地震応急活動要領に基づく受援計画は概成(H23.3)		国(内閣府)の要領・各機関の対処計画の検証 ↑ 受援計画の策定		訓練の継続と計画の検証 ↑ へり受援計画に係る離着陸場DBの作成	受援計画の見直し及び訓練の実施により、発災時に応急救助機関を迅速に受け入れ、早急な応急活動を実施
②	緊急消防援助隊受援計画の見直し 中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練への参加及び県単位での受援訓練の実施	中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練参加(山口県)(H24.11)	受援計画の見直し	受援計画の見直し	受援計画の見直し	訓練の継続と計画の検証	
③	高知県警察受援計画の策定	中国・四国管区合同広域緊急援助隊等訓練参加(H24岡山県)	訓練の実施(1回/年) 愛媛県(H25.10)	高知県(H26.11)	香川県(H27.11)	訓練の継続と計画の検証	

3-5 ヘリ運航体制の整備

〔概要〕

(No.)	目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
		①	浸水想定区域にある防災ヘリ航空隊基地について最大クラス津波に対し安全な場所へヘリ基地を整備するとともに、体制整備を行います。	L2	自助	-	県	消防政策課
		②	浸水想定区域にある警察ヘリ基地について最大クラスの津波に対し安全な場所へ基地を整備します。	L2	自助	-	県	警察本部地域課
		③	応急活動を円滑にするため、目印となるヘリサインの設置に対して補助を行い支援します。	共通	公助	-	市町村	南海トラフ地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	防災ヘリ航空隊基地の移転整備 消防庁無償貸与ヘリコプターの導入体制整備 災害時における運航体制の検討	高知空港内での整備について 国と協議 消防庁ヘリコプターの運行を開始	H25年度 測量設計・建築設計・高上げ造成工事	H26年度 格納庫・資機材の整備 消防庁ヘリの受入れ 慣熟訓練→運行開始 運航体制の検討	H27年度 移転工事	津波被害のない場所へ移転し、災害時の基地の機能を確保 無償貸与ヘリの導入により、迅速な被害状況の把握や救助活動等の実施 地震及び津波による機体の損傷を防ぐことで、発災直後から被害情報の収集、被災者の捜索・救助、物資等輸送が可能
②	警察ヘリ基地の場所を検討・整備	整備場所の検討	H25年度 測量設計・建築設計・高上げ造成工事	H26年度 測量設計・建築設計・高上げ造成工事	H27年度 移転工事	地震及び津波による機体の損傷を防ぐことで、発災直後から被害情報の収集、被災者の捜索・救助、物資等輸送が可能
③	ヘリサインの設置の支援 (県補助金を活用し、表示施設の増加を図る)	県有施設へ設置(17箇所)	H25年度 設置場所の検討	H26年度 設置場所の検討 4市町村22箇所を設置	H27年度 取り組みの継続	ヘリの運航の効率化による円滑な応急活動の実施

3-6 災害時の医療救護活動体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
医療機関の防災対策を進めることで、災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施できる体制の整備を進めます。	①	DMATの整備をはじめとした災害時の医療従事者の確保、広域医療搬送体制の確立、通信手段の確保など医療救護体制を整備します。	共通	公助	高知県災害時医療救護計画	医療機関	医療政策課
	②	災害に備えた医薬品等の備蓄や災害薬事コーディネータの研修等を進めます。また、お薬手帳の電子化を進め、平時から服薬情報を管理することで災害時の医療救護の向上を目指します。	共通	公助 自助	高知県災害時医療救護計画	県 薬剤師会	医事業務課
	③	各市町村の歯科医療機関施設において、訪問歯科診療のための医療機器を整備するとともに、人材育成を行うこととで人材確保を行い、災害時に避難所等への歯科医療チームを派遣し、保健衛生活動を実施する体制を整備します。	共通	公助	高知県歯と口の健康づくり基本計画	県 市町村	健康長寿政策課
	④	人工透析施設の災害時業務継続計画の作成支援及び、県及びブロックごとに検討会等を開催し、災害透析コーディネータを核とした情報伝達体制の確立、医療提供体制の整備を進めます。	共通	公助 自助	高知県災害時医療救護計画 高知県南海トラフ地震時重点継続医療者支援マニュアル(改定中)	県 医療機関	健康対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	災害拠点病院すべてに日本DMAT2チーム以上を整備の支援 救護病院の高知DMAT研修の受講の促進(受講率 50%) 救護病院での一般電話回線以外の通信手段確保の支援(確保率 100%) 広域医療搬送及び被災地域内医療搬送を円滑に実施するための支援	これまでの実績 2チーム以上ある病院の割合 70% (H24) 研修受講率 20% (H24) 確保率 71% (H24)	H25年度 研修参加旅費の助成等 整備率70%(7/10)；整備率67%(8/12) 救護病院への働きかけの強化 受講率20%(10/49)；受講率22%(11/49) 通信手段確保への支援(補助) 確保率76%(37/49)；確保率87%(40/46) SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)の整備・訓練の実施・保守管理 3箇所整備	H26年度 100%	H27年度 100%	被災者(要医療者)の迅速な救命、救護の実施による人的被害の軽減
					計画期間以降	
						取り組みの継続
						(完了)
						取り組みの継続
						(完了)
						取り組みの継続
						(必要に応じて整備)
						域外への搬送手段の検討
						取り組みの継続

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	<p>災害時における医療従事者の養成確保</p> <p>全ての地域の医師が、災害時に応急処置ができるような研修制度の創設等</p> <p>災害医療訓練の実施</p> <p>災害時医療救護計画の見直し</p> <p>災害時医療救護計画の地域ごとの行動計画の策定(地震発生時に地域に残存する医療資源(ヒトとモノ)を最大限有効に活用する仕組みの検討)</p> <p>医療従事者を地域に搬送する仕組みづくり</p>		H25年度	H26年度	H27年度	<p>被災者(要医療者)の迅速な救命救護の実施による人的被害の軽減</p> <p>要医療者への医療の継続</p>
			107名登録	災害支援ナーズの育成(研修の実施) 114名登録	(完了)	
			16名受講	災害医療コーディネーターの養成(研修の実施) 23名受講	取り組みの継続	
				医療救護体制の検討 研修制度の設計/研修の実施	取り組みの継続	
				災害医療訓練の実施	取り組みの継続	
				災害時医療救護計画の見直しを実施	不断の見直し	
				モデル地域における検討	地域ごとの計画の策定	
					搬送手段や方法の検討	
					取り組みの継続	
					取り組みの継続	
②	<p>災害時に必要となる医薬品等の備蓄</p> <p>災害薬事コーディネーターの委嘱と研修の実施</p> <p>電子版お薬手帳の整備の支援</p>	<p>12医療機関に12,500人分の医薬品を備蓄(H23)</p> <p>備蓄医薬品の追加(輸液、破傷風トキソイド)(H24)</p> <p>37名を委嘱(H24)</p>	H25年度	H26年度	H27年度	<p>県下80名以上の災害薬事コーディネーターの下、医薬品の手配や配分、支援薬剤師の派遣等がスムーズに行えることによる、被災者の迅速な医療救護の実施</p> <p>お薬手帳の情報を活用した必要な医薬品の患者への速やかな供給の実施</p> <p>輸血用血液の効率的な供給が図られることによる適切な医療救護の実施</p>
			新想定や医薬品流通状況を踏まえた医薬品確保策の検討と実施			
			医薬品流通状況の調査実施	医療救護計画の優先供給リストの改訂	取り組みの継続	
			輸血用血液保冷庫の設置		(完了)	
			委嘱47名	80名以上の維持	取り組みの継続	
			災害薬事コーディネーターの養成(研修の実施)			
			県内薬局整備(補助)	追加整備及び普及啓発	システム使用及び啓発は継続	

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
③	災害時に活用できる在宅歯科医療機器整備	在宅歯科医療機器整備 (H22～)	在宅歯科医療機器整備 完了 機器活用状況進捗管理			被災者(要医療者)の迅速な保健衛生の確保、救護の実施による人的被害の軽減
	災害時拠点となる「在宅歯科連携室」を中心としたネットワーク構築	在宅歯科連携室の設置(H23)	在宅歯科連携室によるネットワーク形成		取り組みの継続	
	災害時に活動できる人材の育成	在宅歯科人材育成研修 実施(H24:5回)	災害時歯科保健医療従事者(在宅歯科人材)育成研修の実施 実施(H25:7回) H26:4回		取り組みの継続	
④	災害時歯科保健医療対策のための体制整備		災害時歯科医療対策 のための情報収集 岩手県(7月)及び新 潟県(10月)視察、 宮城県聞き取り			発災後の迅速な医療継続
	DMAT等と連携した防災訓練の実施		完了 災害時歯科医療対策の検討 DMAT等と連携した防災訓練の実施		取り組みの継続 取り組みの継続	
	人工透析施設の業務継続計画作成支援 (業務継続計画策定率 100%) 災害透析コーディネーターの養成		透析医会との検討 災害透析コーディネーターの配置に 向けた検討	計画作成の支援 策定率 100% 災害透析コーディネーターの委嘱・ 連絡会の実施	(完了) 研修・連絡会の開催	
	人工透析医療提供体制整備の支援	人工透析患者災害支援検討会 (H20～21)	透析医会と共同で 歩行能力別患者調査 及び検討会実施 人工透析患者連 絡カード完成 透析医会と共同で非 歩行能力別患者調査及 び検討会実施 人工透析患者連 絡カード完成	透析医会等との研修 会及び検討会の実 施、患者啓発	取り組みの継続 取り組みの継続	

3-7 遺体に対する対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県的具体な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
災害時の遺体への対応が円滑に行われるよう、検視や火葬に関する対策を推進します。	①	遺体に対する適切な処置を行うために遺体収納袋や検視用装備資機材等の購入備蓄、検視場所の選定支援を行います。	L2	公助	-	県市町村	警察本部捜査第一課
	②	葬祭用具や遺体の搬送手段等の確保を含む広域火葬計画を策定し、関係機関と具体的対応方法の検討を行うとともに、各市町村が安置所及び仮埋葬地を選定できるように、検討を促進します。	L2	公助	-	県市町村	食品・衛生課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	検視用装備資機材の購入備蓄 (4,000体分の備蓄)	5箇年計画配備の1/5(1,000体)備蓄完了(H24)	検視用装備資機材の購入備蓄	4,000体分の備蓄完了(全体の4/5)	H28年度末までに5,000体分の備蓄を完了	円滑な遺体への対応により、遺体の埋火葬を迅速に実施
	発電機付き投光器(バルーンライト)の整備 (6台整備)	-	3台整備	3台整備	H28以降14台整備	
②	検視場所の選定	検視場所について自治体からの候補地の報告を受理(H24)	市町村等との協議、検視場所の選定 (応急期の機能配置計画との調整)	検視場所の選定支援	必要に応じた見直し	広域火葬体制整備 (計画の策定と具体的対応方法の検討)
	安置所及び仮埋葬地の選定促進	広域火葬計画原案作成(H24) 安置所・仮埋葬地について市町村からの候補地の報告を受理(H24)	市町村等との協議、 検視場所の選定 (応急期の機能配置計画との調整)	広域火葬体制整備 ・研修会・訓練の実施 ・モデル事業による広域 火葬体制整備の推進 ・火葬場設備整備への 助成	取り組みの継続 広域火葬計画の 必要に応じた見直し	

3-8 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の推進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	応急活動を円滑に行うため、予め県職員等の食料品や飲料水等の備蓄を進めます。	①	職員用備蓄の整備を進めます。	共通	自助	応急対策活動要領	県	総務事務センター
		②	県立学校の児童生徒・職員用備蓄の整備を進めます。	共通	自助	—	県	学校安全対策課
		③	県警職員等の備蓄の整備を進めます。	共通	自助	—	県	警察本部災害対策課
		④	県立病院の患者・職員用備蓄の整備を進めます。	共通	自助	高知県立病院第5期経営健全化計画	県	県立病院課
		⑤	保育所等の乳幼児・職員用備蓄の整備を進めます。	共通	自助	—	県	幼保支援課
		⑥	私立学校の児童生徒・職員用備蓄の整備を進めます。	共通	自助	—	県	私学・大学支援課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	
①	職員用備蓄の整備 (3日分の水・食料・非常用排便袋の計画的な備蓄)	職員用備蓄購入計画の策定 (H24)	必要量の5分の1購入 (水、食料)	必要量の5分の1購入 (水、食料)	円滑な応急活動の実施
			必要量の5分の1購入 (水、食料)	必要量の5分の1購入 (水、食料)	H29必要量備蓄完了 適正な更新・管理の 継続

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
②	県立中学校・高等学校の生徒・職員用備蓄の整備 (3日分の水・食料等の備蓄) 特別支援学校の児童生徒・職員用備蓄の整備 (5日分の水・食料等の備蓄) (スクールバス用水・食料等の備蓄) 県立学校に救助用具、救命用具等を整備	備蓄の整備 1~2日分全て購入 備蓄の追加整備 1~2日分購入 (一部学校除く) 車内用備蓄品の 追加整備 備蓄の追加整備 2日分全て購入 (一部学校除く) 期限到来分から順次更新 工具等整備	備蓄の追加整備(避難生活の長期化に備えた物資の購入) 備蓄の適正な更新・管理 毎年度必要量の5分の1更新 ポート追加整備 備蓄の追加整備(避難生活の長期化に備えた物資の購入) 備蓄の適正な更新・管理	備蓄の追加整備(避難生活の長期化に備えた物資の購入) 備蓄の適正な更新・管理 毎年度必要量の5分の1更新 工具等整備	備蓄の追加整備(避難生活の長期化に備えた物資の購入) 備蓄の適正な更新・管理 毎年度必要量の5分の1更新 工具等整備	円滑な応急活動の実施	
			特別支援学校の児童生徒の3日分の水・食料は整備済み 県立学校に救助用具、救命用具等を整備	備蓄の整備(職員用) 3日分全て購入 期限到来分から順次更新 工具等整備	備蓄の追加整備 2日分全て購入 (一部学校除く) 期限到来分から順次更新 工具等整備		備蓄の追加整備(避難生活の長期化に備えた物資の購入) 備蓄の適正な更新・管理 毎年度必要量の5分の1更新 工具等整備
③	県警職員の備蓄の整備 (県警全職員等3日分の水・食料の備蓄) 備蓄の適正な更新・管理	県警災害警備部隊員等の3日分の水・食料の備蓄は整備済み 平成24年度末備蓄食糧:15,210食 平成24年度末備蓄飲料水:12,168本	備蓄食糧:611食 備蓄飲料水:407本 備蓄の適正な更新・管理(減耗補充) 備蓄飲料水:2,028本	備蓄食糧:637食 備蓄飲料水:425本 備蓄の適正な更新・管理(減耗補充) 備蓄飲料水:2,028本	備蓄食糧:600食 備蓄飲料水:407本 H29必要量備蓄完了 適正な更新・管理 の継続		
④	県立病院の患者・職員用備蓄の整備 (7日分の水・食料・災害用簡易トイレの備蓄)		備蓄の整備(3日分:備蓄の追加整備(4日分の水・食料等))	備蓄の追加整備(4日分の水・食料等)	H26必要量備蓄完了 適正な更新・管理 の継続		
⑤	保育所等に乳幼児・職員用備蓄品の確保を要請	市町村訪問時に備蓄品の確保の要請	各園の備蓄品の確保状況について確認と要請	各園の備蓄品の確保状況について確認と要請	適正な更新・管理 の継続を要請		
⑥	私立学校に備蓄品の確保を要請・支援	備蓄の整備 (水、食料1日以上) 17/18校	私立学校に対する備蓄等(1~3日分)の要請・支援	私立学校に対する備蓄等(1~3日分)の要請・支援	取り組みの継続		

3-9 応急対策活動用の燃料確保

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
応急対策活動を円滑に行うために燃料を継続して供給できる体制を整備します。	①	給油所が自家発電設備等を整備する際に要する費用の一部を補助し整備を支援します。	L1	自助	—	事業者	消防政策課
	②	応急対策活動に必要となる燃料の確保を行います。	L2	自助	—	県	危機管理・防災課
	③	継続的な救助活動を行うために必要な燃料の確保を行います。	L2	自助	—	県	警察本部装備施設課 警察本部災害対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	災害対応型給油所の整備の支援	県内給油所の現状等調査(H24) 災害対応型給油所数14箇所	15箇所補助 5箇所(補助外整備)	(補助制度見直し)	40箇所補助	応急救助機関への燃料供給を継続 できる体制を整備することによる円 滑な応急活動の実施
②	災害時の応急対策活動のための燃料確保	—	高知市消防南分署へ県分の燃料(ガソリン・軽油等)備蓄を実施 (検討)	(整備)	南分署以外の燃料 備蓄施策の検討 (高知市北消防署)	取り組みの継続
③	中部・東部・西部の各拠点所等における燃料備蓄(航空燃料含む)	活動に必要な給油施設設備ポイントの検討 H25.9機動隊に給油施設整備済み(国費)	発災後の活動に必要な給油施設設備ポイント等の検討		中村署への給油施設 の整備を検討 (H28設計、H29施設 施行を検討)	発災後の警察活動の継続的な実施

3-10 孤立対策の推進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	地震時に孤立が想定される集落の防災対策の現状を把握するとともに、通信手段やヘリコプターの離着陸場の確保に向けた対策を進めます。	①	緊急搬送や輸送手段の確保のために、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備に対して補助を行います。	共通	公助	-	市町村	南海トラフ地震対策課
		②	連絡通信手段の確保のために、連絡通信体制などの整備に対して補助を行います。	共通	公助	-	市町村	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	緊急用ヘリコプター離着陸場整備の支援 (新規に30箇所程度を整備)	37箇所整備(H24未まで)	整備必要箇所の把握	5市町村6箇所整備・9市町村10箇所整備	16市町村36箇所整備	孤立集落への輸送手段の確保
				整備計画策定の促進(離着陸場として整備が必要な箇所を抽出)	整備の継続	
②	連絡通信体制整備の支援 衛星携帯電話等の配置の支援	集落調査など既存の調査	役場との連絡体制の検討	非常時連絡体制の確保	通信手段:衛星携帯電話等の配置 9市町村44台整備 2市4台整備	孤立集落への通信連絡手段の確保

3-11 応急期の機能配置計画の策定

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、避難所や県外からの消防や警察、自衛隊などの活動拠点などについて、必要な機能の配置計画を策定します。	①	避難所や応急救助機関の活動拠点、応急仮設住宅、災害廃棄物の一次仮置場など、災害時に必要な機能の利用調整を進めます。	L1 L2	公助	市町村地域防災計画など	県 市町村	南海トラフ地震対策課 食品・衛生課 環境対策課 住宅課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H27年度	
①	応急期の機能配置計画の策定	(県)最大クラスの地震津波の被害想定(H24)	H25年度 応急期の機能配置計画の作成 検討状況及び配置案確認 各市町村の検討・支援調整の支援	H26年度 H27年度	円滑な応急対策の実施 早期の復旧・復興

計画策定支援
↑
広域での調整

3-12 避難体制づくりの推進

【概要】

(No.)	目的	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	被災者が、避難所において安全な避難生活を過ごすことのできるための体制づくりを進めます。	避難所が安全な場所に立地しているかの確認や見直しを促進し、避難所の収容能力拡大への取り組みを支援します。	L1 L2	公助	—	市町村	南海トラフ地震対策課
②		避難所等が不足した場合に備えて、広域避難の調整を行います。	L1 L2	公助	—	県 市町村	南海トラフ地震対策課 危機管理・防災課
③		避難所運営のための手引きの内容を充実させるとともに、住民を巻き込んだ実践的な訓練を実施します。	共通	共助	—	県 市町村 県民	南海トラフ地震対策課
④		県立学校における避難所対応マニュアルの策定を行うとともに、実践的な訓練を実施します。	共通	公助	—	県	学校安全対策課
⑤		被災時には原則として車を使用して避難はしないなど避難時の交通利用について広報誌等での啓発を行います。	共通	自助	高知県交通安全計画	県民	県民生活・男女共同 参画課
⑥		再生可能エネルギーによる発電設備、蓄電池等の県有施設への導入や、市町村等への補助を行います。	共通	公助	—	県 市町村等	新エネルギー推進課
⑦		避難所に発電機や通信機器等の資機材を整備する市町村に対して補助を行い支援します。	共通	公助	—	市町村	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
⑧		県立学校に発電機を整備します。	共通	公助	—	県	学校安全対策課
⑨		避難所における災害時の情報通信手段の確保及び多様化を進めます。	共通	公助	—	市町村	情報政策課 南海トラフ地震対策課

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	既定避難所の立地状況の確認 既定避難所の収容能力の拡大 地域集会所等の耐震化の支援	—	H25年度 避難所の再選定促進 避難所立地状況(浸水の 有無、耐震性)確認	H26年度 避難所収容能力拡大の取り組みを促進 (既定避難所の耐震化の促進、既定避難所 の収容能力のUP、新たな避難所の指定) 49件	H27年度 取り組みの継続	安全な避難所の確保
			被害想定を受け避難所等の過不足を集計 (L2想定県下約12万 人分不足) 幅多圏域でモデル的に 検討開始:県内47ローックで検討開始	広域での相互支援体制を検討 自衛隊等との輸送 に係る事前協議	取り組みの継続	
③	避難所運営のための手引きの内容を充実 (手引きの改訂及び周知) 避難所運営訓練(HUG)の普及 (研修開催年3回) (訓練の普及)	「避難所運営のための手引き」 の作成(H20) HUG訓練研修 1回 (H24) 避難所運営訓練(HUG)の試行	東日本大震災等での 課題も反映した手引 きの改訂	自主防災組織等への手引きの周知 訓練研修(年3回)により、訓練実施のためのノウハウを習得 中部1回、東部1回、西部1回、 3回開催	取り組みの継続	事前の備えとして、避難所の円滑な 運営体制の構築
			各地で避難所運営訓練(HUG)を実施	「県立学校避難所 対応マニュアル」作 成 「県立学校避難所対 応マニュアル」作成の 手引き作成 各学校のマニュアル 策定率100% (44校)	避難所対応マニ ュアルの随時見直し 避難所運営訓練 (HUG)を実施	
④	県立学校の避難所対応マニュアルの策定 (各学校の避難所対応マニュアル策定率 100%) 実数(避難者の受け入れが可能な学校44校) (訓練の実施)	独自に避難所対応マニ ュアル 2校 を策定した学校 7校 学校危機管理マニ ュアルの中に避 難所となった場合の対応を記載し ている学校 7校	取り組みの継続	取り組みの継続	取り組みの継続	取り組みの継続

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
⑤	被災時の交通利用について啓発活動の実施	ラジオ広報 年1回(H25.3)	ラジオ広報 年1回以上/広報紙等での啓発 ラジオ広報 1回 広報紙啓発 1回			被災時の交通利用の適切な理解による避難時の安全と、緊急通行車両等の円滑な運行の確保	
⑥	県有施設に再生可能エネルギーによる発電設備や蓄電池等を導入 再生可能エネルギーによる発電設備や蓄電池等を導入する市町村等への補助	—	県有施設での発電設備や蓄電池等の導入を促進 13箇所 市町村等による発電設備や蓄電池等の導入を支援 25箇所 35箇所			災害時等の停電時に避難所等において最低限必要な電力を確保 必要に応じて継続	
⑦	避難所への発電機等の資機材整備の支援 避難所と市町村災対本部との連絡手段の確保	通信機器の整備は、従前より補助対象として支援	避難所の資機材を 充実 8市町村で活用 6市町村で活用	パリアフリー化等 への支援を拡充		避難者支援機能の強化	
⑧	県立学校に発電機を整備 (簡易型発電機、自家発電機)	簡易型発電機設置 県立学校48校	自家発電機等整備			災害時等の停電時に必要な電力を確保	
⑨	避難所における災害時の情報通信手段の確保及び多様化		利用可能な情報通信手段の現状調査 支援策の検討 高性能ラジオ等の整備の支援			災害時の情報通信手段の確保及び多様化 完了 取り組みの継続	

3-13 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震・津波による避難者の支援を円滑に行うため、県や市町村において備蓄を行うとともに、民間事業者との協定の締結に取組み、発生後の支援の混乱をなくすよう、備蓄等の体制の強化を図ります。		①	被害想定に基づいた県の公的備蓄計画を策定するとともに、市町村の計画策定を促進します。	共通	公助	—	県 市町村	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
		②	県備蓄計画に基づいた備蓄を行います。	共通	公助	—	県	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
		③	市町村備蓄計画に基づいた備蓄を促進します。	共通	公助	—	市町村	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
		④	災害時に物資等の優先供給を行えるよう、流通備蓄を確保するため、民間事業者との協定を推進します。	共通	公助	—	県 事業者	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課 経営支援課 農業政策課
		⑤	市町村による民間事業者との協定を促進します。	共通	公助	—	市町村 事業者	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
		⑥	備蓄以外による水等の確保や、災害時に井戸水を使用する場合の井戸水の安全性を確保するための水質検査の実施体制について検討を行います。	共通	公助	—	県	南海トラフ地震対策課 食品・衛生課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H27年度	
①	被害想定に基づいた県・市町村の備蓄計画の検討 備蓄物資の配置・配送検討	最大クラスの地震津波の被害想定(H24)	被害想定に基づく水・食料以外の備蓄量の備蓄量を市町村と検討・決定	被災想定に基づいた備蓄量の検討 地域の状況に応じた備蓄量検討の促進 避難所への分散備蓄の促進 市町村における備蓄配送方法検討の促進	早期の被災者支援の実施

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
②	<p>県備蓄計画に基づいた備蓄の実施 (L2想定)の1日分の20% 水178,200ℓ 食料178,200食)</p> <p>県備蓄の分散配置</p>	<p>県内で想定される避難者1日分 (L1)の20%を備蓄(備蓄率100%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水 70,500ℓ 食料 70,500食 	<p>備蓄計画に基づいた備蓄 (更新分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水 14,100ℓ 食料 14,100食 	<p>新たな被害想定に基づく備蓄及び適正 な更新・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (新規購入分) 水 約97,000ℓ 食料 約97,000食 (更新分) 水 14,100ℓ 食料 14,100食 	<p>適正な更新・管理 の継続</p>	<p>早期の被災者支援の実施</p>	
③	<p>市町村備蓄計画に基づいた備蓄の促進</p>	<p>現備蓄計画に基づく備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村:水32.9%、食料48.2% 	<p>計画見直し後の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none"> L1目標:水26.7%、食料63.2% L2目標:水11.1%、食料26.3% 	<p>市町村の備蓄の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> L1目標:水31.6%、食料75.3% L2目標:水13.1%、食料31.3% 	<p>働きかけの継続</p>		
④	<p>民間事業者との協定の推進</p> <p>協定事業者の連携の強化</p>	<p>協定の締結状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 水:7協定 食料品等:19協定 	<p>食料品等2協定</p>	<p>協定の推進</p> <p><small>3協定(水・食料品等)</small></p>	<p>協定事業者との取 り組みの継続</p>		
⑤	<p>市町村による民間事業者との協定の促進</p>	<p>市町村(食料等)の協定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 176協定 	<p>協定締結の調査、市町村へ協定の締結を促進</p> <p>18協定</p>	<p>協定締結の調査、市町村へ協定の締結を促進</p>	<p>働きかけの継続</p>		
⑥	<p>備蓄以外による水等の確保への支援</p> <p>安全性を確認するための水質検査の実施体制 を検討</p>	<p>浄水器の設置に対して補助</p>	<p>防災井戸の整備や浄水器の設置</p> <p>2市町村で浄水器設置:6市町村16カ所 で井戸整備</p>	<p>民間団体への水質 検査受入れに関する 現状調査</p> <p>検査体制の検討</p>	<p>検査体制の検討を 継続</p>	<p>早期の被災者支援の実施</p> <p>井戸水を飲料水として使用する際 の安全性確保</p>	

3-14 被災者支援のためのシステム整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
被災者が速やかに生活を再建できるよう対策を推進します。	①	災害発生時に、被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興につなげるために、被災者支援システムの市町村への導入を支援します。	共通	公助	—	市町村	南海トラフ地震対策課
	②	被害認定調査及びびり災証明書の発行を市町村が円滑に行える体制づくりを支援します。	共通	公助	—	市町村	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	システム導入を希望する市町村の支援 (複数の市町村でシステムの実質稼働) ※被災者支援システムとは 被災者の住所、氏名、連絡先等の基本情報に加え、 家屋を含む被災状況全般を管理し、り災証明の発行 や各種支援金制度、義援金などの被災者支援の総合 的な管理が行えるもの	システム概要の説明会 (H22年度、H23年度) 高知市で導入	勉強会の開催 ↑	導入に向けた調整 ↑	導入市町村の拡大 ↑	被災後の行政サービスの迅速かつ 的確な運営
②	被害想定を踏まえ、円滑な被害認定調査を行う ための実施体制を検討 (H25年度検討完了) 住家被害認定士を育成	—	実施体制の検討 ↑	講習会の開催(1回/年) ↑	取り組みの継続 ↑	被災者が速やかに支援金等を支給 されることで、生活が早期に安定

3-15 災害ボランティアセンターの体制整備等への支援

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう体制づくりを進めます。	①	市町村災害ボランティアセンターの体制の構築や、初期行動計画の策定、人材育成など、運営体制の強化に対する支援を行います。	共通	共助	高知県地域防災計画 災害ボランティア活動支援マニュアル	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	地域福祉政策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	<p>県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が進める災害ボランティアセンターの体制整備等への支援</p> <p>市町村災害ボランティアセンターの広域的な連携体制の構築</p> <p>市町村災害ボランティアセンターの迅速な設置のため、初期行動計画ガイドラインの策定及び体制強化</p> <p>復興期における支援体制の強化のため、関連機関とのネットワークの構築</p> <p>市町村災害ボランティアセンターを担う人材の養成・資質向上</p>	<p>全市町村での災害ボランティアセンターの体制づくり完了(H24)</p>	<p>H25年度 大規模災害時における広域的連携によるボランティア活動支援のガイドライン策定</p>	<p>H26年度 ガイドラインを活用したブロック単位での運営模擬訓練の実施</p> <p>南海トラフ地震等の大規模災害時における市町村社会福祉協議会の初期行動計画策定ガイドライン策定</p> <p>市町村社協の初期行動計画の作成及び訓練の実施</p>	<p>H27年度 取り組みの継続</p> <p>取り組みの継続</p>	<p>円滑なボランティア活動が展開されることでの被災者への円滑な支援</p>

3-16 要配慮者の避難対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
要配慮者が迅速に避難できるための支援体制づくりや福祉避難所の整備を進めます。	①	災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインに基づき、個別計画を地域主体で策定する市町村の体制づくりを支援します。	共通	共助	自然災害時保健活動ガイドライン 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン	市町村	地域福祉政策課
	②	市町村における福祉避難所の指定を促進するとともに、要配慮者への支援体制の整備等を支援します。	共通	公助 共助	災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン 福祉避難所運営訓練マニュアル 自然災害時保健活動ガイドライン	市町村	地域福祉政策課
	③	社会福祉施設に、地域で生活をする要配慮者が避難できるための防災拠点スペースの整備に対して、助成を行い支援します。	共通	共助	—	社会福祉法人	障害保健福祉課
	④	各福祉団体等と連携した要配慮者の支援体制づくりを行います。	共通	公助	—	県	地域福祉政策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H27年度	
①	高知県災害時要配慮者対策ガイドラインの改訂 市町村における避難支援プラン(個別計画)を策定する体制づくりを支援	高知県災害時要配慮者対策ガイドラインの作成(H19.3) 避難支援プラン(全体計画)策定済 34市町村 災害時要配慮者名簿策定済 19市町村 避難支援プラン(個別計画)策定済 9市町村 モデル市町村との協議による課題の把握	H25年度 ガイドラインの改訂及び市町村等への周知 「避難支援の手引き」の作成及び周知	H26年度 避難支援プラン(全体計画)の見直し(市町村) H27年度 個別計画を地域主体で策定し、更新していく市町村の体制づくりを支援	要配慮者の安全の確保

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	市町村が行う福祉避難所の指定への支援 (全市町村で1施設以上の指定がされ、必要数を確保する取り組みが進んでいる) 福祉避難所を運営し、要配慮者を支援する体制の整備	指定済市町村 18市町村(H24) 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン策定(H22.8) 被災地から講師を招き、研修会の実施(H24)	H25年度	H26年度	H27年度	要配慮者の安全の確保
			26市町村で指定 市町村等への研修会の実施、物資購入等助成制度の周知等 モデル市町村との運営訓練の実施 福祉避難所運営訓練：各福祉避難所で、地域マニュアルの作成 ブロック別福祉避難所運営研修会の開催	30市町村で指定 モデル市町村等への研修会の実施、物資購入等助成制度の周知等 モデル市町村との運営訓練の実施 福祉避難所運営訓練：各福祉避難所で、地域マニュアルの作成 ブロック別福祉避難所運営研修会の開催	34市町村で指定 必要に応じて対策を継続・拡大	
③	広域的な要配慮者の受入のための市町村間の協力体制づくりへの支援 社会福祉施設における在宅障害者向け避難スペース(普段は多目的室として利用し、災害時には要配慮者の避難スペースとして機能)の確保の支援	体制づくりに向けた検討を開始(H24)	H25年度	H26年度	H27年度	要配慮者の安全の確保
			モデル地域における市町村間の調整・協議を支援 7ヶ所整備	モデル地域の取組をふまえた広域的な市町村の取組への支援 1ヶ所整備	モデル地域の取組をふまえた広域的な市町村の取組への支援 2ヶ所整備	
④	災害福祉広域支援ネットワークの整備	-		検討会の立ち上げ及び開催	本部の立ち上げ	要配慮者への支援の確保

3-17 要配慮者の支援

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
被災した要配慮者を支援するための仕組みづくりを行います。	①	改訂した南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル(仮称)をもとに、市町村の要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿への掲載を支援し、患者個別の避難支援や被災後も継続した医療ケアが提供できる支援体制づくりを進めます。	共通	自助 共助	災害時医療救護計画 南海地震時保健活動 ガイドライン 福祉避難所設置・運営 に関するガイドライ ン	県民 市町村	健康対策課
	②	入院が困難となった精神障害者、特に措置入院を要する者の転院についての搬送手順を作成します。	共通	公助	-	県	障害保健福祉課
	③	手話や要約筆記など、情報・コミュニケーション支援を行うボランティア(支援者)の事前登録を行うとともに災害時の具体的な支援策等を検討します。	共通	共助	-	県民	障害保健福祉課
	④	災害時語学ボランティアの方のスキルアップを目的とした通訳・翻訳講座を開催します。また、在住外国人を対象とした地震対策パンフレット(英語・中国語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語版)及び概要版、並びに避難所で外国人と最低限の意思疎通を行うための指差し会話集を作成するとともに、ラジオ・インターネット等の多言語での情報提供体制を整備します。	共通	共助 自助	-	県民	国際交流課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
①	<p>市町村の要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿への高度な医療を必要とする方の登載への取り組みを支援</p> <p>（全市町村で要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿へ継続的医療ケア(人工呼吸器使用や酸素療法)の必要な方を登載</p>	<p>南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル(H24)の骨子作成(H24)</p>	<p>H25年度 南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル(仮称)の策定 検討内容を(案)とし ※医療教護計画の改訂と合わせて反映 最終素案として整理</p> <p>H26年度 市町村等説明会 登載状況の把握と同意の得られた難病患者等の市町村への情報提供 同意患者:2,203人提供(高知市除く)</p> <p>H27年度 人工呼吸器使用者等の個別支援体制づくり(県・市町村) 個別支援計画の策定(2件)及び見直し(2件) 個別支援計画の見直し(22件)</p>	<p>H26年度 全市町村で継続的医療ケアが必要な人の登載完了</p>	<p>H27年度 地域支援の取り組みの継続</p>	<p>発災時に迅速に必要な医療が受けられることによる患者の安全確保</p>	
	<p>日本神経学会のネットワークを活用して早期に搬送先を戻つけられるよう、患者のデータベースを県で整理する</p>	<p>災害対応パンフレットの配布(H24) 作成7,000部、配布約5,700部(特定疾患医療受給者等)(H24)</p> <p>南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル(仮称)の骨子作成(H24)</p>	<p>H25年度 難病患者等に災害対応パンフレットを配布し啓発を実施 700部配付、周知・啓発状況調査実施(77名)</p> <p>H26年度 642部配付</p> <p>H27年度 神経内科医会等と連携し在宅人工呼吸器使用者を把握、データベース化 医療機器取扱業者と連携し災害時に共有できる仕組みづくり データ更新</p>	<p>取り組みの継続</p> <p>取り組みの継続</p>			

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	措置入院者の搬送手順の作成	-	搬送手順作成			措置入院者の安全確保
③	情報支援ボランティアの事前登録の支援 ボランティアの避難所等への派遣・支援方法、市町村との調整について検討	高知県災害時聴覚障害者情報支援ボランティア登録制度実施要綱制定(H24) 情報支援ボランティア登録数127人(H24末)	情報支援ボランティアの登録の促進 ボランティア登録数132人・ボランティア登録数137人 手話や要約筆記のスキルアップや養成講座を実施 手話通訳者養成講座84回・手話通訳者養成講座87回 要約筆記者養成講座23回・要約筆記者養成講座15回 派遣方法等の検討・支援体制の充実 市町村との協議等を通じて受入体制の検討 災害ボランティア会議 1回・災害ボランティア会議 1回	取り組みの継続 取り組みの継続	取り組みの継続	障害者の方への情報保障と安心の確保
④	災害時言語サポーターを含む言語ボランティアを対象とした通訳・翻訳講座の開催 在住外国人を対象とした南海地震対策パンフレット(英語・中国語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語版)改訂版及び概要版の作成、配布 ラジオで多言語で情報提供を行う インターネットを通じて情報提供を行う 避難所等で外国人と最低限の意思疎通を行うため指差し会話集の作成、配布	毎年1～2回開催 通訳・翻訳講座開催(H24-26) 受講者数H24:9人 災害時言語サポーター数(101人)(H24)	講座の内容等に改良を加えながら毎年1回(定員20名から30名程度)以上開催 通訳技能研修開催:受講者数32人 サポーター数108人 サポーター数117人 パンフレット(5ヶ国語版)改訂版及び概要版の作成・配布 ↑ (完了) FM高知以外の放送局との協定締結に向けて整理、調整 指差し会話集の作成・配布	取り組みの継続 取り組みの継続	取り組みの継続	災害時の外国人支援

3-18 保健衛生活動の推進

【概要】

目的	(No.)	県 的具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
被災者の健康を守るために実施する保健衛生活動について、市町村や保健師、栄養士など関係者の事前の取り組みを進めるため、活動マニュアル等を整備します。	①	保健活動を円滑に実施するために各市町村での職員数や被害想定等を動員した、市町村ごとの災害時保健活動マニュアルの策定の支援を行います。	共通	公助	高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン	市町村	健康長寿政策課
	②	避難生活の長期化による栄養状態の悪化を最小限にとどめるために、県、市町村、施設等の役割や連携体制、また、他県等からの支援の受け入れ体制など、栄養・食生活支援活動(栄養指導含む)を効果的に行うたために、高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの策定を行い、市町村ごとの災害時保健活動マニュアルの策定を支援します。	共通	公助	高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン	県市町村給食施設	健康長寿政策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		計画期間以降	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度		
①	市町村災害時保健活動マニュアルの策定の支援 (計画期間内 海岸沿いの全市町村)	高知県南海地震時保健活動ガイドラインの策定(H25.1) ガイドラインの市町村等への説明会の開催(H25.1) 25年度策定市町村の打診、決定(H25.3)	県ガイドラインの改訂と市町村のマニュアル策定に向けた研修会等の実施 研修会の実施(1回)	H27年度	訓練を通じたマニュアルの検証 未作成市町村への支援	住民の健康被害を最小限に抑えるための保健衛生活動が円滑・迅速に展開
②	高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの策定と市町村災害時保健活動マニュアル策定の支援	福祉保健所栄養士に対する説明	市町村や施設に対する説明 研修会の実施(1回)	他の市町村にマニュアル策定の働きかけを拡大 5市町で策定 福祉保健所の資機材整備完了	県各種指針・備蓄、避難所運営の動きに合わせて県ガイドラインの加筆修正	取り組みの継続 引き続き市町村災害時保健活動マニュアルの策定支援を実施

3-19 災害時の心のケア対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
災害発生直後から迅速に被災者等の心のケアを進めるための体制の確保を行います。	①	災害時心のケアマニュアルに基づき、市町村を対象とした研修会や訓練、人材の養成等を通じて、全県での心のケア体制整備を進めます。	共通	公助 自助	高知県災害時の心のケアマニュアル	県 市町村	障害保健福祉課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度 H27年度	
①	災害時心のケアマニュアルに基づく市町村への体制整備等に関する研修会及び図上訓練の実施 災害時心のケア体制整備検討会の開催 市町村・福祉保健所職員等を対象とした心のケア活動を実践できる人材の育成	災害時心のケアマニュアルの作成(H22)→改訂(H24) 心のケア従事者養成研修開催(1回)(H24)	研修会の開催 ↑ マニュアルに沿った訓練の実施 ↑ 心のケア体制整備検討会の開催 (DPATの設置、受入体制の検討) ↑ 災害時心のケアについての知識及び技術を習得するための研修会の開催 ↑	H26年度 H27年度 マニュアルの見直しを進めるとともに、引き続き災害時の心のケア体制の確立に努める	被災者の精神的健康の確保 発災後の精神科医療の確保

3-20 ペットの保護体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県的具体な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
避難所での被災者支援の一環として、被災者とペットが一緒に過ごせる場所を確保することや、動物救護に係る支援をスムーズに受入れることで、ペットの保護体制を整備します。	①	各市町村の地域防災計画へのペットが同行可能な避難所の位置づけを促進します。	共通	公助	市町村地域防災計画	市町村	食品・衛生課
	②	動物救護マニュアルの策定と動物愛護団体等との災害時の支援協定の締結を行います。	共通	公助	市町村地域防災計画	県市町村	食品・衛生課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	ペット同行が可能な避難所の普及	市町村対象に災害発生時にペットを同行して避難できる避難所等の状況調査を実施(H24)	避難所運営マニュアルへの反映	動物救護マニュアルへの反映、ペット同行避難に関する啓発(HP、テレビ、イベント等)		災害時のペットの保護と被災者の安心の確保
②	災害時動物救護体制の整備	災害時動物救護マニュアル素案の策定(H24) 高知県獣医師会と災害時動物救護について協定締結(H23)	協定に向けた調整	災害時動物救護計画の策定 災害時動物救護マニュアルの策定 「緊急災害時動物救援本部」の構成団体との協定の必要性を 確認後、協定について 検討	取り組みの継続	動物救護体制の確保による放浪状態となるペットの減少

3-21 被災後の速やかな応急仮設住宅の供給

【概要】

目的	(No.)	県的具体な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
被災者の生活再建を支援するため、速やかに応急仮設住宅の供給ができるように、供給体制づくりや県内で不足する場合の対応について検討を進めます。	①	被災後に応急仮設住宅を早期に建設できるよう、事前供給計画を策定し、供給体制を検討します。	L1 L2	公助	応急仮設住宅供給計画	県	住宅課
	②	応急仮設住宅が不足する場合に、みなし応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる(応急借上げ住宅)ことについての検討を進めます。	L1 L2	公助	-	県	住宅課
	③	県内の応急仮設住宅で収容できない場合に備え、県外に被災者を受け入れてもらうための体制づくりを検討します。	L2	公助	-	県	住宅課
	④	応急仮設住宅建設に必要な、建築資材提供等の検討を行います。	共通	自助	-	事業者	木材産業課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	応急仮設住宅供給計画(配置計画・標準仕様・標準設計図)の策定(H24)	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅供給計画(配置計画・標準仕様・標準設計図)の策定(H24) 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅建設マニュアルの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅供給計画(撤去・再利用)の策定 応急仮設住宅の必要戸数を把握するための机上訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて供給計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の速やかな応急仮設住宅の確保
②	応急借上げ住宅の検討 関係団体との連携及び体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体との協定締結(3団体)(H24) 東北被災地視察 応急借上げ住宅制度の市町村への説明及び意見交換会 市町村への災害時要援護者に対する意識調査 	<ul style="list-style-type: none"> 空き住居リストの作成・空き住居リストの定期的な見直し(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> 協力業者リストの作成 災害時要援護者対応について再調査 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体との役割分担：内容の点検及び見直し(随時) 県担当事務のフロー作成 協定運用細則策定、締結 	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みの継続 取り組みの継続

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
③	県外での被災者受け入れについての検討	各都道府県へ照会及び調査	他県所管部局との情報収集及び意見交換			被災後の速やかな応急仮設住宅の確保
④	建築資材の安定供給計画の策定の支援	業界との協議	建築資材の安定供給計画の策定		取り組みの継続	

3-22 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備

【概要】

目的	(No.)	県的具体な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震発生後の二次災害を防止するため、建築物や宅地等が余震等に対して安全かどうかを確認する危険度判定を実施するための体制づくりを進めます。	①	被災建築物の応急危険度判定の体制整備や応急危険度判定業務への県民理解を促進します。	共通	公助	-	県	建築指導課
	②	被災宅地の応急危険度判定の体制整備や応急危険度判定業務への県民理解を促進します。	共通	公助	-	県	都市計画課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
①	被災建築物の応急危険度判定の体制整備 (判定士168人登録) コーディネーター70人体制の維持 応急危険度判定について市町村は震前判定計画、県は震前支援計画を作成 (県有建築物の実施主体や優先的に判定すべき施設の選定については、その過程で市町村と協議のうえ決定) 県民理解の促進	被災建築物応急危険度判定士732人登録(H24末) 応急危険度判定コーディネーター70人登録(H24末)	判定士24人登録	判定士56人登録	判定士88人登録	新規登録の促進により、1,000人超の登録を目指す	被災建築物や宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに住民へ情報提供することによる、二次災害の防止
			コーディネーター70人体制の維持	震前支援計画(県) 震前判定計画(市町村)	原則4年間で全員の更新を行う		
②	被災宅地の応急危険度判定の体制整備 (判定士500人体制の維持) 調整員40人養成→体制の維持 県民理解の促進	被災宅地応急危険度判定士548人登録(H24末) 14市町村に掲載(H24)	(22市町村で掲載) (H25:実績:572人)	判定士500人体制維持 調整員40人体制に向けて養成	判定士500人体制維持 調整員40人体制の維持	500人体制の維持 40人体制の維持	被災宅地の応急危険度判定の体制整備や応急危険度判定業務への県民理解を促進することによる、二次災害の防止
			各市町村年1回以上広報誌またはホームページに掲載 (22市町村で掲載)	各市町村年1回以上広報誌またはホームページに掲載	取り組みの継続	取り組みの継続	

3-23 緊急輸送のための啓開活動

【概要】

目的	(No.)	県的具体な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震直後から必要となる緊急輸送の前提となる、啓開活動を行うための事前準備を行います。	①	地震発生後に早急に緊急輸送道路を確保するため、啓開の優先順位等を検討し、通行確保までの日数を設定します。	共通	公助	高知県緊急輸送道路ネットワーク計画	県	道路課
	②	港湾における事業継続計画(BOP)の策定し、定期的な防災訓練等の実施による実効性の検証・改訂を行います。	共通	公助	-	県	港湾・海岸課
	③	国が行う空港機能の早期復旧対策構築への協力と情報共有を行います。	L2	公助	-	国	交通運輸政策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	道路啓開計画の作成 地域毎の道路啓開計画の作成	緊急輸送道路の地震による被害想定調査実施(H24)	広域の防災拠点の選定 広域の防災拠点までの救援ルートを選定(暫定版)を作成	広域の防災拠点までのルートの啓開計画 道路啓開計画の策定(暫定版)を作成	道路啓開計画の策定 道路啓開計画の策定	早期の道路啓開
②	高知港をモデルとした港湾BCPの策定と訓練等を通じた継続的な運用・改訂 他の防災拠点港(須崎港、宿毛湾港、奈半利港)への港湾BCPの反映	高知港BCPの策定(H24) (基本編:L1想定) 継続運用のための運営主体の発足(H24) 対象港湾の課題整理及び関係者会議の設置準備(H24)	高知港BCPの更新(応用編:L2想定)訓練等の実施	訓練等を通じた実効性の検証による、高知港BOPの継続的な評価と改訂	定期的な訓練等を通じた高知港BOPの継続的な評価と改訂 他の防災拠点港にも反映	発災後の港湾における航路啓開、応急復旧及び緊急物資受入れを迅速かつ円滑に行うことによる、物流機能の早期回復
③	高知空港の機能早期復旧対策について情報収集	現地調査(国)(H24)	国等による対策検討(津波早期復旧対策検討会) 終了	国等の諸動向に関する情報収集		空港機能を早期復旧することにより、円滑な緊急物資・人的支援の受け入れが可能

3-24 陸上における緊急輸送の確保

【概要】

(No.)	目的	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	地震直後から必要となる緊急輸送のため、陸上輸送の要となる緊急輸送道路等の機能を確保するための対策を行います。	橋梁の損傷を限定的なものにとどめ、緊急輸送道路として機能が確保されるよう、緊急輸送道路にある橋梁の耐震化を行います。	共通	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県	道路課
②		地震の揺れによる落石・崩壊箇所の減少を図るため、法面の防災対策を行います。	共通	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県	道路課
③		道路構造物の健全度を把握するための施設点検を行います。	共通	公助	—	県	道路課
④		高知県管理道路沿いにある道の駅12箇所を対象に防災拠点となりうる箇所を選定し、整備を行います。	共通	公助	—	県	道路課
⑤		緊急輸送道路である四国8の字ネットワークの未整備区間の早期整備を推進します。	共通	公助	—	国 県	道路課
⑥		緊急輸送道路等と交差または並行する、鉄道の橋梁・高架橋等の耐震化を進めます。	共通	公助	—	事業者	交通運輸政策課
⑦		緊急通行車両確認標章交付訓練や、停電に備えた対策を進めます。	共通	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県	警察本部交通規制課
⑧		秦南団地に新たに立地する高知市北消防署、高知赤十字病院への経路を確保します。	共通	公助	—	高知市 県	都市計画課
⑨		県内でのバスの輸送手段を確保します。	共通	公助	—	事業者	交通運輸政策課
⑩		県外のバス事業者等との協力関係を構築します。	共通	公助	—	事業者	交通運輸政策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			日標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	緊急輸送道路の橋梁耐震化 (13橋に着手(全104橋に着手)) (7橋完了(全104橋のうちH27に98橋完了))	91橋完了(H24末)	2橋完了	4橋完了	1橋完了	緊急輸送道路の橋梁耐震化による円滑な緊急輸送の確保
②	緊急輸送道路法面の防災対策 (45箇所対策完了)	法面防災対策の実施 H8防災総点検の再調査を実施 (H24～)	H8防災総点検箇所の再調査	15箇所対策完了	15箇所対策完了	落石・崩壊箇所の抑制による被害の軽減
③	緊急輸送道路等の道路付属施設の総点検 緊急輸送道路等の橋梁点検	緊急輸送道路上のトンネル防災点検(覆工) 橋梁点検の実施 (1巡目点検 H18～H22)	トンネル内附属物、道路照明・標識等 必要に応じて施設点検を継続的に実施	2巡目点検の実施 道路法に基づく点検の実施 (H26～)		安全な道路交通の確保
④	道の駅防災拠点整備	現状調査及び運用管理者へのヒアリング(H24)	基本構想策定 完了	概略設計 3箇所 詳細設計 3箇所	優先順位の高い道の駅から整備を実施 整備着手	道の駅に防災拠点機能を付加することにより、災害発生後の救援・復旧に寄与
⑤	四国8の字ネットワークの整備 (整備率 53%)	四国8の字ネットワーク 整備率 49% (H24末)	整備率 50%	整備率 52%	整備率 53%	迅速かつ円滑な緊急輸送の実施

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
⑥	鉄道の橋梁、高架橋等の耐震化	[土佐くろしお鉄道] 高架橋等の耐震診断完了(H24末)	H25年度 (土佐くろしお鉄道) 8橋完了 (緊急輸送道路(橋梁分)対策完了)	H26年度 4高架橋及び中村駅の耐震化 耐震化 1橋梁	H27年度 1高架橋及び1橋梁の耐震化並びに1橋梁の耐震診断 耐震化 1橋梁	目標の達成によって得られる効果(アウトカム) 発災時における交通流と物流の確保 停電時における安全かつ円滑な交通の確保
⑦	災害時を想定した訓練の実施 信号の非常用電源の確保 (可搬式発動発電機43台購入、配分) (固定式発動発電機16基整備) (リチウム電池式電源付装置の配備)	[JR四国] (一次緊急輸送道路対策は完了) 緊急交通路予定路線及び点検要点の選定完了(H24)	大規模災害想定訓練を西日本高速道路(株)と協働実施 訓練計画の策定と実施	緊急輸送道路対策の実施 (JR四国)	県内の二次緊急輸送道路対策はH29に実施予定 (継続) (継続) 計画的な維持管理 (継続)	目標の達成によって得られる効果(アウトカム) 発災時における交通流と物流の確保
⑧	高知市北消防署、高知赤十字病院への経路確保 (都市計画道路 高知駅秦南町線)	-	事業認可 道路実施測量設計 用地測量調査	用地買収開始	用地買収、工事の促進	迅速かつ円滑な緊急輸送の実施
⑨	県内でのバスの輸送手段の確保	-	バス協会・各事業者との協議	取り組みの継続	取り組みの継続	地震時の利用者の安全の確保
⑩	県外のバス事業者等との協力関係の構築	-	バス協会・各事業者との協議	取り組みの継続	取り組みの継続	地震時の利用者の安全の確保

3-25 海上における緊急輸送の確保

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	地震直後から必要となる緊急輸送のため、海上輸送機能を確保するための対策を行います。	①	防災拠点港に耐震強化岸壁を整備します。	共通	公助	—	県	港湾・海岸課
		②	防災拠点漁港での岸壁の耐震強化及び防波堤等を粘り強い構造へ整備を行うとともに、被災後速やかに啓開活動が行えるよう計画を作成します。	共通	公助	—	県	漁港漁場課
		③	漁船による緊急輸送活動を円滑かつ速やかに実施するとともに、非常用通信手段を確保します。	共通	公助	—	県	漁業管理課
		④	内航貨物船、フェリーなどによる緊急輸送活動を円滑に行うための体制づくりを進めます。	共通	公助	—	県	港湾・海岸課 交通運輸政策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H27年度	
①	防災拠点港への耐震強化岸壁の整備 (耐震強化岸壁整備計画策定(H26末))	耐震強化岸壁 3バース (奈半利港 2, 高知港 1) 防災拠点港の基本計画策定 (配置計画見直し)(H24)	耐震照査・地質 データ収集 ↑ 耐震強化岸壁整備 計画策定 ↑	H26年度 ↑ H27年度 ↑ 優先順位の高い港 湾での概略設計 ↑ 優先順位の高い港 湾での詳細設計 ↑ 耐震強化岸壁の整備	発災後の緊急物資等の輸送に必要な海上輸送ネットワークを構築

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	<p>防災拠点漁港への耐震強化岸壁等の整備 (5漁港の岸壁耐震強化完了)</p> <p>防災拠点漁港の啓開計画の作成 (6漁港の啓開計画の作成完了)</p>	<p>防災拠点漁港の選定(H23) (室戸岬漁港、安芸漁港、佐賀漁港、清水漁港、田ノ浦漁港、沖の島漁港)</p> <p>安芸漁港、室戸岬漁港、佐賀漁港、清水漁港、沖の島漁港の計5港で整備に着手(H24)</p>	<p>H25年度 1漁港完了 (安芸漁港)</p> <p>H26年度 啓開計画の選定方針決定及び課題の整理の作成</p> <p>H27年度 5漁港の岸壁の耐震強化が完了</p> <p>H28に全6漁港で岸壁の耐震強化、防波堤等の粘り強い構造への補強が完了</p>	<p>震災後の緊急物資輸送や水産流通活動の早期再開</p>		
③	<p>漁船による緊急輸送活動のための実施マニュアル作成</p> <p>非常通信手段の確保 (衛星携帯電話2基設置(H25完了))</p> <p>海上保安部、水難救済会主催の訓練への参加</p>	<p>漁船による緊急輸送活動の協定を締結(H23末)</p>	<p>H25年度 実施マニュアル素案の作成</p> <p>H26年度 衛星電話設置(室戸漁業指導所) (室戸無線局との連絡用)、県庁)</p> <p>H27年度 完了</p> <p>H28年度 海上保安部、水難救済会主催の訓練への参加</p> <p>訓練の継続</p>	<p>円滑な緊急海上輸送体制の構築</p>		
④	<p>内航貨物船、フェリーなどによる緊急輸送活動のための体制整備</p>	<p>日本内航海運組合総連合会と船舶による輸送協定の締結(H24.10)</p>	<p>H25年度 連絡体制の確立と定期的な情報伝達訓練の実施</p> <p>H26年度 フェリー運航会社との協定締結</p> <p>H27年度 完了</p> <p>H28年度 訓練の継続</p>	<p>訓練の継続</p>		

4-1 早期に住居を確保するための事前準備

【概要】

目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
被災者の生活再建を支援するため、速やかな住居の確保に向けて、住宅の早期復旧のための体制整備や、災害公営住宅が早期に建設できるよう事前準備を進めます。	①	早期に災害公営住宅を建設するために、「災害公営住宅整備指針」を市町村と調整しながら策定します。	L1 L2	公助	-	県 市町村	住宅課
	②	住宅の早期復旧のために事業者育成講習会の開催や、震災復旧技術の啓発を行うとともに、住宅復旧の支援制度や地域の事業者についての相談体制を検討します。	共通	自助 公助	-	県 市町村 事業者	住宅課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	災害公営住宅整備指針の策定 (災害公営住宅整備指針策定完了)	津波浸水深による団地の被害 チェック 市町村ヒアリング	H25年度 県営住宅や被災地の 現状調査、市町村 ヒアリング	H26年度 災害公営住宅整備 指針策定委託業務 発注・完了	H27年度 (完了)	被災後の迅速な災害公営住宅の供給
②	事業者の育成 (講習会参加者50人) 震災復旧技術の普及啓発 (講習会参加者200人) 相談体制の検討	- - -	H25年度 講習会の実施 21人 研修カリキュラム の検討	H26年度 講習会の実施 18人 研修実施機関等と 連携してカリキュラ ムの導入	H27年度 講習会の実施 29人 研修実施機関等と 連携してカリキュラ ムの導入 取り組みの継続	被災後の迅速な住宅の復旧や住宅所有者の不安解消

4-2 災害廃棄物の処理体制の整備及び災害時における生活環境保全

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	地震発生時において大量の災害廃棄物が発生することが予想されることから、広域的な調整を図り、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村においても災害廃棄物処理計画を策定するよう支援します。	①	地震・津波による災害廃棄物の発生量の予測に基づき、県災害廃棄物処理計画を策定します。	L1 L2	公助	-	県	環境対策課
		②	市町村版の災害廃棄物処理計画のひながたを作成し、市町村の計画策定を支援します。	L1 L2	公助	-	市町村	環境対策課
		③	被災後に発生する、騒音、振動、悪臭等生活環境面での課題に対応できるようにするために実技を含む研修会等を開催し、関係法令、技術を習得した市町村職員等を育成します。	共通	公助	-	県	環境対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H25年度	H26年度	
①	高知県災害廃棄物処理計画の策定 (H26.7完成予定) 県災害廃棄物処理計画Ver.1で明確にできなかった事項の検討 他県との情報共有、連携方策の検討 関係団体との協力協定締結 (し尿処理団体、トラック協会、住友大阪セメント等) 広域連携等の検討 (災害廃棄物協議会(四国ブロック)) ・域内広域連携	高知県災害廃棄物 処理計画策定(H 26.9月完成)	高知県の関係、他県との情報共有及び広域的な連携方策の検討 協力協定の締結 広域処理及び処分に 係る県内ブロック単 位での協議	計画の達成によって 得られる効果(アウトカム) 県民の生活基盤の早期回復

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	市町村災害廃棄物処理計画策定の支援 (H26.7ひながた完成予定、策定支援)		<p>市町村災害廃棄物処理計画のひながたが、 処理計画のひながた 作成 (H26.9月完成)</p>	<p>県計画、市町村計画 のひながたを基に、 市町村災害廃棄物処 理計画策定を支援す るため、市町村や一 部事務組合等への講 演会、説明会を開催</p> <p>市町村訪問による実 務支援(随時)及び啓 発講演会の開催</p>	<p>市町村災害廃棄物 処理計画の策定支 援継続</p>	
③	市町村職員、福祉保健所等に配置される新任技 術職員レベルを想定し、専門家の講演、騒音計 等の機材を用いた実習の実施。 環境問題へ対応するための基礎知識の習得。 東日本大震災での経験者による講演会の開催 実技研修の実施			<p>臭気対策経験者による講 演会(1回)</p> <p>騒音、振動等の対 応経験者による講 演会(1回)</p> <p>実技研修(2ヶ所)</p>	<p>市町村職員の異動 を考慮して、3~4 年周期で繰り返し 研修が必要。</p> <p>実技研修(2ヶ所)</p>	<p>被災時における環境技術面の対応 体制の充実</p>

4-3 災害時の消費生活の安定

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
災害時の消費生活の安定を図るための対策を推進します。	①	災害時に生活関連物資の安定的な供給を確保するため、需給・価格動向の監視指導マニュアルを作成します。	共通	公助	—	県	県民生活・男女共同参画課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム) 生活関連物資の安定的供給
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	需給・価格動向の監視指導マニュアルの作成	—				

4-4 市町村の業務継続体制の確保

【概要】

目的	(No.)	県具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地域における被災者支援を円滑に行えるよう、市町村の業務継続計画策定を支援するとともに、発生後の人的支援等についてのニーズを把握し、被災市町村以外の市町村からの人的支援をサポートします。	①	市町村の業務継続計画の策定を支援します。	共通	自助	—	市町村	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課
	②	県内市町村の職員等を的確に把握し、人的支援をサポートします。	共通	公助	—	市町村	市町村振興課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	市町村における業務継続計画の策定の支援	1市町村計画策定(構原町)	計画策定のための説明会等の実施 説明会、職員向け講習会 各1回実施 策定中の市町村への助言 4市町村が策定 市町村への支援 5市町村が策定	市町村への計画策定の働きかけ	市町村への計画策定の働きかけ	行政活動の継続 被災した市町村の復興期における人的支援の円滑化
②	県内市町村職員の職種等の的確な把握	—	調査様式の検討等 市町村の職員の調査	市町村の職員の調査 市町村の職員の調査	H28年度以降も継続して、毎年調査を行う	被災した市町村の復興期における人的支援の円滑化

4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名	
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	事業所における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるように、事業継続計画(BCP)策定などの防災対策の推進を支援します。	①	事業者の防災対策の取り組みが広がるよう、BCP策定の必要性の啓発や防災訓練を支援します。	共通	自助	-	事業者	南海トラフ地震対策課	
		②	商工業者に対する研修会の開催や個別支援を通じてBCP策定を支援します。	共通	自助	-	事業者	商工政策課	
		③	交通・運輸事業者におけるBCP策定を促進します。	共通	自助	-	-	事業者	交通運輸政策課
		④	JA等におけるBCP策定を支援します。	共通	自助	-	-	農業協同組合等	農業政策課 環境農業推進課
		⑤	木材加工業界、県森林組合連合会のBCP策定を促進します。	共通	自助	-	-	事業者	森づくり推進課 木材産業課
		⑥	各漁協のBCP策定を支援します。	共通	自助	-	-	漁業協同組合	漁業振興課 漁港漁場課
		⑦	建設会社のBCP策定を促進します。	共通	自助	-	-	事業者	土木企画課
		⑧	建築業のBCP策定を促進します。	共通	自助	-	-	事業者	住宅課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	事業者のBCP策定の促進 (策定率50% (従業員50人以上)) 事業者の地震対策の支援 防災士の派遣による講習会等 防災の取り組みが優れた事業所の認定 BCP訓練マニュアル策定による防災訓練の支援	BCP策定率 12.1% (H23.8)	BCP策定率 21.9%	BCP策定率 50%	被災後の短期間での事業再開	
		防災士の派遣: 24回/年(H24)	防災士の派遣: 19回; 防災士の派遣: 30回	防災士の派遣 50回/年	BCP策定率向上のため、引き続き事業者の防災対策の取り組みを支援	
		認定制度の創設	事業所の認定を継続 3事業所認定			
		16事業所認定	セミナーの開催 マニュアルを活用した 訓練実施			
		BCP訓練マニュアル策定				
②	商工業者のBCP策定の支援 (BCPの策定率50%(従業員50人以上))	BCP策定率 12.1% (従業員50人以上)	BCPプロジェクトを中心とした県内事業者のBCP策定支援 業界団体などの策定支援や具体的な訓練セミナーの開催			事業の早期再開 BCP策定済企業割合のさらなる増加

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
③	交通・運輸事業者における事業継続計画(BCP)の策定の促進	バス協会 講習会開催(H24) BCP策定 1社(H24) トラック協会 講習会開催(H23~) BCP策定 5社(H24累計) 土佐くろしお鉄道 津波避難マニュアルの作成 (H24) BCP策定(H25)	(バス事業者) 6社策定	策定喚起	取り組みの継続	地震時の利用者の安全の確保や、 公共交通機関の早期復旧
			(トラック事業者) 12社策定	策定喚起	取り組みの継続	
			(土佐くろしお鉄道) 策定	必要に応じた記載内容の見直し等		
④	JA等における事業継続計画(BCP)策定の支援 除塩対策マニュアルの作成 (除塩対策マニュアルの完成(H25))	JAグループ「自然災害時事業 継続計画策定指針」作成 (H23.2) 除塩対策マニュアル(素案)の 作成	JAグループによる BCP策定	BCPに関する啓発活動等への協力 情報共有や必要に応じた見直しへの協力	取り組みの継続	被害を最小限に抑えることによる営 農活動の早期再開 津波による被害状況の把握および 農地の早期復旧
			除塩対策マニユア ルの作成	指導員等へのマニユアルの周知	取り組みの継続	
				必要に応じて、記載内容の見直し・追加	取り組みの継続	
⑤	木材加工業界、県森林組合連合会の事業継続 計画(BCP)の策定の支援	業界との協議	県森林組合連合会 のBCPの策定			復旧用の資材の早期供給
				木材加工業界の BCP検討		
⑥	漁業協同組合の事業継続計画(BCP)策定の支援 (21漁協・支所作成)	水産業BCPモデル作成 すくも湾漁協(田ノ浦漁港)(H24)	13漁協・支所 策定	6漁協・支所 策定	2漁協・支所 策定 (完了)	水産物の生産流通活動の早期再 開
⑦	高知県建設業BCP認定制度により認定 (120社認定)	認定制度の創設(H24) 69社認定(H24末)	46社認定	25社認定	50社程度認定 継続更新	事業継続力の確保による、迅速かつ 的確な応急復旧活動の実施
⑧	建築業者の事業継続計画(BCP)策定の支援 (20社)	-	BCP策定講習会の開催			住宅の早期復旧
				20社程度策定	取り組みの継続	

4-6 地震からの復興の事前検討

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震発生後、早期に復興の見通しが立てられるよう、復興方針の速やかな策定に向けて検討を行います。	①	東日本大震災の事例を参考にしながら、復興方針の策定のための事前準備を行います。	共通	公助	—	県	南海トラフ地震対策課 都市計画課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H27年度	
①	復興方針を速やかに策定するための事前準備 震災復興計画の事前準備のための「復興の考え方」のうち、避難生活等からの再建の根幹となる「都市の復興」を対象とした指針策定	—	H25年度 東日本大震災の事例収集 復興方針策定の考 え方の整理	H27年度 勉強会の開催 指針の策定	被災後の震災復興計画の速やかな策定

指針に基づき模擬訓練の実施(市町村職員向け)

4-7 地籍調査の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震の揺れや津波等で土地の境界が不明確となることにより復旧や復興が遅れることを防ぐため、地籍調査を推進します。	①	市町村が行う地籍調査に対して国の補助金を活用し支援します。	共通	公助	国土調査事業十年計画	市町村	用地対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	地籍調査事業の支援 (進捗率 53%)	進捗率 50%(H24末)	進捗率 51.1%	進捗率 52%	進捗率 53%	速やかな境界の復元が可能となることによる復旧・復興事業の早期実施

津波浸水予測区域地籍進捗状況調査

公岸19市町村の進捗状況(H25末)

- 高知市 46%
- 室戸市 9%
- 南国市 11%
- 安芸市 4%
- 南門市 11%
- 土佐市 8%
- 須崎市 6%
- 宿毛市 11%
- 土佐清水市 10%
- 四万十市 37%
- 香南市 18%
- 東洋町 16%
- 奈半利町 76%
- 田野町 100%
- 安田町 34%
- 芸西村 25%
- 中土佐町 73%
- 四万十町 80%
- 大月町 51%
- 黒瀬町 20%

(5) これまでの取り組み状況



東日本大震災を踏まえ対策の充実強化を図るため、内容と計画期間の見直し

これまで南海地震対策行動計画で進めてきた「具体的な取り組み」について、平成21年度～24年度までに目標を達成した取り組みは次のとおりです。

No.	具体的取り組み項目	取り組みNo.	目標	これまでの取り組み	特記事項	第2期行動計画での関連する取り組み	担当課
1	13 プロック塀等の安全対策の促進	16	②プロック塀等の転倒防止のための支援方法等の検討(前期)②支援方法の検討(前期)協議会を設置(平成21年度)、具体的な対策の検討	支援方法の検討→補助要綱策定	コンクリートブロック塀耐震対策事業に関する要綱制定	2-16-① 避難路・避難場所の安全の確保	住宅課
2	14 自動販売機の安全対策の促進	17	(前期)5水門の対策工事完了	転倒防止対策約99%(平成23年12月)	業界団体の取り組みにより転倒防止対策完了の見込み	-	南海地震対策課
3	24 高知港の水門の自動降下化	28	(前期)ラングAの海岸を整備 3海岸(平成21年度まで)	5排水機場の自動降下化完了(平成18年度) 5排水機場の遠隔操作化完了(平成21年度) 5排水機場の水門耐震化完了(平成23年度) 4排水機場の耐震化完了(平成24年度)	開口部の耐水化が必要な港湾管理海岸4排水機場について平成24年度完了	2-19-③ 河川等における津波浸水対策の推進	河川課 港湾・海岸課
4	25 海岸保全施設等の整備	29	①ため池のカルテ・ハザードマップの作成(前期)①貯水量1000m3かつ堤高が2m以上のため池すべてでカルテを作成(183箇所分作成)	平成21年度完了	年次点検結果に基づき順次着手	2-18-③ 海岸等の地震・津波対策の推進	港湾・海岸課
5	31 ため池の地震防災対策の推進	35	(前期)南海地震応急対策活動計画の作成(平成21年度)	貯水量1,000m3かつ堤高が2m以上のため池のカルテ・ハザードマップを作成(H21) ・カルテ:290箇所(作成済107箇所を含む) ・ハザードマップ:280箇所 ハザードマップ地域住民への周知(H23) 避難計画・訓練への反映要請(H24)	平成21年度に作成	2-27-①② ため池の地震防災対策の推進	農業基盤課
6	33 県における応急活動体制の整備	39	(前期)広域受援計画の作成	南海トラフ地震応急対策活動計画の作成	平成24年度に緊急対策活動計画と業務継続計画を一本化し、緊急対策活動要領(案)を策定 平成25年度に策定を行い、検証、見直しを実施	3-2-① 応急対策活動体制の整備	危機管理・防災課
7	34 県における業務継続体制の整備	40	(前期)業務継続計画の作成	業務継続計画の作成			
8	35 県外からの受援体制の整備	41	(前期)広域受援計画の作成	国の東南海・南海地震応急対策活動要領に対応した受援計画については、概成	連動地震に対応した国の見直しに合わせ見直しが必要	3-4-① 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備	危機管理・防災課
9	36 広域防災拠点のあり方の検討	42	(前期)広域防災拠点のあり方の検討の実施	平成24年度に総合防災拠点として一定整理	総合防災拠点の整備、運営マニュアルの作成に引き続き取り組み	3-3-①② 総合防災拠点の整備	危機管理・防災課

No.	具体的取り組み項目	前期No.	目標	これまでの取り組み(1/24未)	特記事項	第2期行動計画での関連する取組	担当課
1038	学校における地震防災体制の整備	44	(前期)すべての学校等で学校防災マニュアルを作成	すべての学校等で学校防災マニュアルを作成	必要項目が網羅された防災マニュアルの策定や避難訓練等にも取り組む	2-1-② 学校等の防災対策の促進	学校安全対策課 私学・大学支援課
1151	高知市における長期浸水対策の検討	59	(6年間)長期浸水対策の検討	平成21年度 長期浸水対策検討会準備会開催(3回) 平成22年度 長期浸水対策検討会の開催(3回)、止水、排水ワーキンググループの開催(1回) 平成24年度 長期浸水対策検討会の開催(2回)、止水・排水、住民避難、救助・救出、燃料の4ワーキンググループの開催(計12回)	平成24年度で長期浸水対策の検討は最終取りまとめを行い完了	-	南海地震対策課
1252	災害時の医療救護活動体制の整備	60	①「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」の見直しと周知 (前期)①「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」の改訂	「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」の改訂→高知県災害時医療救護計画策定(平成23年度)		3-6-①② 災害時の医療救護活動体制の整備	医療政策・医師確保課 医事業務課
1352	災害時の医療救護活動体制の整備	63	④医療従事者関係団体との災害時協力協定の締結 (6年間)④医療従事者関係団体との協定締結	災害時協力協定の締結完了(平成23年度)	平成23年度で完了 (締結先:高知県歯科医師会、高知県薬剤師会、高知県医薬品卸業協会、高知県衛生材料協会、日本産業界・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門高知県支部、高知県医療機器販売業協会)	3-6-① 災害時の医療救護活動体制の整備	医療政策・医師確保課 医事業務課
1457	緊急輸送道路の確保	71	②緊急輸送道路ネットワークの見直し (前期)②見直しの完了	見直し完了(平成21年度)	平成21年度に見直しを実施	3-24-①②③ 陸上における緊急輸送道路の確保	道路課
1561	都市施設の復旧対策の促進	78	(前期)都市災害復旧マニュアル完成・配付	都市災害復旧マニュアル完成	「都市災害復旧マニュアル」の完成、県下市町村への配布	-	都市計画課
1671	地震防災に携わる人材の育成	89	②効果的な人材育成の推進 (前期)②指針の作成	指針作成(平成22年度)	平成22年度に策定	1-4-① 防災人材の育成	南海地震対策課
1781	福祉避難所の設置体制の整備	104	②福祉避難所として利用可能な施設の把握・整理 (前期)②福祉避難所として利用可能な施設の把握 調査率 100%	【調査結果公表施設数】 母子・児童施設 10、老人ホーム 50、通所介護施設 175、老人保健施設 30、特別養護老人ホーム 52、障害者施設 114 計 431	必要な調査を実施し、その結果を整理し「こうちぎょうせいネット」に掲載し、市町村への周知が完了	3-16-② 災害時要援護者の避難対策の推進	地域福祉政策課
1881	福祉避難所の設置体制の整備	105	③福祉避難所における介助員等の人材の確保 (前期)③人材確保の方法等の検討	各団体間での協定締結に向け調整	各団体間での協定締結を予定 (平成25年6月に締結予定)	3-16-② 災害時要援護者の避難対策の推進	高齢者福祉課

参考資料

- 1 高知県の南海トラフ地震対策全体の計画体系
- 2 高知県南海トラフ地震対策行動計画における長期浸水対策

【参考資料2】

高知県南海トラフ地震対策行動計画における長期浸水対策

高知市の中心市街地で発生が予測されている長期浸水に対しては、平成22年度に「南海地震対策長期浸水検討会」を設置し、事前の被害軽減対策や、発災後の迅速な復旧・復興に向けた対策を検討してきました。

これらの対策は、目標期間や各機関の役割を明確にし、平成25年3月に取りまとめました。

取りまとめた対策は、本行動計画により進捗管理を行っていくほか、引き続き検討を行うことが必要な項目については、「高知県・高知市南海トラフ巨大地震対策連携会議」等により検討を進めていきます。

○行動計画に記載する対策

対策項目	長期浸水検討会でとりまとめた対策	行動計画における記載（再掲）
止水・排水	長期浸水に備えた道路の整備 ▪ 橋梁の耐震化推進 ▪ 高知南国道路の整備	3-24陸上における緊急輸送の確保 ①緊急輸送道路の橋梁耐震化 ⑤四国8の字ネットワークの整備
	発災後の速やかな道路啓開の実施 ▪ 資機材の備蓄、保管、調達 ▪ 道路啓開実施体制の構築	3-23緊急輸送のための啓開活動 ①緊急輸送道路確保計画の策定
	堤防・護岸の機能強化 ▪ 堤防、護岸の耐震補強 ▪ 水門、ゲートなどの補強、排水路などの止水対策	2-18海岸等の地震・津波対策の推進 ①県管理護岸、防潮堤の耐震化 2-19河川等における津波浸水対策の推進 ①河川堤防の耐震化
	排水機場の地震・津波対策 ▪ 優先度を踏まえた耐震、耐水対策 ▪ 事業制度創設、拡充 ほか	2-19河川等における津波浸水対策の推進 ②浦戸湾に流入する河川の排水機場の耐震化・耐水化 ③高知港における排水機場の耐水化
住民避難	避難場所の確保 ▪ 高台への避難路整備、津波避難ビル指定の推進 ▪ 長期浸水区域内への物資備蓄	2-15津波避難路・避難場所の整備 ①避難路・避難場所の整備
	緊急避難のあり方・行動計画 ▪ 市民への啓発 ▪ 地区別避難行動計画策定	2-14津波からの避難対策の推進 ②地域津波避難計画の策定
	要援護者の避難対策 ▪ 災害時要援護者台帳作成及び個別避難計画の策定 ▪ 福祉避難所（緊急時）の確保	3-16要配慮者の避難対策の推進 ①市町村の避難支援プラン（個別計画）の策定
	避難所の確保 ▪ 収容避難所の新規指定 ▪ 収容避難所への物資備蓄 ▪ 開設・運営マニュアルの改訂 ほか	3-12避難体制づくりの推進 ①避難所の立地状況の確認 ③避難所運営マニュアルの内容を充実させる 3-13避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進 ③市町村備蓄計画に基づいた備蓄の促進
	福祉避難所の確保 ▪ 福祉避難所の確保 ▪ 物資備蓄 ほか	3-16要配慮者の避難対策の推進 ②市町村が行う福祉避難所の指定への支援
	広域避難対策 ▪ 広域避難所の確保及び避難者の搬送計画策定 ▪ 開設、運営の役割分担 ほか	3-12避難体制づくりの推進 ②広域避難の調整
救助救出	命を守るための人・資機材の確保	3-2応急対策活動体制の整備 ④浸水域の救出活動体制の整備
	救助を支援する防災拠点整備	3-3総合防災拠点の整備 ②総合防災拠点の整備
	要援護者の把握と情報共有	3-2応急対策活動体制の整備 ①高知県南海トラフ地震応急対策活動要領の検証
	孤立者へのフォローアップ	3-4県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備 ①応急救助機関などの応援部隊の受援計画の策定

対策項目	長期浸水検討会でとりまとめた対策	行動計画における記載（再掲）
燃料	タナスカ石油基地の耐災化	2-23燃料タンク等の安全対策の推進 ①石油・ガス施設の安全対策検討
	SSの耐災化の促進	3-9応急対策活動用の燃料確保 ①災害対応型給油所の整備に対する支援
医療	浸水域内の医療従事者確保等の医療機能維持	3-6災害時の医療救護活動体制の整備 ①災害時の医療従事者の確保 広域医療搬送体制の確立、通信手段の確保など ②災害時に必要となる医薬品の備蓄 (県市連携会議でも引き続き検討)
	浸水域内外の医療連携	
	入院患者等の搬送	
	備蓄（浸水域内の備蓄計画）	
衛生	感染症や健康被害等の拡大防止 ▪ 感染症の予防対策と衛生資材の充実	3-18保健衛生活動の推進 ①市町村災害時保健活動マニュアルの策定の支援
	し尿及び生活ごみ等の衛生的処理対策 ▪ 携帯、簡易トイレの備蓄促進 ▪ 避難所等における衛生的処理ルールの明確化 など	3-12避難体制づくりの推進 ③避難所運営マニュアルの内容の充実
	ご遺体の衛生的処理対策 ▪ 災害時のご遺体処理体制の構築 ▪ 広域火葬等に関する各種訓練の実施	3-7遺体に対する対策の推進 ②広域火葬計画の策定
	避難所での衛生対策 ▪ 高齢者や子供への配慮 ▪ 救援物資等の確保	3-12避難体制づくりの推進 ③避難所運営マニュアルの内容を充実
	その他の避難場所等での衛生対策 ▪ 備蓄資材の配備	3-13避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進 ①被害想定に基づいた県・市町村の備蓄計画の策定
廃棄物	廃棄物集積場の確保	3-11応急期の機能配置計画の策定 ①災害時の公共用地利用計画の策定
	災害廃棄物処理に係る課題への対応	4-2災害廃棄物の処理体制の整備 ②市町村災害廃棄物処理計画策定の支援

○南海トラフ巨大地震対策連携会議等で引き続き検討する対策

対策項目	長期浸水検討会でとりまとめた対策
止水・排水	止水資機材の確保・備蓄 ▪ 浸水域外での資機材備蓄、保管 ▪ 県外からの資機材調達 ほか
	効率的な緊急復旧（止水）の実施 ▪ 建設関係団体との事前協定の具体化 ▪ 効率的な緊急復旧実施体制の構築
	排水ポンプ車・応急ポンプの確保 ▪ ポンプ及び燃料の確保
衛生	浸水域内外の初動及び広域連携体制の充実 ▪ 災害時地域保健推進体制の構築 ▪ 訓練の実施
	防疫体制の充実 ▪ 関係団体との協定締結 ▪ 死亡獣畜の適正処理 など
廃棄物	組織体制の構築
	迅速な収集・運搬・処理のための事前検討

○啓発等を行っていく対策

対策項目	長期浸水検討会でとりまとめた対策
住民避難	孤立者へのフォローアップ対策 ▪ 情報把握方法の確立 ▪ 早期救出、自主避難対策 ほか
燃料	災害復旧車両の優先給油対策
衛生	感染症や健康被害等の拡大防止 ▪ お薬手帳携行などの啓発
	化学薬品流出対策の充実 ▪ 市民、事業者への啓発や指導
	その他の避難場所等での衛生対策 ▪ 非常持ち出し品等の普及啓発

高知県南海トラフ地震対策行動計画
(平成 25 年度～平成 27 年度)

平成 25 年 6 月初版

平成 26 年 7 月一部改訂

平成 27 年 6 月一部改訂

作成

高知県南海トラフ地震対策推進本部
(事務局 南海トラフ地震対策課)

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

電話 088-823-9798 fax 088-823-9253

南海トラフ地震対策課ウェブサイト

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/>

啓発サイト「南海トラフ地震に備えてGOOD!!」

<http://www.pref.kochi.lg.jp/sonaetegood/>